

点検・評価報告書

目 次

序 章	1
1. 理念・目的	4
2. 内部質保証	17
3. 教育研究組織	25
4. 教育課程・学習成果	36
5. 学生の受け入れ	66
6. 教員・教員組織	78
7. 学生支援	86
8. 教育研究等環境	96
9. 社会連携・社会貢献	107
10. 大学運営・財務	113
第1節 大学運営	
第2節 財務	
終 章	117

「序章」

1 桐蔭横浜大学の沿革

桐蔭横浜大学は、横浜市に、1964(昭和 39)年に設立された学校法人桐蔭学園を母体とする。桐蔭学園は、高等学校、中等学校、中学校、小学部、幼稚部を設置し、文部両道の学園として大きく発展してきた。大学教育は、学園の理想である一貫教育を達成するため、1988(昭和 63)年、工学部 2 学科(制御システム工学科および材料工学科)からなる「桐蔭学園横浜大学」として設置された時に始まる。

その後の発展は次のとおりである。

1992(平成 4)年に大学院工学研究科修士課程を開設し、1993(平成 5)年に法学部法律学科を開設した。1994(平成 6)年に大学院工学研究科博士後期課程を開設、1997(平成 9)年に校名を「桐蔭横浜大学」に変更、同年、大学院法学研究科修士課程を開設、1999(平成 11)年に大学院法学研究科博士後期課程を開設、そして同年、工学部の学科改組(4 学科へ)を行った。2003(平成 15)年に大学院工学研究科修士課程を改組、2004(平成 16)年に大学院法務研究科(法科大学院)を開設、2005(平成 17)年に医用工学部(2 学科)開設、同年工学部の学科改組(2 学科へ)、同年大学院工学研究科博士後期課程を改組した。2008(平成 20)年にスポーツ健康政策学部を開設、2009(平成 21)年に医用工学部の学科改組を果たした。また 2015 年にはスポーツ科学研究科を開設し、スポーツ健康政策学部での教育研究を大学院で更に発展させる体制を構築した。

こうした発展のほか、1994(平成 6)年に大学情報センター(図書館)の開設、1999(平成 11)年に先端医用工学センターおよび生涯学習センターの開設、2001(平成 13)年に旧横浜地裁陪審法廷およびサヴィニー文庫を擁する桐蔭学園アカデミウムを開設した。また 2010 年には大学中央棟を建設し、分散していた事務管理機能の一元化を図ると同時に、新設のスポーツ健康政策学部にふさわしい設備を充実させた。2014 年には医用工学部実習棟を竣工し、最先端の医療関連技術者養成にふさわしい教育環境を整えた。さらに 2017 年には大学体育館を新設した。これと平行して、2015 年には英語村が新設され、ネイティブのインストラクターによる会話体験指導など、国際化に向けた取り組みにも力を入れ、2018 年からは、外国語センター、教職センターを設立し、多面的な発展を目指している。このように本学は、継続的な環境整備、組織整備を行い、高等教育機関にふさわしい体制を整え今日に至っている。

なお、2009(平成 21)年に工学部の募集停止を決定し、2010(平成 22)年度から募集は行っていない。また法科大学院は、2018 年度から募集を停止した。

2 大学評価を申請するまでの経緯

(1) 現在までの自己点検・評価活動

本学における自己点検・評価の活動は、大学設置基準が改正されたその年、すなわち 1991(平成 3)年に、教員が出版した図書、学術論文さらには国際会議ならびに学会での発表、公開講座、セミナーなどの活動状況を『学術交流レポート』として公刊したことに始まる。

1993(平成 5)年に、第 1 次自己点検評価委員会を組織し、最初の自己点検・評価報告書『桐蔭学園横浜大学の歩み』を公刊した。なお、1991(平成 3)年以来、教育についての自

自己点検・評価活動として「授業アンケート調査」を行っており、また、個別の教員を対象とした自己点検・報告書の作成を毎年前期末と後期末の2回に分けて実施してきた。

2000(平成12)年には第2次自己点検評価委員会を組織し(平成12年9月「桐蔭横浜大学自己点検評価規程」制定)、学部学科・大学院の再編、カリキュラム改善、入試改革など新たな展開を経て、2003(平成15)年に『桐蔭横浜大学の現状と課題—自己点検・評価報告書2003.2—』と題する報告書をまとめ公表した。同年、第3次自己点検評価委員会を組織し、改めて大学の現状についての分析評価および改善策の検討を経て、2004(平成16)年4月、認証評価制度発足の第一陣として大学基準協会に相互評価の申請をし、2005(平成17)年3月に大学基準に「適合」している旨の認証評価を得た。同年4月、相互評価の結果をホームページ上に公表し、あわせて『桐蔭横浜大学自己点検評価報告書—大学基準協会による相互評価ならびに認証評価結果—』として公刊した。

2005(平成17)年以降、大学基準協会から指摘された自己点検・評価の体制を組織的に取り組むことに留意し、2009(平成21)年には大学の課題一覧を完成させ、また、各年度に教員の自己点検・評価シートを作成し、到達度を点検・評価する方法で自己点検・評価活動を継続して実施した。

2010年以降は、指摘された事項について、継続した改善作業を行ってきた。そして2017年からは、PDCAサイクルをより確実かつ生産的に回転させるための組織を再整備している。

(2) 大学基準協会に大学評価を申請するための活動体制

今回の認証評価申請は、本学の2011(平成23)年の相互評価による大学基準認定から数えて改正学校教育法の規定する7年目の申請に当たる。本学は、今般の認証評価制度の導入をわが国の高等教育機関を取り巻く社会情勢の変化に対応するものと捉え、認証評価機関による第三者評価を受ける意義を、本学の教職員が自ら点検・評価した結果を第三者が外部評価の形で追評価することで、その問題点や課題をより客観的総合的に把握し、改善の方向性が明確になることにあると認識している。この認識を踏まえ、本学は、今回の大学評価申請の基礎となる『点検・評価報告書』をまとめるにあたり、次のような組織体制をとることとした。すなわち、まず各学部各研究科に担当委員を置き、これまでに積み重ねてきた自己点検評価を総括的に報告してもらう。次に、学長を中心とする学長室が自己点検・評価報告書の「編集委員会」の役割を担い、自己点検・評価活動を総合する。これを再度、各学部各研究科の担当委員と会合を開いて精査し、自己点検評価報告書の初期案とする。そしてこの初期案を大学自己点検評価委員会にはかり、継続的に審議する。この審議を経て、原案とし、原案を大学運営会議、及び大学評議会で検討し、最終案とする。このようにして、『点検・評価報告書』の完成をみた次第である。

3 本報告書の編集に関する本学の基本方針

2017(平成29)年5月1日を基準時とする大学の自己点検・評価ではあるが、その後の取組みの進展も取り入れたものにする事、そして募集を停止した法科大学院についても自己点検・評価の対象とすることにした。大学評価申請の基礎となる本報告書については、

大学基準協会編集『大学評価ハンドブック』に記載されている大学基準の評価項目および評価の視点に基づき「現状の説明」、「点検・評価」、および「将来に向けた発展方策」について記載することにした。記載にあたっては、大学の課題一覧作成過程の議論も取り込み、大学の問題点や課題を明らかにすることにした。

「本章」

第1章 理念・目的

① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

本学の大学の理念、目的の設定の源となるものは、建学の精神（資料 1-1 <http://toin.ac.jp/univ/overview/spirit/>）と大学憲章（資料 1-2 <http://toin.ac.jp/univ/overview/charter/>）学園全体に共通するものであり、大学に固有のものではない。桐蔭高校設立以来の柱であり、当初は 4 までであったが、近年の状況に鑑み、5 が追加された。建学の精神は以下の通りである。

1. 社会連帯を基調とした、義務を実行する自由人たれ。
2. 学問に徹し、求学の精神の持ち主たれ。
3. 道義の精神を高揚し、誇り高き人格者たれ。
4. 国を愛し、民族を愛する国民たれ。
5. 自然を愛し、平和を愛する国際人たれ。

この建学の精神を大学により具体的に適応して表現し、大学の目的、理念を提示したものととして本学の大学憲章がある。大学憲章は以下の通りである。

1. 教育目標

- ① 日本社会と世界の将来像に照らして、社会貢献できる人材を育成する。
- ② 大学生、大学院生が、自ら判断する能力と実行力を磨き、仲間と協同することもできる人間に鍛える。人権意識に目覚めさせ、市民性の涵養を行う。

2. 教育システム

- ① 少人数教育により、教員と学生が、常に切磋琢磨できる機会が与えられるように教育環境を整える。
- ② 教職員は、常に、熱き心と冷静な頭脳でもって学生に接する。

3. 研究活動

国際水準の研究を推進し、成果を出す。産学の連携と地域貢献にも力を注ぐ。

4. 国際交流

- ① 世界各国と、留学生を介した交流を盛んにし、教職員の国際化に努める。
- ② 英語教育の充実に努める。

5. 組織運営

- ① 適正な手続きによって大学を運営する。
- ② 苦情処理の諸機関を充実させ、男女共同参画にも十分配慮する。
- ③ 良質の教職員スタッフを揃える。
- ④ 研究設備と教育設備の充実をはかる。
- ⑤ 教育情報を公開する。
- ⑥ 自己点検・自己評価を定期的実施し、常に改善を心がける。

こうした建学の精神、大学憲章に照らして、各学部、各研究科の目的が設定されている。

各学部の理念・目的は桐蔭横浜大学学則第6条（資料1-3）に示されている。また大学院の理念、目的は、桐蔭横浜大学大学院学則第5条・7条（資料1-4）に示されている。それぞれについて確認しよう。まず法学部の設置目的が以下のように示されている。

「法学部は、基本的な法律制度の理解を基礎とし、法理論及び法政策を教授し、もって法的思考能力を備えた人材を育成する。法律学科は、現代社会における諸問題に即して法的思考能力を涵養し、倫理性と人間力を備えた人材を育成する。」

引き続き第2項では医用工学部の設置目的が以下のように示されている。

「医用工学部は、医学、環境、情報、電子、生物医療、福祉、バイオ、遺伝子等、様々な学問領域を有機的に連携させた教育を行い、最先端の工学技術を駆使して社会の発展に貢献する人材を養成する。生命医工学科は、医用材料、再生工学技術、最新の臨床医学と臨床検査学の発展に貢献できる人材を養成する。臨床工学科は、最新の生命維持管理装置の知識を有し、その操作・管理を円滑に行える臨床工学技士の養成と高度な医療技術を身に付けた医用技術者を養成する。」

さらにスポーツ健康政策学部の設置目的は第3項に以下のように提示されている。

「スポーツ健康政策学部は、スポーツや健康のみならず、関連する研究分野の健全な発展を推進するということを理念に掲げ、現代社会が抱える諸問題を文化・スポーツを通して解決することができる人材を養成する。スポーツ教育学科は、スポーツや健康に関する専門的な知識・技能を身に付け、かつ今日的教育課題の解決に応えることのできる小学校、中学校、高等学校の教員や、我が国が迎えつつある生涯スポーツ社会において活躍することのできるスポーツ指導者を養成する。スポーツテクノロジー学科は、スポーツや健康を支える指導者やトレーナー、技術者を目指し、スポーツ科学及び医学等、関連する領域の専門的な知識とともに、総合的な見識と実践的な技術等を持つ人材を養成する。スポーツ健康政策学科は、スポーツや健康のみならず、広く文化全般にわたる豊富な知識を有し、そのうえで、次世代の文化の諸領域を視野に入れた政策等の企画立案に携わることができ柔軟な発想を持つ人材を養成する。」

大学院については、桐蔭横浜大学大学院学則第5条に、まず法学研究科の理念、目的として「法学研究科修士課程は、法に通暁した高度専門職業人を養成するとともに、高度に国際化した法の現状に対応しうる能力を養成し、加えて一層高度な研究に堪えうる能力及び知見を養成するものとする」と規定されている。第二項には、工学研究科について、「工学に関する専門領域の知識を身に付け、研究並びに実験を通じて新規の論理と技術を提案し、国際的な研究発表活動にも対応できる能力を有する研究者を養成する」と規定する。さらに第三項に、スポーツ科学研究科の目的を、「学際的な学術領域としてのスポーツ科学を体系的に修得し、その成果を高度専門的職業人として、社会の発展に貢献できる人材を養成する」としている。なお、博士課程については第7条に目的が規定されている。

また建学の精神、大学憲章は大学全体の三つのポリシーとしても、以下のように具体化している。

[アドミッション・ポリシー] 本学は、4つの教育の柱（「個の充実」、「実務家養成」、「開かれた大学」及び「国際交流」）のもと、少人数教育の利点を活かし、大学教育において、学生一人ひとりの専門性を高めることを最大の目標としており、学力の優劣

よりも、社会において活躍しようとする明確な目的意識を持ち、入学後に大きく成長する可能性を秘めた入学希望者に、自らを変革させる機会を与えることを目指している。

[カリキュラム・ポリシー] 本学では「実学およびスポーツと教員養成」「文化教育」「新たな知の開拓」「グローバル化対応」という柱を軸に、それぞれの学部の特徴を生かしつつ、体系的なカリキュラム編成がなされている。このうち「実学」については、各学部が想定する職業に必要とされる知見を、基礎から実践まで系統的に教育指導する。そしてそれにとどまらず、その先の最先端の領域を開拓してゆく道にもつながる扉を指し示したい。その一方で、グローバル化してゆく世界に対応するための知見も、職業的知見の傍らに用意し、また、日々の価値判断の礎となるべき人文社会教養も、関心興味に応じて深めることができるよう配慮する。

[ディプロマ・ポリシー] 本学は桐蔭学園の5つの建学の精神に基づきつつ、「個の充実」「実務家養成」「開かれた大学」「国際交流」の4つの柱を大学開設以来掲げてきた。近年はこれを「実学およびスポーツと教員養成」「文化教育」「新たな知の開拓」「グローバル化対応」とも置いている。その具体的内容は各学部の特性により異なる部分があるとしても、①卒業後の社会・職業生活に応用可能な知見の修得、②価値判断の基礎となり、長い人生の道標となりうる教養、そして人格の形成、③グローバル化してゆく世界に対する確かな目、これらを身につけるといふ点では共通性がある。よって、この3点を学士号授与の基礎的条件とする。そしてこれを土台として各学部が提供する具体的な知見を修得してもらおう。これにより、自立的に自由な発想と柔軟な判断ができ、他者や他文化と協調・協同しながら、倫理観を持って目標の実現のために人間力豊かなリーダーシップを発揮するとともに、多様な知識と技術を用いて社会の事象を批判的に分析し、問題の発見と解決をはかりながら、持続可能な地球社会の構築に貢献できる人材を輩出できると確信する。

以下、各学部、各研究科について補足的に確認する。

法学部 法学部の理念・目的として、法的思考を備えた人材を輩出すること、法律学学科の目的として、現代社会における諸問題に即した思考能力の涵養、倫理性と「人間力」を備えた人材の養成を目的とすることを、平成 21 (2009)年に学則に規定した。また、法学部の教育理念は、以下に示すディプロマ・ポリシーに端的に表現されている。「大学で法学士号を取得するとは、幅広い教養と法学専門知識を身に着け、良き市民となることである。法的な考え方を身に着け、トラブルを解決したり、相手方と交渉したりする能力を身に着ける。批判精神を持った市民として、社会に貢献できる資質を身に着ける。」

医用工学部 [理念・目的の明確化について] 医用工学部は生命医工学科と臨床工学科の2学科からなり、「医学」と「工学」を融合したメディカル新時代を担う新しいタイプの学部であり、工学技術に軸足を置いた医療人を育成することを目的とする。また、個人の特性を生かしながら成長し、社会に貢献できる基礎の構築も目的としている。生命医工学科は、生物工学の技術に基づき、医用材料の開発および再生工学技術の発展に寄与し、医学、医療の発展に貢献できる人材を育成することを目的とする。特に多様化する臨床検査

の分野において、高度にシステム化された検査機器を適切に運用し、工学的思考に基づく科学的分析能力に優れた臨床検査技師を育成するためのカリキュラムも設置している。

臨床工学科は、高度医療に対応できる臨床工学技士を育成するとともに、最先端の医療技術を工学的見地から研究、開発することを目的とする。本学科は前身の工学部医用工学科を含めて既に多数の臨床工学技士を輩出し、医用工学を臨床領域へ展開している。また、医療器具などの開発研究を通して、現代医療の質の向上に貢献し得る人材教育を行うことにより、医療技術の発展に寄与している。学部ならびに学科の理念・目的を学則に規定している。

[実績や資源からみた理念・目的の適切性について] 医用工学部では、医療技術者を育成するための専門的有資格者を教員として採用している。また、実験設備等においても医用系実習棟を新築すると共に、新しい設備を導入することにより教育の充実を図っている。実績については、臨床工学科では、前身の工学部医用工学科を含めて既に多数の臨床工学技士を輩出し、生命医工学科も2016年度臨床検査技師国家試験新卒者合格率100%を実現し、理念・目的の実現は可能であるといえる。

[個性化への対応について] 本学部における学士課程人材育成の目標は、臨床現場で働く医用工学者に求められる健全な人間性、チームプロジェクトで活躍できる協調性・社会性、自律的にキャリアパスを開拓できる積極性および国際的なコミュニケーション能力である。本学部では、臨床検査技師および臨床工学技士国家資格の取得を奨励しているが、この課題は本学の学士課程人材育成の結果として達成されるものである。毎年開催される桐蔭医用工学国際シンポジウムにおける学生の英語によるプレゼンテーションも同様である。このような人材育成の目標に従って、本学部では、学生募集(AO募集)における選考基準として、学生の協調性・社会性を重視する独自のアドミッション・ポリシーを実施している。

[展望と課題] 本学部は医療系ライセンスに特化した学部であり、卒業後のビジョンが明確化されたため、志願者および入学者に目的意識が高く、入学定員の充足に加えて授業の質や学生の成績がよい方向に向かっている。課題としては、本学部の歴史はまだ浅いものの、卒業生の進路については就職先からの評価も得ている。しかし、一般社会からの認知度は決して高くはなく、ターゲットとする医用工学を学びたいと考える高校生や高等学校からはいまだ十分な認知を得ていない点である。

スポーツ健康政策学部 スポーツ健康政策学部は、2008(平成20)年4月にスポーツ教育学科、スポーツテクノロジー学科、スポーツ健康政策学科の3学科をもって開設された学部である。設置申請に際し、その主旨は、スポーツ健康政策に関する専門性を高めるとともに、①社会・経済的な状況を含む時代的要請と、②地域からの要請に応えることであると、それぞれ具体的には次のように記した。

①社会・経済的な状況を含む時代的要請について・・・文化スポーツの持つ理想の姿とは、言語の異なる民族間においても交流を可能とし、平和を象徴するというものである。しかしながら、オリンピック競技大会やサッカーのワールドカップに代表されるように、現代のチャンピオンシップ・スポーツは各国間や地域間の代理戦争の様相を呈し、国家的な規模で行われているドーピングの問題なども含め、健全な社会に貢献しているとは判断しがたい状況にある。つまり、一部のチャンピオンシップ・スポーツのみを用いて世界の

友好と平和を保つことには多大な困難が伴うといわねばなるまい。このような時代に求められるスポーツの役割は、チャンピオンシップ・スポーツのみならず、世界中に存在する民族の歴史や伝統、文化などを理解したうえで土着の民族スポーツをも含めた広い概念の文化やスポーツを振興することであり、それらを通して異文化を深層から理解することであると考える。したがって、文化スポーツを専門的に学ぶ本学部は、文化スポーツを社会的、経済的、政治的、文化的、歴史的な側面からも捉えるための専門的な教育研究体制を整備し、文化スポーツを通じて深層にあるさまざまな実情を知り、それらを理解する必要があると考えた。そしてこのことが、ひいては世界の友好と平和に繋がるものであると考える。また、国内に目を向けると、少子高齢化の急激な進展という現実問題に直面しているが、こうした問題解決に対しても文化スポーツは多大な貢献を果たすものであると考える。

②地域からの要請について・・・神奈川県は2004(平成16)年3月に「かながわ文化芸術振興指針」を策定し、2007(平成19)年2月には「かながわの文化芸術振興を考える懇話会」が開催されるなど、文化振興への取り組みが活発な自治体である。また、2011(平成23)年12月には神奈川県スポーツ振興指針「アクティブかながわ・スポーツビジョン」が改訂され、「スポーツのあるまち・くらしづくり」を基本理念として、県民一人ひとりがスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現を目指している。このように、本学の所在する神奈川県は文化およびスポーツの振興に強い期待を有している地域であるといえる。本学部は、従来の体育・スポーツ系の学部とは異なり、スポーツも文化の1つとする文化スポーツを柱とする学部であり、豊富な専門的知識やアイデアを持った質の高いスポーツ指導者を養成することによって、こうした地域からの要請に応えることが可能であると考えられる。

このような状況を踏まえると、今後の我が国の文化スポーツ領域において求められる人材とは、国際化時代に対応できることはもちろんのこと、政府および地方自治体における文化スポーツ・健康の政策立案ができる者をはじめ、スポーツ・健康スポーツの指導が行える教員(中高保健体育、小学校)や、トレーナー、インストラクター、医療機器およびスポーツ関連機器の操作および開発など、多方面から健康増進にかかわることができる技術・能力を有する者であり、国際交流の推進団体(NPO、NGO)の運営者であると判断する。したがって、本学部では、我が国の教育界およびスポーツ界のみならず、それらの関連業界すべての健全な発展を推進することのできる人材養成という理念を掲げ、その理念を具現化するために高度な文化スポーツに関連する専門的な教育を施し、現代社会が抱える諸問題を広い概念のスポーツを通して解決することをめざすことで、社会的責務を果たす指導者の養成を行うことを目的とした。

スポーツ健康政策学部の理念・目的を設定するに際し、具体的には文化スポーツに関連する事象を大きく次の5つの領域で捉えることとした。つまり、①現代社会に対応した教師としての資質を高めるための事項、②スポーツ現場で迅速かつ柔軟に対応することができるトレーナー、インストラクターとしての資質を高めるための事項、③スポーツ用器具および身体装具や医療機器の操作や開発の知識に長けた技術者としての資質を高めるための事項、④政府や地方自治体において健康や文化スポーツ分野での政策立案者としての資質を高めるための事項、⑤世界を視野に入れ文化スポーツを通じて異文化交流を図る資質

を高めるための事項であり、これらについて教育研究を行うものである。

法学研究科 本研究科修士課程の理念・目的については、「法に通暁した高度専門職業人を養成するとともに、高度に国際化した法の現状に対応しうる能力を養成し、加えて一層高度な研究に耐えうる能力及び知見を養成するもの」として、この理念・目的をより具体化するために以下のような教育研究の方向性を明らかにしている。すなわち、修士課程は、法律学専攻のみを設置し、公法学研究分野、刑事法学研究分野、民事法学研究分野、基礎法・比較法学研究分野の4つの研究分野から学び、修了後に想定される進路との関連で、①学術コース、②比較法コース、③専修コース、④ポストキャリアコースを設定している。

本研究科博士後期課程の理念・目的については、「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎になる豊かな学識を養うこと」として、この理念・目的をより具体化するために、修士課程における法学研究教育を基礎とし、かつ、それに接続して日本の将来の法律学および法実務のより高度な発展を支えることができる研究者および高度の専門的職業人、特に比較法的方法を体得し、外国法や国際関係法に精通し、高度の専門的実務に従事する資質を備えた人材を養成するものとする。

工学研究科 工学研究科は平成15年度より修士課程に医用工学専攻と情報・機械専攻の二専攻を設けてきたが、平成22年度より工学部の二学科（電子情報工学科およびロボット工学科）を募集停止したことにもない、平成27年度に情報・機械専攻を廃止し、医用工学専攻のみとした。博士後期課程についても医用工学専攻として一本化されている。本学が提示した4つの理念、「個の充実」「実務化教育」「開かれた大学」「国際交流」を柱として、工学研究科における人材育成の理念・目的を、「工学に関する専門領域の知識を身につけ、研究ならびに実験を通じて新規の論理と技術を提案し、国際的な研究発表活動にも対応できる能力を有する研究者を養成する（修士課程）」さらに「工学に関する専門領域の研究並びに実験に精通しながら独自の論理と技術を構築し、専門分野とその周辺の工学分野に高度な知識を有しながら、国際的、学際的な研究活動も推進する能力を持つ研究者を養成する（博士後期課程）」と設定している。

スポーツ科学研究科 本研究科では自然科学的な高度な知識を身につけさせることを目的とする「スポーツ健康科学領域」、人文・社会科学の高度な専門知識を身につけさせることを目的とする「スポーツ文化科学領域」を設定し、それらを包括して「スポーツ科学研究科」をおいている。本研究科は既存学部を目指す方向性を深化させることを目的としている。スポーツを通して社会に寄与・貢献できるよう、スポーツ科学に関する高度な専門知識・実践力を身につけた人材を養成することで、スポーツ科学に関する教育の制度やその社会的環境をより整備、発展させることが本研究科・専攻の理念であることを設置趣旨に明記している。

法務研究科 桐蔭横浜大学法科大学院学則第1条（資料1-5）に、「桐蔭横浜大学の建学の精神に基づき、実務法曹養成に特化した専門職大学院として、実務法曹に必要な法知識と

応用力を身に付けた人材を育成することを目的とする。」とし法律知識と法律以外のさまざまな専門知識の両方を併せ持つことによって、新しい問題に対処できる総合的な能力をもった「ハイブリッド法曹」の養成であると敷衍される。これを本学大学院法務研究科の目的として明確に設定している。なお、「ハイブリッド法曹」とは、本学大学院法務研究科の造語であり、法律知識と法律以外のさまざまな専門分野の知識経験及び新しい問題に的確に対処することができる柔軟な能力を兼ね備えた人材という意味で使用している。本学大学院法務研究科のHP「ハイブリッド法曹について」(資料 1-6 <http://toin.ac.jp/lawschool/info-top/info/hybrid/>)。

この本学大学院法務研究科の目的は、法科大学院の教育と司法試験等の連携に関する法律で規定されている「専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性、職業倫理を備えた」法曹の養成に対応しており、しかもその理念・目的は、同法第 1 条が定める目的、すなわち、「法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携の確保」及び「高度の専門的な能力及び優れた資質を有する多数の法曹の養成を図り、もって司法制度を支える人的体制の充実強化に資する」目的に沿ったものである。

以上より、本学大学院法務研究科の目的は適切に設定しているといえる。
法科大学院教育研究上の目的 (資料1-7)

② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

すでに示したように、大学全体の理念・目的は、桐蔭横浜大学学則、および桐蔭横浜大学大学院学則に明示されている。また、その周知については以下の通りである。
[構成員に対する周知方法と有効性] 建学の精神については、入学式での理事長、学長の式辞で言及され、そのほかにも、理事長、学長などの挨拶では度々言及される。また2016年度学園祭の書道コンクールでは、建学の精神がテーマとなった。更に、学生に対してはオリエンテーションにおけるガイダンス、加えて履修要項を配布し周知されている。また学則第6条に明記された理念・目的は教授会等での検討において常に参照され周知が図られ、また、スマートキャンパスにより教職員に公開されている。また学生便覧において、学則同条及びその具体的内容を掲出し、年度開始時のオリエンテーションで学生に周知するとともに、大学ホームページで一般に公開している。

大学全体、各学部、各研究科の三つのポリシーは、いずれも大学ホームページで公開している。

この他に、本学の特色である少人数教育が全学年を通じて実践されており、これを体現するゼミナール等により、理念と目的は教員および学生に浸透している。2017 年秋に実施された文部科学省の学校法人運営調査・学生インタビューでも、全ての学生が、本学の特色として、少人数で教員と学生のコミュニケーションを重視した教育をあげており、このことが実証されている。

[社会への公表方法] 社会に対しては、大学ホームページ、『大学案内パンフレット』(資料 1-8 <http://toin.ac.jp/univ/intro/pamphlet/>) およびオープンキャンパス、『キリコ』(資

料 1-9 <http://toin.ac.jp/kiriko/>) 等を通じて、学びの特色を端的に分かりやすいかたちでアピールしている。大学院規則第 5, 6, 7 条に示された大学院の理念・目的は、『大学院案内パンフレット』、研究科学生便覧に抜粋の形で掲載し、かつ、その要旨を大学ホームページの本研究科のページに掲載している。

③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

中長期の計画については、これまで特別大学改革委員会で論議することとされていたが具体的な改革には着手されなかった。

経営学の重要な知見の一つとして、組織に係わる問題のすべては現場で発生する、というものがある。抽象的な理念を振りかざしても、学生と教員が向き合う授業の現場、日々の職員の活動の現場など、具体的な現場との関係で、その抽象的な理念が検討されないなら、効果は期待できない。

2017 年度は、年度初め、学長室がとりまとめ役となりつつ大学運営会議で中長期計画が設定された。そして、中長期計画は以下のような手順で取りまとめた。

まず、学長の方針を、学長室で整理して 4 つの柱にまとめ、それを大学運営会議に提案して、柱の設定を巡り討議した。次にその柱について、各学部、各研究科の具体的な計画を提出してもらい、それらをあわせて中長期計画原案とし、再度、大学運営会議で論議した。その中長期計画の概略は以下の通りである。

1. 実学およびスポーツと教員養成の具体的展開

この部分はすでに成果を出している本学のエンジンである。これを一層前進させなくてはならない。教職については、今後、様々な負荷の増大が予測されるが、この旗を降ろすことはあり得ず、工夫してその負荷に耐える必要がある。

□スポーツ健康政策学部における「教員養成」について

スポーツ健康政策学部はようやく卒業生が 6 期まで数えるようになり、小学校教員を中心に正規採用者が 100 名近くになっている。とりわけ関東圏の卒業生と採用試験受験者、及び卒業生と教員が情報交換できる機会・場を設け、現役・OB・教員が現状・問題点を共有することによって改善できる部分が多々あるように思う。現役合格者のみならず、既卒受験者やすでに教員になった者の質の向上、教員の現状把握に取り組む必要がある。

□法学部

人気を集めている警察官消防官コースのカリキュラムおよび課外活動をいっそう充実化する。毎年コンスタントに二桁の任官を実現していく。地方公務員プログラムのカリキュラムの充実化と広報の強化を行う。企業ビジネスコースでは、各ゼミにおいて就職意識の醸成を強化していく。公務員法律専門職コースでは、桐蔭法科大学院の募集停止を受け、他大学の法科大学院受験の指導を行っていく必要がある。教職課程では、複数科目免許取得

の道をアピールしていきたい。スポーツ法学コースが人気を集めており、所属する学生数
がかなり多くなっているため、学習指導および生活指導の両面でしっかりした対応を行っ
ていく。

□医用工学部

実学では社会が要望している即戦力となる臨床検査技師と臨床工学技士の育成と国家試験
の100%合格を目指す。そのためには、適切に組まれたカリキュラムの改変とそれを運用
する教員（特に実務家教員）の配置が必要となる。教員数の問題から専門教育の満たない
部分はそれぞれのエキスパートを非常勤講師として雇い補う。学生からも満足が得られる
教育を行うことにより、自然と優秀な学生の入学が増えていくことにもつながる。

2. 文化教育

本学がスポーツの大学として社会的認知を受けることができたのは、桐蔭高校のスポー
ツでの実績が大きい。また大学野球部の全国的活躍、関東一部のサッカー部の存在もある。
文化教育において、これと匹敵する成果をだすことは、力を注ぐ対象も不明確な現在、決
して容易なことではない。しかし、これに挑戦してゆかない限り、大学の成長の限界を突
破することはできない。

現在、文化教育推進本部が設置され、様々な点で、これへの取り組みがなされている。
取り組みに際しては、冒頭に指摘したように、「実学」との関連性を意識することが重要
である。

3. 新たな知の開拓、展開。新しい教育的価値の探究

大学には既存の知識、情報を伝達することに加え、新たな知を創造するという使命が与
えられている。新たな知の創造は、研究の延長上に求めることができるだけでなく、教育
の分野においても成り立つことを看過することはできない。教育と研究との架橋を理想と
しつつ、取り組みを、それぞれに追求しなければならない。建学の精神の2つ目に、「学
問に徹し、求学の精神の持ち主たれ」とあり、この精神の具体的展開として、新しい教育
的価値の創造を目指すべきである。

その際、本学の特徴である少人数教育の意義を忘れることはできない。少人数教育に必
然的に伴う双方向教育は、近年注目されているアクティブ・ラーニングが大きく重なり合
うからである。また、この過程で期待できる人格の錬磨は、人間教育の歴史普遍的な柱で
もある。建学の精神の第三に掲げられる「道義の精神」「人格者」という要請も、こうし
た教育課程を通じて育まれる。

□法学部

先に触れたように、法学部教育では維持と発展を考えてゆく必要がある。維持とは、基
礎的な法学教育を確実に実施していくことである。学生諸君が法秩序の基本的概念、さま
ざまな法制度や法原則をしっかりと理解できるようにする丹念な教育が必要であり、この
点で以前と変わらぬ安定した法学教育を提供し続けていく。他方、発展は時代の変化への
対応である。少子化の進んだ今日では、学生像は大きく様変わりしており、かつての学生
像を元に構築された教育手法は効果の無い、あるいは効率の悪いものとなっている。現在
の学生気質を所与のものとして受容し、法学教育の新しい手法を創造していくことが重要

である。とくに、教員と学生の距離を縮め、よりファミリアな空間をもたらす仕掛けを創り出す必要がある。そのために、本学独自のALメソッドであるリーガルシミュレーションゲームと模擬裁判を中心に、実践的体感的教育イベントを強化していく。教員の学術研究組織である桐蔭法学研究会をより活性化し、また、法学部の学術誌である『桐蔭法学』を質量ともに充実化させていく。

□医用工学部

本学では、実学の充実を標榜しているが大学はアカデミックの面を充実させ社会に貢献する義務がある。そこで、研究の充実の目に見える成果として、教員全員が文部科学省の科学研究費を獲得できるように研究推進部と連携を強めて進めていく。さらに、競争的資金、企業からの研究補助金の調達ができるような魅力的な研究を積極的に推進する。そのためには、既存の研究成果が必要となるので、次の2点を進める。

①教員の研究に対する意識改革。FDでこのテーマでの講習、議論を行う。

②日進月歩の進化を遂げている研究機器の導入を計画的に行うと共に他大学との共同研究を今まで以上に推進する。

□学部と大学院の連携

1) 法学系 2018年には内部進学5名を目標とし、その後も漸増させ、2020年には、留学生を含めて二桁を目指す。

2) 工学系 学部の研究を活性化するために工学研究科と連携して大学院生の増員を図る。現在は毎年10数名の学部からの進学者で推移している人数を低学年の段階から大学院での研究について広報・指導し各学科とも内進生をそれぞれ10名以上確保できるようにし年次25名程度、合計50名を目指す。

3) スポーツ科学系 学部の教員養成としては、小学校教員養成は順調に推移しているが、中高保健体育教員養成は厳しい状況にある。学部教育4年+大学院教育2年の計6年計画で保健体育教員養成を行うことにより、保健体育教員の現役合格者を大幅に増やすことができる可能性が考えられる。また、学部教員の教育・研究の質の向上を図ることにより、学部生の知的好奇心を高め、アカデミカルな組織づくりをすることにより、学部の研究体制の活性化を図る。これにより、他体育系大学と同等の大学院進学率(4-5%)を実現させ、毎年12-15名、計30名程度の内部進学者の確保を目指す。

4. 大学院の充実

大学の任務の一つとして研究がある。「建学の精神」の第二に掲げられているとおりである。この旗を疎かにするならば、大学は専門学校と区別することができなくなってしまう。そして職業訓練の達成度だけを基準とした競争に巻き込まれれば、専門学校に打ち勝つことは難しい。こうしたことも考慮すれば、大学院の意義として、おおよそ以下を挙げることができる。

1. 研究を推進するエンジン。

2. 高度な知識、技能を持つ少数の人材を鍛錬する。(この部分については、実学に限定されない深く、幅広い教育を検討する余地がある。)

□法学研究科

それぞれの教員の出身大学院と異なり、研究者養成の機関とはいえないことを確認する必要がある。(もちろん、将来的にも、そのようであり続けるべきとということではない。) 従って、修士課程は、学部卒業生の博士課程進学を前提とする教育、研究機関ではなくなる。(博士課程は、留学生や社会人が主たる対象となる) そうした意味では、修士課程は、学部教育を高度に補完する機能を果たすべき機関とってよいだろう。

□工学研究科

工学研究科の課題の第一は、修士課程進学者の増加である。医師、薬剤師、獣医師の国家試験受験資格の取得に6年の修学期間が必要とされるのと同様、医用工学の専門知識の修得には現在の学部4年間に加えて修士課程の2年間の修学が基本的に必要である。現在、臨床工学技士・臨床検査技師国家試験の受験資格は学部4年の修学で得られるが、制度が変更されるか否かにかかわらず、修学期間の延長は時代の趨勢と社会の要請である。臨床工学技士・臨床検査技師の養成を可能とする競合大学等は増加しつつあり、修士課程をどのように充実させるべきか、その成否は医用工学部が他大学に競合して存続するためにも重要な課題である。近年の科学技術において、最も急速に進歩しつつある領域は再生医学、生物情報と人工知能に関する分野であり、今後医用工学技術に大きな影響を与えることが確実である。これらの分野の知識を扱うためのカリキュラム編成が急務となっている。

第二の課題は柔軟で機能的な産学連携のための枠組みの構築である。医用工学研究には高度な研究機器が必用であり、それらを導入し稼働し維持するために多額の費用を要する。教育を主眼とした医用工学部には大きな負担となり、産学連携が必要となる。従来社会的要請のもとに試みられた産学協同のありかたは、大学が企業活動に参画するとともに、そのリスクを共有するというあり方であって定着しなかった。今後必要となるのは、大学と企業がリスクを共有することなく、by-stander型共生を可能とする産学連携である。そのプラットフォームを形成する上で課題となるのは、実験施設に関する国際基準を達成することである。学内ワーキンググループで研究し、これに関する企業連携の可能性を模索する。

□スポーツ科学研究科

スポーツ科学研究科では高度専門職業人を育成する事を目的としている。この目的を達成するためには、基礎学部であるスポーツ健康政策学部と一体となった教員の質の向上、教育・研究の質の向上が望まれる。教育の質の向上に寄与するため、スポーツ科学研究科の教育・研究の質向上に向け、今年度より、査読付きの研究紀要の発行を行うことになった。今後はさらなる教員の研究に対する姿勢を積極的にバックアップする体制づくりが必要となってくる。効果的な対策の一つとして、研究科・学部が一つの研究テーマで文科省の“私立大学戦略的研究基盤形成事業”に応募して外部研究費の獲得を目指す。

5. グローバル化対応 (AI、IT 社会対応)

グローバル化の波は、社会の殆ど全ての面に及んでいる。また IT, AI による社会変化の速度も著しい。大学卒業後、こうした波や変化に晒される学生に、それに備えるための術を授ける必要がある。「建学の精神」の第五、「自然を愛し、平和を愛する国際人たれ」という目標を実現するためには、この部分を看過することはできない。具体的な柱としては以下がある。

1. 語学教育、特に英語教育の充実
2. 海外留学、留学生の受入（私立大学等改革総合支援事業タイプ4を軸）
3. 情報教育の多面的対応

これらについて、2015年より英語村が開設され、生きた英語教育が実践されてきた。ただし、各学部の英語カリキュラムとの連携は必ずしも進んでいない。もちろん、両者は性格を異にしており、無理に融合をはかる必要性はないかもしれない。とはいえ、学生の英語力が芳しいものではない現状では、両者の連携によって、確実な前進が可能となる。そうした観点から2018年には「外国語センター」が設立された。

また、国際交流センターにより、タイプ4での支援獲得への準備が着々と整いつつある。外国語センター、英語村、国際交流センターの三者が連携することで、「国際人」養成にむけたさらなる取り組みを前進させる。

□工学研究科における「開かれた大学」と「国際化」の課題

本学大学院生の教育と研究に資することを主眼として毎年本学で開催されている「桐蔭医用工学国際シンポジウム」(資料1-10 <http://toin.ac.jp/isbme/>)は今年で12回を数え、近隣の国立大学等からも、英語による研究発表を試みようとする学生の参加を集める学術集会として定着し、外部から高い評価を得ている。今後地域や企業等からの支援を求め、拡充する方向を模索する。さらに海外からの留学生を受け入れ、研究者の招聘を可能とする設備と制度の整備、英語による情報公開等の課題達成を、大学のグローバル化との連携において進める。

なお、各学部・研究科の中長期方針について、幾つかの学部研究科について以下を付言しておく。

法学部 学部の運営方針については、すべて法学部教授会の審議事項とされ、教授会構成員以外の教員も、教員全体会議において、学部全体で協議・決定している。このため大学の中・長期の計画を踏まえ、学部としての施策が審議・決定されている。

医用工学部 本学部の歴史はまだ浅く、一般社会からの認知度が低い。これを克服するためには、国家試験の合格者数を増やし、質の高い医療技術者を輩出し続けることにより、社会的な信用と知名度を上げていくことである。これには多大な時間を要するが、本学部教員が一丸となって教育指導の質をさらに高める努力を怠らないことである。具体的には、実験・実習を重視する教育プログラムをより一層実質化し、マルチメディアを通じた多量の情報(画像およびテキスト等)から診断に必要な情報を読み取らせ、手書きによるレポートを課題とするなど、人間的な認知能力と論理的叙述能力の開発に力を入れている。さらに、医用系2学科を擁する特徴を生かし、2015年度から準備に入り、2016年度から2学科合同の多職種連携医療系専門職養成基礎演習を実施している。これは、世界保健機関が各国に呼びかけている演習プログラムをベースに、本学部独自に開発したものである。

さらに本学が育成している工学を基礎とした医療技術者は、他に例が少ないことから、その仕事の内容、社会的な位置づけ、魅力等を中等教育機関へ周知を図っていききたい。具体的には、自治体や地域のコミュニティが実施する、大学理科系分野への啓発活動(かなが

わ発・中高生のためのサイエンスフェア、大学進学フェスタ in Yokohama など)、さらに、小中学生に対する理科的素養の啓発活動（公益社団法人日本化学会の化学普及活動との連携など）に積極的に参加し、地域中等教育機関における課外活動、キャリアパス教育への参加を通じて、医用工学分野の進歩と医療技術者の重要性について啓蒙し、本学部の人材養成の目的についての周知を図っており、今後もさらに活動を充実させていく。

法学研究科 大学法学部における3年次卒業制度を踏まえて、法律関係専門職や教員を志望する学生を修士課程において継続的に指導し、有為な人材を社会に送り出す仕組みを現在検討中である。また、連携関係にある中国の諸大学との協定を結び、中国の大学における学士と日本の大学院における修士の双方を取得する仕組みについても検討している。

スポーツ科学研究科 絶えず変化する社会的要請に対して迅速に対応すべく、本研究科に関する内容については研究科委員会において議論している。

第2章 内部質保証

① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

従来の制度 まず、内部質保証の全学的な方針の決定と全学的な手続のあり方について、従来のあり方について確認しよう。

まず前者の方針の確立については、大学運営会議での年度毎の事業総括のまとめ、およびそれに基づいた事業計画の策定に係わり中心軸が定められ、教学部分の方針については、教学マネジメント会議（資料2-1）で基本方針の策定が行われている（大学運営会議とは、理事長、学長、副学長、各学部学部長、各研究科研究科長、法人事務局長、大学事務局長からなる大学運営の基本方針や将来構想案を審議する合議体であり、毎月第一木曜日15時から開催されている。また教学マネジメント会議は、大学運営会議の構成員に加え、教学の専門的見識を持つ担当者として学務部長が構成員となっている）。この大学運営会議での事業総括および教学マネジメント会議では、各学部・研究科の内部質保証のための方針、及び学務部、学生部、入試広報センター、キャリア情報センターの方針などがそれぞれ検討されてきた。

次に、全学的な手続について、特に教学部分を中心に、従来の制度を確認する。まず最も教学の現場に近い会議体として、各学部学務委員会が存在する。各学部固有の問題については、各学部の学務委員会で議論して決定するか、その議論内容を各学部の教授会に提案して決定している。他方、教学について全学に係わる問題については、毎月開催される学務執行委員会に提案することになる。学務執行委員会は、各学部の学務委員長、学務部長、学務担当職員から構成される（また2016年度から学長が出席している）。学務執行委員会で議論された内容は、企画検討会に提案、あるいは報告され、そこで検討され、決定される。そこで決定された内容は、企画検討会の直後に開催される大学運営会議で報告され、大学評議会で承認される。

なお、ボトムアップの側面は、学部学務委員会→学務執行委員会→企画検討会→大学運営会議→大学評議会の順番で決定される。他方、トップダウンの側面は、学長が学務執行委員会に参加し、学務的に実現したい案を提示し、議論をリードすることで果たされてきた。

制度改革 従来の制度は、前回の認証評価で論じられたように、一定程度機能してきた。ただし、PDCAサイクルをより効果的に実現するためには、従来の制度では限界があることが、ここ数年来、認識されてきた。その際、主として関心が注がれたのは、PDCAのPとDの部分は良いとして、CとAの部分がどれ程効果的に機能しているのかという点である。以下、より詳細に検討してゆこう。

大学運営会議、大学評議会は、大学の最高の意志決定機関であり、内部質保証を最終的に担保する役割を担う。その点には問題はない。しかし、大学運営会議、大学評議会は、一般的な方針を策定する傾向が強く、より具体的な検討を必要とする内部質保証推進組織としての役割を果たすことは難しい。内部質保証は、個々具体的な課題がどれだけ認識でき、またどれだけ解決できたかによってその成否が測られる。

さらに従来の事業計画、事業報告という制度は、予算制度に準じる制度であり、年度内に次年度の計画を策定し、次の年度の冒頭に、前年度の総括を行うというものであった。つまり、この制度はPDCAという観点からいえば、Cを抜きにして、Aを行うというものであった。的確な質保証を実現するには、まず総括をして、それに基づき次年度の計画を立てねばならない。

そうした問題意識に基づいて2017年秋から、新しい制度の導入がはかられた。この制度の概要は以下の通りである。

ここでは、全学内部質保証推進組織は、①個別単位の自己点検評価、②学長室、③全学自己点検評価委員会(運営会議)、が協働することで担うことになる。まず、①として、各学部各研究科、各事務部門で自己点検評価を行う。各学部、各研究科には、自己点検評価委員会(資料2-2)を置く。委員長は、それぞれの学部部長、研究科長がつとめる。自己点検評価委員会は、年度末までに、幾つかの項目を軸に自己点検評価を行う。点検評価を行う項目には、3つのポリシーの適切性を必ず入れなければならない。また学務部、学生部、キャリア情報センター、入試広報センター、研究推進部、大学情報センターなどの各事務部署も、年度末までに自己点検評価を行わねばならない。(この過程で、各学部の学務委員会も、自己点検評価を行うこととしている)

とはいえ、これだけではPDCAは必ずしもまわらない。というのも、それぞれの自己点検評価が、従来の価値意識に支配されてしまう場合もあるからである。また、自己満足的な意識に支配されてもPDCAはまわらないだろう。そこで、②の過程として、こうした一連の自己点検評価を、学長室に提示し、学長室との間で検討を加えるという作業を加えることとする。このやりとりでは、PDとその効果が、3つのポリシーとの関係に照らして一層、明確になるに違いない。

再度確認する。各学部・研究科、及び各部署の自己点検評価委員会は、IR推進室(資料2-3)が提供する授業アンケート、学修行動調査、入試区分別追跡調査など様々な調査資料を参考としながら、その年度についての自己点検評価を行う。そしてその評価に基づいて次年度の計画を策定する。この点検評価と次年度計画について、学長室は、設定したいくつかの項目について点検評価、計画設定がなされているか、またそれが適切であるかを検討し、不十分な部分がある場合には、自己点検評価委員会に差し戻して再度検討を加えてもらう。こうした過程を経て、最終的に適切と学長室が判断したものを全学自己点検評価委員会に提案し、最終決定とする。

なお、敢えて付け加えれば、内部質保証を現場で最終的に責任をもって遂行するのは、各学部研究科、各教員、各職員である。全学自己点検評価委員会、学長室は、現場が円滑にPDCAサイクルをまわして行けるよう、ファシリテーター的な役割を自覚する必要があるだろう。

② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

これまでの制度 PD(計画実行)については、①で触れたように、学務執行委員会、企画検討会、大学運営会議を軸に推進されてきた。一方、CA(点検評価)については自己点検評価

委員会が遂行主体となってきた。この自己点検評価委員会の制度規程は古く、平成12年に自己点検評価規程が策定されている。また、次のように取り組むものとされていた。

「2009(平成21)年2月、大学運営会議において「質の保証」が議題とされ、大学評議会、および教授会において「入口」「中身」「出口」のトータルな内部質保証の方針が決定され、各学部・学科、学務部、学生部など全学的にこれまでの問題の洗い出しが始まった。この作業に際して、第一に、設置認可時の遵守事項の観点、第二に、大学・学部(研究科)等の目的達成の観点、第三に、教育成果(学士力等)の観点、第四に、国際的通用性の観点に留意することにした。そして、前述のように、大学の課題の鳥瞰図の作成は、各学部等の自己点検評価委員会を中心とした検討を経て、大学運営会議、大学評議会、教授会で承認され、2009(平成21)年9月に「大学の課題35項目一覧表」として完成した。これによりP(計画)D(実行)C(点検)A(改革)のサイクルを動かす前提が整った。中・長期的な骨太の教育経営戦略については、新たに設置を決めた将来構想検討推進会議で引き続き検討することが決まった。」

計画は十分なものであったが、想定していた自己点検評価は、かならずしも期待した成果を上げ続けたようには思われない。その理由として、以下があげられるだろう。まず、各教員が、学期ごとに、定められた項目ごとに自己点検評価報告書を作成し、学長宛に提出するという作業が中心となり、またそこに終始したきらいがあること。次いで、その点検評価に対しての学長からの応答はなく、また組織的な応答も殆ど行われなかったこと。厳しく見れば、PDCAの回転はあまりに緩慢であったというべきかもしれない。さらにその原因を検討すると、以下を挙げることができよう。

1) 大学自己点検評価委員会が実質的に機能しなかったのは、大学全体の管理運営に関する会議体である大学運営委員会、大学評議会が毎月開催されており、さらにこれに加えて大学自己点検評価委員会を開催する余裕がなかったこと。

2) このことは換言すれば、点検評価の作業は、大学運営会議、大学評議会、各教授会、各研究科委員会という会議体を通じてもなしえた部分があることも意味している。

3) 教員各自には、自己点検評価が求められても、各学部単位、部署単位の自己点検評価がもとめられなかったこと。これが求められなかった理由としては、毎月、各部署を対象とした企画検討会が開催されており、そこで計画と実行(PとD)が確実になされていたため、その必要性がたつよく認識されなかったことも指摘することができよう。

つまり上記1),2)のように、実質的な点検評価が、それなりに実施されてきたために、切実な必要性が共有されなかったという事情が存在したといえる。しかし、PDCAが自覚的に回転しているともいえないということは事実であり、これまでの制度の形を変えてゆく必要がある(全く新しい制度を構築することは、かえって混乱を招く部分もあるので、これまでの制度を変形強化することで目的達成をはかる方策をとる)。

新しい制度 こうした問題を克服し、PDCAのサイクルを確立するために、規程を変更して、全学的な体制の確立がはかられた。基本的な構想は、①各学部研究科、各部署、②学長室、③全学自己点検評価委員会をポイントとしてPDCAサイクルを回転させてゆくというものである。想定している作業は以下の通りである。

1) 各学部・研究科における自己点検評価、各部署での自己点検評価

- 2) 学長室とのやりとり
- 3) 全学自己点検評価委員会

まず1)の各学部、研究科における自己点検評価は、これまで授業アンケートに対しての各教員の点検評価という側面が強かった。そのために、現在課題となっている三つのポリシーに対しての点検が適切になされていなかった。そこで各学部・研究科に、学部長、研究科長を長とする自己点検評価委員会を設定し、年度末に年間の点検評価を行うこととした。

全学的な体制の要となるのは、学長室と全学自己点検評価委員会である。学長室は、各学部研究科、各部署の点検評価について、①点検項目の周知、徹底、②点検評価とそれに基づく次年度計画の適切性、という観点から精査し、適切と認められた場合は、全学自己点検評価委員会に提案する。

全学自己点検評価委員会は、これを受け、全学的な点検評価を行う。

③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

新しい仕組みの導入は2017年度後半であり、その機能の検証には、十分な時間が経過していない。ただし、2017年12月には各部署、各学部研究科の自己点検評価を行い、それをもとにして2018年2月に全学自己点検評価委員会を開催している。システムとしては機能しつつあるとあってよい。各学部各研究科の自己点検評価の認識について確認しておく。

法学部・医用工学部・スポーツ健康政策学部 法人ないし大学の役職者及び学部長・学科長を除く学部の全教員が、学部の教務委員会、学生委員会、就職委員会、アドミッション委員会のいずれかの委員を務め、あるいはこれを兼務しており、各委員会レベルで点検・確認と評価が実施されているとともに、教授会及び教員全体会議において、学部レベルでの点検・評価がなされる体制が従前からとられている。このため、内部質保証システムは安定的に機能しているといえる。

教授会構成員として学長、大学事務局長が審議に加わるほか、スポーツ教育振興本部、文化教育推進本部、英語村、学務部、学生部、キャリア情報センター、研究推進部、地域連携・生涯学習センターの各セクションから問題の報告がなされたうえで、学部の具体的施策が策定されている。

法学研究科 研究科委員会が8月、3月を除く毎月開催され、継続的な検討が行われている。節目は11月の修士論文中間報告会である。中間報告会の状況を総括し、次年度以降の論文指導のあり方を議論し、必要な施策を行っている。たとえば、2017年度から、修士課程においても研究指導の授業を設定し、必修化したなどである。

工学研究科 工学研究科長、医用工学専攻長及び大学院専任教員によって構成される、研究科学務・入試広報委員会が定期的な会合を通じて、工学研究科の内部質保証のPDCAサイクルを企画し、その責任を負っている。工学研究科のシラバスは3月に次年度の履修要項

編集に先だって学務・入試広報委員会でチェックされ、担当教員に対して適切な修正が促される。修士課程における学習行動調査は、学務・入試広報委員会で企画され、学務部を通じて実施・集計される。調査結果は、学務・入試広報委員会で分析され、工学研究科委員会で行われるFDを通じて教員に提示され、内部質保証のための策定がなされる。

法務研究科 まず、「授業アンケート」については、開講するすべての科目について毎学期末に実施している。アンケート結果については、全専任教員に配布して、情報を共有することによって、教育の改善に役立てるとともに、学生に対しても開示している（事務課窓口にて閲覧可能）。

つぎに、「FD活動」については、上記FD委員会主催のFD研究会を年に数回開催し、さらに、毎月の教授会においても必要に応じてFD委員会より資料等を配布するなどして、教育内容・方法の改善につとめ、教育の充実と学習成果の向上を実現している。

以上より、本学大学院法務研究科における内部質保証システムは有効に機能しているものといえる。

④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

現在、大学の諸活動に関する基本情報は、ホームページ、ペーパーとしてキャンパスガイド(『広報誌「キリコ」』(資料 1-9 <http://toin.ac.jp/kiriko/>)を含む)や『学术交流レポート』(資料 2-4 http://toin.ac.jp/univ/wp-content/themes/univ/pdf/gakujutsu_report2016.pdf)で公開されている。主たる情報公開方法は、ホームページで行い、学生が安心して学べる環境にあることを広く国民一般に公開している。ホームページで公開されている大学の基本情報は以下のとおりである。

- ①建学の精神目的等に関する情報(学長メッセージ、建学の精神、沿革)(資料 1-1)
- ②自己点検・評価等に関する情報(大学基準協会認証評価、自己点検評価報告書)
(資料 2-5 <http://toin.ac.jp/univ/intro/check/evaluation2011/>)
- ③基本組織に関する情報(学部、学科、研究科、研究所、施設)
(資料 2-6 <http://toin.ac.jp/univ/faculty/>)
- ④教員に関する情報(学部学科研究科ごとの教員氏名、研究分野、プロフィール、研究室ページへのリンク)(資料 2-7 <http://toin.ac.jp/univ/faculty/professor/>)
- ⑤受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)に関する情報(全学的ポリシーのほか、学部・学科別のアドミッション・ポリシー)(資料 2-8 <http://toin.ac.jp/univ/exam/admissionp/>)
- ⑥カリキュラムに関する情報(学部学科ごとの卒業後の進路設計にあわせた履修内容、授業科目)(資料 2-9 http://toin.ac.jp/univ/intro/appeal_faculty/)
- ⑦学習環境に関する情報(大学情報センター『大学図書館』の利用に関する情報や新着情報)
- ⑧学生支援に関する情報(奨学生制度情報、就職サポート情報、クラブ・サークル情報、近隣アパートに関する情報)(資料 2-10 <http://toin.ac.jp/univ/campuslife/>)

⑨財務情報(資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表を学校法人桐蔭学園ホームページに掲載) (資料 2-11 <http://toin.ac.jp/info/school/finance/>)

⑩入試情報(入試日程、選抜方式、出願要件のほか、前年度入試結果については募集形態別の志願者数、受験者数、合格者数など。なお、学生納付金については入試要項にも掲載) (資料 2-12 <http://toin.ac.jp/univ/>)

⑪大学の新しい取り組みや社会的貢献等についての情報(日々のニュースとして取り上げるほか、プレスリリースを設けて社会に発信)

なお、情報公開請求への対応については、大学の社会的責務として対応することとしているが、保護すべき個人情報については、学生等個人情報の保護に関する規程を制定し、個人の権利利益を保護することとしている。もちろん、学生等本人から個人データの開示を求められたときは、本人に対し遅滞なく当該個人データを開示することとしている。これらについては、2005(平成 17)年に桐蔭横浜大学プライバシーポリシーとして規定し、ホームページにも公表している。(資料 2-13 <http://toin.ac.jp/ouen/privacy/>)

授業アンケートについては、2017 年度から総ての授業についてウェブ上で実施し、結果を全教員に公開している。2018 年度からは全学生に公開する準備を進めている。その状況を見ながら、その時は外部に公開することを検討してゆきたい。

法務研究科 教育研究活動については、本学大学院法務研究科のホームページのほか、パンフレット、桐蔭横浜大学学術交流レポート(資料2-4http://toin.ac.jp/univ/wp-content/themes/univ/pdf/gakujutsu_report2015.pdf)、そして、『桐蔭科大学院紀要』(1～5号)などを通じて公表し、社会に対する説明責任を果たしている。

学内外からの要請による情報公開のための規程と体制を整備して社会に対する説明責任を果たすために、学校法人桐蔭学園情報公開規程及び同施行規則に基づいて、情報公開を行っており、本学大学院法務研究科としては、ホームページ担当の事務職員が更新作業等を行い、パンフレットについては入試広報委員会、『桐蔭法科大学院紀要』については社会貢献委員会において編集作業等を担当している。

自己点検・評価結果については、年度ごとに報告書にまとめ、その全文をホームページ上で公開している(たとえば、本学大学院法務研究科のHP「自己点検・評価報告書 平成27年度」(資料2-14<https://toin.ac.jp/wp-content/themes/lawschool/pdf/h27houkokusyo.pdf>))。

⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

2016 年度から、6 月を目安にして、外部自治体、団体、企業などと、三つのポリシーの適切性について意見を聴く会合が設定されている。2016 年は社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会と、2017 年は横浜商工会議所との間で設定された。こうした機会を通じて、自分たちの価値意識だけからではなく、広く外部からの意見も聴きながら、理念、ポリシーについて継続的な検討をすすめてゆくことになっている。既に説明してきたように、2017

年度後半から導入した新しい点検評価制度は、まさに定期的な点検・評価のたまものであるとあってよい。

なお、本学は2017年11月に文部科学省の学校法人運営調査委員会による調査を受けたが、その調査結果には、内部質保証に直接的にかかわる教学面での具体的な指導事項は皆無であった。

各学部・各研究科の取り組みは以下の通りである。

法学部・医用工学部・スポーツ健康政策学部 教授会及び教員全体会議において、各月、点検と評価が行われている。また、授業評価アンケートや学生へのアンケート結果を踏まえ、教務委員会、学生委員会、就職委員会において、実績の確認と問題点が検討されたうえで、教授会及び教員全体会議に報告され、審議が行われている。

学部内のすべての事項が、教授会及び教員全体会で報告・審議されているため、点検・評価項目のうち、学部として特に重視すべき事項が不明確になりがちである。特に重点を置くべき項目を、学部として明確にすることが必要である。少規模学部であることのメリットを生かし、大学全体との方針と情報の共有に加え、学部内の情報共有と学部の施策に対する点検・評価が恒常的に機能している。

法学研究科 法学研究科の院生指導では修士論文指導が軸となる。この修士論文指導での結節点は、11月に実施される修士論文中間報告である。報告会では、修士論文の概要、一節、引用文献一覧などを提示しつつ、報告を行うことが義務づけられ、多くの教員、一年次院生が参加している。そして修士論文完成に向けた指導が多面的に行われており、またこの報告会の全体状況を検討し、次年度のカリキュラムなどを検討することになっている。この検討の結果、2017年度からは修士課程においても、研究指導の授業時間を設け、必修化した。また専修コースの院生が多いことに鑑み、2018年度からは、幾つかの科目を新設するなどの対応を行った。

工学研究科 工学研究科の内部質保証システムの適切性については、工学研究科学務・入試広報委員会で年度ごとに点検・評価を行い、工学研究科のFDを通じてその改善・向上に向けた取り組みをはかっている。工学研究科は規模が小さく、講義・演習は専門分野について関連する少数の研究室単位で行われるため、学習行動調査については、学部と異なり、文書によるアンケート、あるいは面接を通じた方法で行われる。少人数による教育環境において学生の個性を配慮したコミュニケーションにおいて実施されているところを特徴とする。

工学研究科では少人数制により、学生の個性を重視し、課題解決を目標としたアクティブ・ラーニング型の稠密な指導が行われるが、専攻分野によって達成度を評価する基準は大きく異なり、医用工学専攻という単専攻の中においても、その教育・研究活動の成果を客観的な、量的な尺度で評価することはきわめて困難である。

スポーツ科学研究科 内部質保証の目標を「入口」「中身」「出口」のトータル的な管理として設定し、全学的な課題を鳥瞰する作業を行うことによって、本学の弱点であった組織

的な取組みも行われるようになった。

大学院の就職状況について詳細な情報公開がされていない。また、教育内容の面としてシラバスについて外部への公開が遅れている。

「入口」「中身」「出口」のトータルな管理といえどもその中心は「中身」であり、中でも授業内容の充実が大学院の質保証の原点である。授業内容の充実のために教員個人の研鑽を求め、よって「中身」を豊饒化させ「出口」に結実させる。

大学院情報の積極的な公開について進んでいる。授業アンケートに加え、授業見学も取り入れられている。

法務研究科 本学大学院法務研究科は、同大学院学則第 5 条に基づいて、桐蔭横浜大学法科大学院自己点検・評価規程（資料 2-15）（平成 16 年 4 月 1 日制定）を制定し、内部質保証システムの適切性について点検・評価を定期的実施する組織体制の整備を行っている。

上記規程第 1 条によれば、本規程の目的は、本法科大学院の教育研究水準の向上を図り本法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を行うこととされ、そして、同第 2 条により、そのための組織として桐蔭横浜大学法科大学院自己点検評価委員会が設置されている。

この自己点検評価委員会によって、自己点検・評価が実施され、自己点検・認証評価報告書が作成され、認証機関による認証評価を受けている。その結果を、以降の FD 委員会や次回の自己点検・評価に活用して、改善・向上に向けた取り組みを行っている。

本学大学院法務研究科の内部質保証システムの問題点としては、学生と教員の対話による内部質保証がやや組織化されていない面の存在を指摘することができよう。本学大学院法務研究科では、前掲の授業アンケートのほか、希望者に対する定期試験答案の返却を実施し、オフィスアワーやアドバイザー制度と相俟って、学生と教員の対話の機会を作り出す工夫をしているものの、それがうまく機能しているとはいえない面もあり、よりシステムティックに学生と教員の対話の機会を作出する組み立てを模索する必要がある。

本学大学院法務研究科の内部質保証は、「授業アンケート」と「FD 活動」の 2 つを基軸として、HP 等による情報公開および定期的な点検・評価によるフィードバックを通じて、その適正な運用が担保されており、全体として、適切に機能しているものといえる。

本学大学院法務研究科の内部質保証システムの長所としては、定期的な点検・評価によって、その結果を継続的に反映させるところで見出すことができる。学生との対話を重視するとともに、HP などを通じた徹底的な情報公開を実施している点は、本学大学院法務研究科の内部質保証システムの特色であるといえよう。

第3章 教育研究組織

① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

大学の理念・目的については、すでに第1章で論じたとおりである。設置状況の適切さは、理念目的とディプロマ・ポリシーとの整合性を軸に判断することができる。そしてそれは以下に具体的に示すように、良好なものとなっている。

法学部 法学部のディプロマ・ポリシー（資料 3-1 http://toin.ac.jp/faclaw/fl_top/）は以下の通りであり、理念目的と一致している。

「大学で法学士号を取得するとは、幅広い教養と法学専門知識を身に着け、良き市民となることである。法的な考え方を身に着け、トラブルを解決したり、相手方と交渉したりする能力を身に着ける。批判精神を持った市民として、社会に貢献できる資質を身に着ける。」

医用工学部 医用工学部のディプロマ・ポリシー（資料 3-2 http://toin.ac.jp/facbme/be_top/）は以下の通りである。

「医用工学部の教育課程に定められた卒業要件単位を取得し、卒業研究の論文発表を行い、以下に示される医用工学部の教育方針に鑑みて、有意義な成果を挙げたことを卒業判定会議で認められた者に、学士(工学)が授与されます。

1. 医用工学者に求められる健全な人間性をそなえ、社会連帯を重んじ、自分の職務に責任を感じ、真実を偽らず、個人の尊厳を重んじる人。
2. 人と共感・協調し、自分を表現する能力を持ち、共同の目的達成に貢献し、指導的立場に立つことのできる人。
3. 自立的に学び、自分の専門分野および進路を積極的に開拓できる人。
4. 国際的なコミュニケーション能力の涵養に積極的に努め、国際的地平で医用工学の研究開発に従事できる人。

21世紀初頭にあつて、わが国では高度成長型の社会から脱却して、低成長型で地球環境を保全する社会へ移行することを促されている。このような社会的背景において、本学部は、勤労者とその寿命の限り疾病に陥らせず、その生産的な健康と高い生活の質を維持して、わが国の社会を高齢者介護による疲弊から解放する科学技術の進歩に貢献する。

本学部における教育目標は、急速に進歩しつつある工学関連分野の専門知識、国際的コミュニケーション能力、プロジェクトマネジメント能力を身につけ、先端的医療とその周辺諸分野で活躍するエンジニアを育成することにある。

生命医工学科は、化学・生物学を基礎とする生命工学の知識と技術によって、先端的な医療システムで責任ある役割を果たす臨床検査技師の育成に力点を置くと同時に、新時代の社会的要請に応え、医用材料、医薬品、食品、化粧品などのメーカー、医療機関、基礎医学研究機関等、幅広い職種で活躍できる人材の育成に努める。

臨床工学科では、数理科学を基礎とした機械工学・電子工学の技術によって、診断と治

療のための機器開発を行い、臨床現場で活躍する臨床工学技士の育成に努める。

上記の本学部の両学科で取り組んでいる国家資格取得に力点を置く教育目標の設定は、「実務家養成」「国際交流」を標榜する本学の理念・目的と整合するものである。本学部学士課程の教育目標は、資格取得を通じて自覚的、自律的にキャリアパスを開拓できる人材の育成をめざすものであり、個人の特性を生かしながら成長し、社会に貢献できる基礎の構築も重視している。よって、特定の職業人養成の目的に著しく分化したものではない。

スポーツ健康政策学部 スポーツ健康政策学部のディプロマ・ポリシー (資料 3-3 http://toin.ac.jp/faccsp/fcsp_top/) は以下の通りである。

「スポーツ健康政策学部では、からだの多様な可能性について教育・健康・科学技術・国際交流・福祉等のさまざまな視点から学び、現代社会が抱える課題に対応できる人材を育成する。具体的には以下のとおりである。

1. スポーツを中心に捉えた新しい発想での教育学を学んだ人。
2. 「からだ」と「科学」を突き詰めて新しい可能性を導き出すことのできた人。
3. 地域に貢献し社会のニーズに応える新しい価値を創造できた人。」

こうした方針に基づき、スポーツ健康政策学部には3学科5コースが設けられている。3学科は「スポーツ教育学科」、「スポーツテクノロジー学科」、「スポーツ健康政策学科」であり、4コースは、スポーツテクノロジー学科の[スポーツトレーナーコース]、[スポーツコーチングコース]、[スポーツテクノロジーコース]と、スポーツ健康政策学科の[地域スポーツ支援コース]、[文化スポーツデザインコース]である。学部の理念・目的、および各学科の教育上の目的は学則に示されているが、より具体的な教育の基本理念、各学科の教育目標は、「スポーツ健康政策学部学生ハンドブック」、および各年度のキャンパスガイドに、それぞれ表現は若干異なるものの、およそ以下のような内容で示されている。

スポーツ教育学科は、中学校および高等学校の教員、ならびに小学校教員の養成はもとより、生涯スポーツ、社会の各方面で活躍する人材の育成をめざす学科である。本学科では、子どもの発達段階と体とのかかわりについて理解を深めること、さらに、教育とは何か、教師の役割とは、といった教育の根本的な問いを自らに発し、その解決を目指していく学びを4年間通して行なうことも課題としている。つまり、教員養成の原点に返って体と教育のあり方を見つめ直そうという学科である。卒業後の進路としては、小学校の教員、中学校および高等学校における保健体育科教員、民間および公共のスポーツ施設における指導者、その他スポーツ界で活躍する指導者を考えている。

スポーツテクノロジー学科は、最新のスポーツ科学をベースに各種トレーニング技術を身に付けたスポーツ指導者・トレーナーを育成するスポーツトレーナーコースと、より専門的なスポーツ技術やコーチングなどを学び、実践的な能力を有したスポーツの指導者やインストラクターを目指すスポーツコーチングコース、スポーツ・トレーニング機器開発の専門家を育成するスポーツテクノロジーコースからなっている。とくにスポーツテクノロジーコースは、スポーツ用品の製造や技術開発だけでなく、トップアスリートの育成、高齢者や障害者などの健康維持・促進などに寄与する身体機能と、工学の融合領域に深い知見を持った専門家の育成を目指している。卒業後の進路としては、スポーツトレーナー

コースが地域(総合型地域スポーツクラブ等)のスポーツクラブ、民間のスポーツクラブ、およびプロ、社会人、学生のスポーツクラブの指導者、スポーツテクノロジーコースは、スポーツおよび医療関連における用器具の開発者および技術者、プログラマー、デザイナーなどを考えている。

スポーツ健康政策学科の地域スポーツ支援コースは、教員、消防士、警察官などの公務員をめざす。あるいは青年海外協力隊やNPO ボランティアなどを通じて海外で活躍したい人材の育成を目指している。一方、文化スポーツデザインコースは、メディアやクリエイティブ産業などの現状を理解した上で、映像制作やジャーナリズムに関する実践的スキルを学んだり、マスコミ・ジャーナリズムの世界や、スポーツから広がる新しいビジネスシーンで活躍できる力を養う。

なお、平成30年度入学生からは新カリキュラムによる授業が展開されている。具体的には、スポーツ教育学科では教職センターを強化するとともに、教職教養と専門を確実に身につけたうえで、演習や実習を通して教師としての資質の向上が図られるようにカリキュラムの見直しを行った。また、スポーツテクノロジー学科では専攻区分を変更した。すなわち、スポーツの意義や価値を正しく理解し、適切なコーチングを行うことができることを目指すスポーツコーチング専攻、パフォーマンスの向上やゲームの戦術に活かす知識や技術を持つ指導者の育成を行うスポーツ情報分析専攻、そして、あらゆるレベルの競技者をサポートできる実践的トレーナーの育成を目指すスポーツトレーナー専攻を設けた。スポーツ健康政策学科では、従来の2コースを撤廃し、個人の興味や関心に応じて幅広く授業科目を履修できるように配慮した。

法学研究科 法学研究科修士課程のディプロマ・ポリシー(資料3-4 http://toin.ac.jp/univ/intro/appeal_gralaw/)は以下の通りである。

「本学大学院学則に示されているように、法に通暁した高度専門職業人を養成するとともに、高度に国際化した法の現状に対応しうる能力を養成し、くわえて一層高度な研究に耐えうる能力及び知見を養成することが本課程の目的であり、この目的を達成するため、それぞれの法分野及び政治学の高度な専門的知見を獲得し、そこで得られる広い視野により、国際化した法体系全体の中で専門的知見を位置づけ、展開しうる能力を身につけることが学位取得の前提となる。すなわち、基礎法学及び政治学などの学修を通じて体系的視点を身につけ、専門分野における十分な法解釈能力と他国の実例を参照するための比較法的方法論を身につけねばならない。具体的には、本学所定の修了要件を満たし、上記の能力を獲得したことを証明できるレベルの修士論文を提出し、最終試験に合格した者に修士(法学)の学位を授ける。」

法学研究科は、法律学専攻のみを設置している。各分野の担当教員の数も質も充実しており、英語及び中国語により指導を行うことが出来る教員も用意されている。修士課程においては、法に通暁した高度専門職業人の養成と、高度に国際化した法の現状に対応しうる能力を養成し、より高度な研究が継続できる能力を身につけさせる。博士後期課程においては、法律学に関する専門的な研究職および高度な法律専門職等を志望する者を養成する。

工学研究科 工学研究科の教育研究上の目的(資料 3-5 http://toin.ac.jp/univ/intro/appeal_graeng/)は以下の通りである。

「工学に関する専門領域の知識を身につけ、研究並びに実験を通じて新規の理論と技術を提案し、国際的な研究発表活動にも対応できる能力を有する研究者を養成するものとする。」

附置研究所として、平成6年度に設立された「桐蔭人間科学工学センター」ならびに平成10年年度に文部科学省「ハイテク・リサーチ・センター整備事業」の一環として整備された施設を統合した、「先端医用工学センター」が工学研究科の研究拠点である。「先端医用工学センター」では、基礎医学研究に必須となるSpecified Pathogen Free (SPF)基準による病原微生物管理のもとに、遺伝子組換えマウスを含む疾患モデル動物が維持されている。平成29年度、近年の先端的分子遺伝学研究に必須となる「次世代DNAシーケンサ」が「先端医用工学センター」に導入されたことは特筆される。旧工学部の研究施設であった「技術開発センター」は、現在医用工学部棟として用いられているが、電子顕微鏡、質量分析計、X線結晶解析装置等の研究設備を維持し、動物実験施設も敷設され、工学研究科の教育・研究に用いられている。また、平成27年度に竣工した医用工学部の実習施設、「医用工学部実習棟」は、組換えDNA実験に必要なP2レベルの基準を満たす実験室を有し、その一部は工学研究科の教育と研究に用いられている。

スポーツ科学研究科 スポーツ科学研究科のディプロマ・ポリシー(資料 3-6 http://toin.ac.jp/univ/intro/appeal_graspo2/)は以下の通りである。

「専門的な知識と技能を有し、研究・教育活動を通じて積極的に社会貢献ができること。研究及び教育に携わる者として必要な正義感・倫理観を有し、豊かな教養と人格を身につけていること。2つの領域から選択した修士課程教育における確かな専門知識を備え、高い専門的知識や技能を修得し、その成果を的確かつ柔軟に問題解決できる能力を有すること。」

法務研究科 平成16(2004)年の法科大学院制度創設にともない、本学も、法学部を擁する大学として大学院法務研究科(法科大学院)の設置に至ったのは、適切であったといえる(その後、全国的に法科大学院を取り巻く状況の厳しさが増し、畢竟、平成29年5月に平成30年度以降の学生募集停止に踏み切った)。

さらに、本学大学院法務研究科の附置研究所として、「ミディエーション交渉研究所」(資料 3-7 <http://www.cc.toin.ac.jp/univ/japanese/mediation/>)、「原子力損害と公共政策センター」(資料 3-8 <https://toin.ac.jp/lawschool/institution/atomicenergyjap/>)、そして、「桐蔭コンプライアンス・リサーチ教育センター」(資料 3-9 <https://toin.ac.jp/lawschool/institution/terec/>)があるが、いずれも実務法曹の養成を目指す本学大学院法務研究科の附置施設として適切な設置であるといえる。

附置機関

[大学情報センター] 本学の図書館を運営し、大学の教育研究の使命を達成するために一層の充実を図ることを目的としている。なお、かつては情報処理部門の運営にもかかわっ

たが、この部分は、現在は情報基盤センターとして、大学ではなく学園全体の組織となっている。（資料 3-10 桐蔭横浜大学大学情報センター規程）

[大学情報処理センター] 履修システム、シラバス、授業支援等々、スマートキャンパスを軸に、大学のシステム運営を行う。2016 年度までは学園全体の組織であったが、大学独自のニーズに対応するために組織変更が行われ、2017 年度より現在の組織体制となった。運営方針の決定などについては、教員と職員とからなる委員会で行っている。

（資料 3-11 情報処理委員会規程）

[国際交流センター] 国際学術交流の推進、外国人留学生の育成等に寄与することを目的としている。組織運営は、桐蔭横浜大学桐蔭国際交流センター規程（資料 3-12）に基づき行われている。

[先端医用工学センター] 医用工学系先端技術の研究開発を目的として、文部科学省のハイテク・リサーチ・センター整備事業の一環として設置された。同整備事業の期間は終了したが、現在は医用工学部の研究機関として引き続き専門研究を行っている。

[地域連携・生涯学習センター] 2013 年度までは生涯学習センターとして講座運営が中心であったが、2013 年度より、地域連携・生涯学習センターとして、幅広く地域との連携を深めてゆく役割を担うこととなった。同センターで行う生涯学習講座は、大学の知を広く社会に開放することを目的としている。その主なものに文化教養講座があり、受講者の多くは近隣地域住民等である。講師は本学教員と外部講師から構成されている。

（資料 3-13 桐蔭横浜大学地域連携・生涯学習センター規程）

[日本法史研究所] 戦後の BC 級戦犯の裁判が行われた旧横浜地方裁判所の陪審法廷を移設し、保存している。陪審制度の研究のほか、裁判員制度について随時市民(自治体)研修に対応を行っている。法科大学院と法学部の教員がスタッフである。

[ミディエイション・交渉研究所] ミディエイションと交渉について、学生をはじめ一般市民に研修の場を提供する。法科大学院の実務家教員を所長に、法学部の教員がサポートする態勢である。大学における講義の支援のほか、弁護士、調停委員、消費生活相談員などを登録会員とする公開研究会を開催し、ミディエイション交渉研究通信を発刊している。

[英語村] 英語村自体は大学ではなく学園に所属しているが、所在は大学領域にあり、また設立の趣旨からしても、大学学生を主たる対象者としている。2018 年度からは、外国語センター、教職センターが新たに設立された。教職指導の充実、外国語教育にむけての三学部の連携が図られている。

② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

2017 年度より、桐蔭横浜大学自己点検評価規程（資料 2-2）を改定し、年度末までに各学部、研究科、各部などで、定められた事項を軸として、自己点検評価を行うことが定められ、これに基づいて点検評価が行われた。2017 年は、3 つのポリシーに照らし、各学部、研究科の点検評価が軸となった。

以下、各学部・研究科を軸に自己点検評価の取り組みについて確認する。

法学部 法学部のディプロマ・ポリシーは、「大学で法学士号を取得するとは、幅広い教養と法学専門知識を身に付け、良き市民となることである。法的な考え方を身に付け、トラブルを解決したり、相手方と交渉したりする能力を身に付ける。批判精神を持った市民として、社会に貢献できる資質を身に付ける」となっている。これについて、法律学の諸専門科目の講義では、法制度と法原則を理解することにより、法的な考え方の基礎を身に付け、必修科目であるゼミの授業においては対話型教育により法制度と法原則に関する理解を深化させ、同時に、交渉の基礎を学び、これを強化していく。12月に行われるリーガルシミュレーションゲーム大会では、一年生が純粋な交渉力を競っている。

カリキュラム・ポリシーは、「多様な学生の進路に対応した授業カリキュラムを整える。そのために、1年から4年まできわめて少人数のゼミを配置し、学生にとって教員が身近に感じられるようにする」となっているが、各学年に演習科目（ゼミ）を設置し、必修科目かつ少人数授業にすることで、教員と学生間の距離の近い授業を実施でき、対話型授業から一歩進んだアクティブ・ラーニング型授業の展開が可能となっている。また、大学卒業後の進路などをテーマとして教員と語り合うことにより、他人事ではない実感を持てる思索と応答を学生が経験できている。さらに、「最も多人数の警察官や消防官を目指すコースだけでなく、地方公務員、さらには、法律専門家をを目指す学生の指導体制を整える」ことを目標とし、2017年度からは地方公務員コースを設置し、本格的な指導体制がスタートした。

これに加え、「一般企業に就職する者、自営業を営む者にとって大切な法的リテラシーを身に付けさせる」ことも目指している。法学部の学生の約半数がこのカテゴリーに属している。公務員等を目指す学生と比べてモチベーションの維持が難しいため、1年次から現代日本社会（キャリア事始）やキャリア教養講座を設置し、あるいは1・2年次のゼミで担当教員から情報提供するなどの工夫により、卒業後の進路について常に考えるように指導している。

また、「スポーツに力を注ぐ学生に対しても、教員免許が取れるようにする」ことを狙い、スポーツ法学コースの学生が教員免許を取れるようにするため、教職科目の時間割上の配置を工夫した。教職の授業のために部活を休まざるを得ないという状況が減ってきている。

あるいは「海外留学の活用、外国語の鍛錬を通じて、グローバル人材を育成する」ことも実現せねばならない。これまでは中国の諸大学との提携及び交換留学生の制度が中心であったが、新たに、米国のドミニカン大学および英国のウースター大学と大学間提携協定を締結し、さらにオーストラリアのボンド大学とも話を詰めている。学生達がこれらの英語圏の大学への短期留学前に、本学の英語村での集中的な英会話クラスで準備することで、留学中の成果をより高いものとする体制が整った。

法学部のアドミッション・ポリシーには、「現代社会の様々な問題について日頃から強い関心を抱き、その解決の道を探求したい人」とある。オープンキャンパスにおいてAO入試説明会を開催し、AO入試の小論文問題に出題される設問の様式と傾向について説明している。社会的問題について関心を持ち、新聞やニュースなどを通じて現代的諸問題に関する知見を有していると、答案を書きやすくなる旨伝えている。また、「偏見から自由で柔軟な思考と、物事を筋道立てて考える論理的な思考ができる人、またはできるようになり

たいと望む人。自分の意見を口頭や文章で説得的に表現することができる人、またはできるようになりたいと望む人」に関連して、オープンキャンパスで自身の将来設計を明確に語れる志願者が増えてきている。AO 入試における面接においても、積極的に自分自身について、あるいは与えられた問題について考え、語ろうとする受験生が増えている。

医用工学部 医用工学部は、3つのポリシー（資料 3-2 http://toin.ac.jp/facbme/fbe_top/）についての以下のように自己点検評価している。

[ディプロマ・ポリシー（学位授与の基本方針）]

卒業要件単位を取得し卒業研究発表を行った学生は、卒業判定会議にてその内容を審査し学士（工学）として認めている。この間に学会発表する学生もおり、当学部の特徴のひとつである桐蔭医用工学国際シンポジウムに参加することで海外から招聘した著名な研究者や本学・他大学の大学院生との英語による意見交換の機会もある。また、昨年度卒業生で就職希望者は、それぞれの希望に合わせほぼ全員就職することができた。

[カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の基本方針）]

これまで同様1年生を対象に入学時に理数系英語科目の基礎学力確認試験を実施し、その結果を基にして能力別・少人数教育を行い、基礎学力の向上に努め落ちこぼれる学生を少なくすることに成功している。また、自立的学習支援プログラム（インディ・カフェ）などによる丁寧な補習環境の充実は、学生の自己啓発と留年・退学者の防止にも役立っている。実験・実習の充実により、学生の問題発見能力と問題解決能力の開発に成功している。卒業研究を活性化することにより、学会発表が増え、本学の知名度も上がり、病院等への就職も有利に働き、また大学院進学希望者も加速するものとする。

[アドミッション・ポリシー（入学者受入の基本方針）]

〈生命医工学科〉

今年度入学者の全員が、臨床検査技師国家試験受験資格取得を希望しており、本学科が希求する入学者像を十分に理解しているといえる。

〈臨床工学科〉

臨床工学科のアドミッション・ポリシーに共感した学生が入学しており、多くの医療現場で活躍する臨床工学技士や企業や公的研究機関、教員を輩出している。

スポーツ健康政策学部 スポーツ健康政策学部・3つのポリシー（資料 3-3 http://toin.ac.jp/faccsp/fcsp_top/）について以下のように自己点検評価する。

(1) ディプロマ・ポリシー

スポーツ健康政策学部では、からだの多様な可能性について教育・健康・科学技術・国際交流・福祉等のさまざまな視点から学び、現代社会が抱える課題に対応できる下記のような人材を育成することを目指している。

- ・スポーツを中心に捉えた新しい発想での教育学を学んだ人
- ・「からだ」と「科学」を突き詰めて新しい可能性を導き出すことのできた人
- ・地域に貢献し社会のニーズに応える新しい価値を創造できた人

スポーツ教育学科では、1年生の学科必修科目である「小学体育Ⅰ」および「小学体育Ⅱ」を含んだ教職科目で学んだことが2年生以降の学びの基礎になり、学校現場でのボラ

ンティア活動等に生かされ、強い教職への志望となっている。スポーツテクノロジー学科では、「する」だけでなく「みる」「支える」スポーツとの関わり方を学び、課外活動等でその知識や技能を生かす体験を重ね、スポーツによる社会貢献の基礎を培っている。また、スポーツ健康政策学科では、「社会貢献論」の学びを元に「サービス・ラーニング実習Ⅰ・Ⅱ」で社会貢献の意義とボランティア活動に関する基礎的な知識を学び、スポーツ関連も含めた多様な卒業後の取り組みに生かしている。今後、さらにカリキュラムの実効性を高めていく必要がある。

(2) カリキュラム・ポリシー

アドミッション・ポリシーで示した人材の育成に向けて、専門的な知識のみならず幅広い知識や教養を身に付けることができるように教育課程を編成し、実施している。多様な専門科目の他、1・2年生には「スポーツ文化の担い手」として活躍するとともに、専門的な科目の学びにスムーズに入るための基礎力をアップさせる学部基礎セミナーや情報リテラシー、英語コミュニケーションなどの必須科目を配置している。また、3・4年生では自分の問題意識に基づいた課題に取り組み今の時点で答えを求めていく専門演習や卒業研究を必須科目として配置している。本年は3学科共にこれまでのカリキュラムの見直しを行い、平成30年4月から実施する新カリキュラムを作成した。特に、コース・専攻が大きく変わるスポーツテクノロジー学科については大幅な見直しを図り、これまでのトレーナーの育成に加えて、スポーツ情報分析とコーチングの両方が連携して能力の育成が図れるようにした。

(3) アドミッション・ポリシー

スポーツ健康政策学部の3つの学科では、以下のようなアドミッション・ポリシーを掲げている。

「スポーツ教育学科」

- ・現代社会の教育問題をスポーツ文化でその問題解決をすることを目的とする人
- ・全ての人々にスポーツの楽しさを伝えたい人
- ・小・中・高校の教員や生涯学習社会における指導者になることを強く希求する人

「スポーツテクノロジー学科」

- ・競技や身体表現の世界、健康づくりの場面で、科学的な分析で貢献できる指導者を目指す人
- ・トレーニング理論やデータ分析の方法、指導技術等を持ったスポーツトレーナーを目指す人
- ・スポーツ・トレーニング機器を社会で活用することを目指すスポーツエンジニアになりたい人

「スポーツ健康政策学科」

- ・公務員やNPO・NGOのスタッフ、スポーツ文化で地域振興や国際貢献をしてみたい人
- ・文化やスポーツを手がかりに、全ての人が健康で楽しく生きられる社会をデザインしたい人
- ・からだを動かす楽しさや大切さを、ジャーナリズム等で表現し、伝え、広げていきたい人

これらのポリシーを前提に、オープンキャンパスで入学を検討している高校生に対して学部・学科紹介を行うとともに、入試での面接方法のあり方や小論文の出題等に取り組んできた。また、学部教員が一致して高校訪問にも積極的に取り組み、学部・学科の特徴や大学での授業の一端を紹介してきている。スポーツの持つ多様な価値や社会が求めている人材について更なる検討を重ね、常にアドミッション・ポリシーを見直していきたい。と

りわけ、スポーツ健康政策学科で求める人材についてより具体的に示せるようにし、必要があれば学科の名称についても検討したい。

法学研究科 法学研究科のカリキュラム・ポリシーは、学術コース、比較法コース、専修コースおよびポストキャリアコースの4コースを置くことを軸としている。この4つのコースの設定については、これまでの経験、及び社会状況に照らして適切なものと判断できる。もともと大学院は研究者養成のための機関であるから、学術コースを置くのは当然として、留学生に対応する比較法コース、修了後、社会人となることを想定する専修コース、高齢化社会の中での学び直しの機会としてのポストキャリアコースも、それぞれ理にかなったものといってよい。

ただし、この中で、近年、本研究科でニーズが高まっているのは専修コースであり、その専修コースのカリキュラムなどの一層の充実化が求められている。これに対すべく、2018年度からはいくつかの科目を新たに設置し、専修コース教育の充実が目指されている。

また、ディプロマ・ポリシーに即して修士論文の審査は行われており、この点についても、ポリシーに即した組織運営が適切に為されている。

工学研究科 工学研究科は大学基準協会より、特にそのディプロマ・ポリシーに関し、「学位授与方針に修得すべき学習成果が示されておらず、教育課程の編成・実施方針は主に修了要件や身に付けられる能力が示されており、教育内容・方法等に関する基本的な考え方が示されていないので、改善が望まれる」との指摘を受けた。工学研究科学務入試広報委員会では教育研究の目的の基本を、建学の精神に則った5つの目標、「個の充実」「実務家養成」「開かれた大学」「国際交流」「高い専門性」に求め、学位授与方針において修得すべき学習成果を5つの能力として明確化し、3つのポリシーの改訂案を策定した。

ファカルティ・ディベロップメントについて

工学研究科は「研修会等によるファカルティ・ディベロップメント活動が定期的に行われていないので、改善が望まれる」との指摘を受けた。平成29年度、工学研究科では医用工学専攻会議の機会にファカルティ・ディベロップメントを実施し、特に「アクティブ・ラーニング」の方法について、多職種連携教育(IPE: Interprofessional Education)の方法について研鑽の機会を持った。その成果は、平成30年度のカリキュラム改訂に生かされている。

学位論文審査基準の明示に関連して、工学研究科では、「修士課程の学位論文審査基準は明示されておらず、博士後期課程についても学位申請の要件が示されているため、学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準を策定するよう改善が望まれる」との指摘を受けた。工学研究科学務入試広報委員会で現行の論文審査基準を再検討し、審査基準の改定案を策定した。

また、課程博士の取り扱いについて、工学研究科の博士後期課程において、「課程の修了に必要な研究指導などを受けて退学した後、再入学などの手続きを経ず、学位論文を提出して、博士の学位を取得した者について、『課程博士』として扱っている」問題についても基準協会から指摘を受けている。これに対応して工学研究科学務入試広報委員会では、学位論文の提出にあたっては再入学を必用とすることを明記した論文審査基準に関する内規

の改定案を策定した。

平成 29 年度の工学研究科の重点方針・事業についての自己点検評価は以下の通りである。近年の分子遺伝学と情報工学の急速な進展に即応し、工学研究科医用工学専攻では平成 29 年度に基礎数理学と生物情報学、医用統計学に関連するカリキュラムの変更を行い、実習を重視した科目の充実をはかった。また、ファカルティ・ディベロップメント活動を通じて、アクティブ・ラーニングと多職種連携教育に関する研鑽を行い、その成果を平成 30 年度のカリキュラム改訂に生かしている。

スポーツ科学研究科 本研究科における 3 つのポリシーは以下のごとくである。また、これらの目標は大学ウェブサイトにて公表している。

ディプロマ・ポリシー（学位授与の基本方針）

- 専門的な知識と技能を有し、研究・教育活動を通じて積極的に社会貢献ができること。
- 研究及び教育に携わる者として必要な正義感・倫理観を有し、豊かな教養と人格を身に着けていること。
- 2 つの領域から選択した修士課程教育における確かな専門知識を備え、高い専門的知識や技能を修得し、その成果を的確かつ柔軟に問題解決できる能力を有すること。

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の基本方針）

「共通科目」「展開科目」「演習科目」に区分された複数の科目を通じて体系的に履修する。さらに、指導教員のもと、演習や修士論文の作成指導などを有機的に連携させつつ研究をすすめ、修士論文を執筆する。

アドミッション・ポリシー（入学者受入の基本方針）

- スポーツ科学の抱える諸課題について、強い関心を有する者。
- スポーツ科学の新たな研究分野を切り開こうとする者。
- 理論と実践を通じた研究活動を展開し、社会に還元する意欲のある者。
- 修了後の進学・海外留学などに強い意欲のある者。

入学者受入については、各専攻教員全員が試験の審査に係わり、公正な選抜方法が確保されている。教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性については、提案された案件を研究科委員会において審議し議決する。このようなプロセスによって必要に応じて定期的に検証している。

修士の学位は、専攻科目 30 単位の修得ならびに修士論文の審査および最終試験に合格することが条件となっている。審査および最終試験は指導教員を含めた大学院教員 3 名以上により審査される。判定については、修士論文は専攻会議において合議の判定を行い、研究科委員会において承認される。

今後の課題として、各教員がディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーに沿った教育をしているのかを確認・評価することが重要であり、授業改善に向けた P D C A サイクルを機能させることが検討課題である。

法務研究科 本学大学院法務研究科がその教育目標に「ハイブリッド法曹の養成」を掲げ、他学部（法学部以外）出身者であり、かつ、有職社会人をターゲットにしたことは、今般の司法制度改革の理念に即したものであるが、しかし、全国的な法科大学院志願者数の減少、とりわけ、未修者や社会人経験者の志願者数の激減に直面し、さまざまな工夫や努力をしたものの、平成29年5月に平成30年度以降の学生募集の停止を決断せざるを得ない状況に追い込まれた。

本学大学院法務研究科は、「ハイブリッド法曹の養成」という目標実現のためのカリキュラムと3つの附置研究所を擁し、特色ある法科大学院教育を実践してきた。平成30年度以降の学生募集を停止したものの、在学者のいる限り、その教育方針を実践していくことには変わりはない。

本学大学院法務研究科の適切性についての定期的な点検・評価としては、前掲の桐蔭横浜大学法科大学院自己点検評価委員会によって実施されており、随時、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みをFD委員会などにより行っている。

なお、「桐蔭コンプライアンス・リサーチ教育センター」（資料3-9）の適切性に関する定期的な点検・評価が十分になされていることについては、文部科学省の「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」において本学大学院法務研究科が申請し、平成28年度および平成29年度にわたって「優れた取組」として採択された「職域拡大に向けた“コンプライアンスのパイオニア養成”プログラム」に基づいて同センターが設置・運営されているものであることに鑑みて、明らかである。

第4章 教育課程・学習成果

① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

本章、教育課程、学習成果については、少なくない内容が、私立大学等改革総合支援事業タイプ1の項目と共通している。本学は、2017年度(申請2016年度)より同事業のタイプ1に応募し、選定されている。このことを踏まえた上で、以下の記述を進める。各学部、研究科のディプロマ・ポリシーは以下の通りであり、いずれも大学ホームページに公表されている。いずれにおいても、修得すべき知識、技能、態度など当該学位にふさわしい学習成果を示したディプロマ・ポリシーとなっている。

法学部 「大学で法学士号を取得するとは、幅広い教養と法学専門知識を身に着け、良き市民となることである。法的な考え方を身に着け、トラブルを解決したり、相手方と交渉したりする能力を身に着ける。批判精神を持った市民として、社会に貢献できる資質を身に着ける。」(資料3-1 http://toin.ac.jp/faclaw/fl_top/)

医用工学部 「医用工学部の教育課程に定められた卒業要件単位を取得し、卒業研究の論文発表を行い、以下に示される医用工学部の教育方針に鑑みて、有意義な成果を挙げたことを卒業判定会議で認められた者に、学士(工学)が授与される。

1. 医用工学者に求められる健全な人間性をそなえ、社会連帯を重んじ、自分の職務に責任を感じ、真実を偽らず、個人の尊厳を重んじる人。
2. 人と共感・協調し、自分を表現する能力を持ち、共同の目的達成に貢献し、指導的立場に立つことのできる人。
3. 自立的に学び、自分の専門分野および進路を積極的に開拓できる人。
4. 国際的なコミュニケーション能力の涵養に積極的に努め、国際的地平で医用工学の研究開発に従事できる人。」(資料3-2 http://toin.ac.jp/facbme/fbe_top/)

スポーツ健康政策学部 「スポーツ健康政策学部では、からだの多様な可能性について教育・健康・科学技術・国際交流・福祉等のさまざまな視点から学び、現代社会が抱える課題に対応できる人材を育成する。具体的には以下のとおりである。

1. スポーツを中心に捉えた新しい発想での教育学を学んだ人。
2. 「からだ」と「科学」を突き詰めて新しい可能性を導き出すことのできた人。
3. 地域に貢献し社会のニーズに応える新しい価値を創造できた人。

(資料3-3 http://toin.ac.jp/facsp/fcsp_top/)

法学研究科 「本学大学院学則に示されているように、法に通暁した高度専門職業人を養成するとともに、高度に国際化した法の現状に対応しうる能力を養成し、くわえて一層高度な研究に耐えうる能力及び知見を養成することが本課程の目的であり、この目的を達成するため、それぞれの法分野及び政治学の高度な専門的知見を獲得し、そこで得られる広い視野により、国際化した法体系全体の中で専門的知見を位置づけ、展開しうる能力を身につけることが学位取得の前提となる。すなわち、基礎法学及び政治学などの学修を通じ

て体系的視点を身につけ、専門分野における十分な法解釈能力と他国の事例を参照するための比較法の方法論を身につけねばならない。具体的には、本学所定の修了要件を満たし、上記の能力を獲得したことを証明できるレベルの修士論文を提出し、最終試験に合格した者に修士(法学)の学位を授ける。」

(資料 3-4 http://toin.ac.jp/univ/intro/appeal_gralaw/)

工学研究科 工学研究科の教育研究上の目的は以下の通りである。

「工学に関する専門領域の知識を身につけ、研究並びに実験を通じて新規の理論と技術を提案し、国際的な研究発表活動にも対応できる能力を有する研究者を養成するものとする。」

(資料3-5 http://toin.ac.jp/univ/intro/appeal_graeng/)

スポーツ科学研究科 スポーツ科学研究科のディプロマ・ポリシーは以下の通りである。

「専門的な知識と技能を有し、研究・教育活動を通じて積極的に社会貢献ができること。研究及び教育に携わる者として必要な正義感・倫理観を有し、豊かな教養と人格を身につけていること。2つの領域から選択した修士課程教育における確かな専門知識を備え、高い専門的知識や技能を修得し、その成果を的確かつ柔軟に問題解決できる能力を有すること。」

(資料 3-6 http://toin.ac.jp/univ/intro/appeal_graspo2/)

法務研究科 平成 16 (2004) 年の法科大学院制度創設にともない、本学も、法学部を擁する大学として大学院法務研究科(法科大学院)の設置に至ったのは、適切であったといえる(その後、全国的に法科大学院を取り巻く状況の厳しさが増し、畢竟、平成 29 年 5 月に平成 30 年度以降の学生募集停止に踏み切った)。

(資料4-1 <http://toin.ac.jp/lawschool/info-top/info/diploma/>)

② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

教育課程の編成・実施方針はカリキュラム・ポリシーであり、大学としての一般的カリキュラム・ポリシーは、「本学は4つの教育の柱に基づく教育目標と学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を実現するために、多様な教養科目と各学部の特徴を活かした高度な専門科目を展開し、日本社会の課題解決に貢献する教養ある市民の育成とともに、各種留学制度、外国語の強化プログラムを通じて国際的地平で活躍できる人材の育成に取り組んでいます。」と置いている。ただ、これは一般的規定にとどまり、具体的には各学部・各研究科のカリキュラム・ポリシーが重要である。よって、各学部、各研究科は、それぞれカリキュラム・ポリシーを定め、ホームページ上に公開している。

法学部 多様な学生の進路に対応した授業カリキュラムを整える。そのために、1年から4年まで極めて少人数のゼミを配置し、学生にとって教員が身近に感じられるようにする。最も多人数の、警察官、刑務官をめざすコースだけでなく、地方公務員、さらには、法律専門家をめざす学生の指導体制を整える。一般企業に就職する者、自営業を営む者にとつ

て大切な法的リテラシーを身に着けさせる。スポーツに力を注ぐ学生に対しても、教員免許が取れるようにする。海外留学の活用、外国語の鍛錬を通じて、グローバル人材を育成する。(資料3-1 http://toin.ac.jp/faclaw/fl_top/)

医用工学部 医用工学部では、人の健康を保ち、社会を疲弊から開放する医用工学諸分野の科学者・技術者を養成するため、以下に示した方針で教育課程を編成している。

- ・入学時に基礎学力確認試験を行い、学生一人ひとりの基礎学力達成度に応じた能力別の基礎教育を行う。基礎学力達成を目的とする「修学必須科目」は重要な卒業要件である。
- ・自立的学習支援プログラムによって、高等学校理科各科目の補習が可能である。また、このプログラムによって実験・演習科目の課題達成の援助が受けられる。
- ・専門科目では実験が重視される。実験結果のレポートの他、手書きによる予習・復習のノートの提出を求め、評価を行う。実験科目は重要な卒業要件である。
- ・三年次後期の終了後、本学部の教育課程の達成度が評価され、臨床実習と卒業研究の実施に関する可否が審査される。

(資料3-2 http://toin.ac.jp/facbme/fbe_top/)

スポーツ健康政策学部 スポーツ指導者やスポーツ・健康づくり活動を支援できる人材、さらには文化やスポーツ、健康に係わるさまざまなプログラムを企画・実施・運営できる人材などを養成することを目的とし、スポーツや健康、体に関する専門的な知識・技能のみならず、社会人として各界で活躍する際に必要な幅広い知識や教養を身につけることができるようにするという基本方針に基づき、教育課程を編成し、実施する。

多様な専門科目のほか、1・2年次には「文化スポーツの担い手」として活躍するとともに、専門的な科目の学びにスムーズに入るための基礎力アップをめざす学部基礎セミナーや情報リテラシー、英語コミュニケーションなどの必須科目および教養豊かな社会人育成のための総合科目を配置し、3・4年次には、自分の問題意識に基づいた課題に取り組み、今の時点での答えを求めていく専門演習や卒業研究を必須科目として配置している。

(資料3-3 http://toin.ac.jp/faccsp/fcsp_top/)

法学研究科 桐蔭横浜大学法学研究科は、法務研究科(法科大学院)と並存していることの意義に鑑み、カリキュラムの編成と実施に際し、学術コース、比較法コース、専修コースおよびポストキャリアコースの4コースを置き、それぞれ、研究者の養成、留学生の教育、高度専門実務家の育成、そして実務から学問への発展の援助を目的とする。

但し、本研究科のディプロマ・ポリシーにしたがい、高度な国際化に対応しうる広い視野を育成するため、細分化された専攻の枠にとらわれず任意の授業科目を自由に選択できることが重要であり、科目履修に際してコースによる制限はしないものとする。

以上に加え、特に修士課程においては充実した修士論文を完成させるため指導教員によるきめ細かな研究指導を行うとともに、現代の複合的な法現象の研究には、関連する複数の分野の知見から成る立体的視点からの問題把握が不可欠であり、集団的指導による対応を図っていく必要がある。とりわけ修士論文の中間報告会においては、多くの教員による多面的指導を行い、修士論文の完成度を一段と引き上げていく。

(資料3-4 http://toin.ac.jp/univ/intro/appeal_gralaw/)

工学研究科 修士課程:在学期間中に所要の授業科目を30単位以上履修するほか、必要な研究指導を受けることにより、各自の専門性を深めることができるようにする。

博士後期課程:単位制の授業は行わないが、指導教授より必要な研究指導を受けることにより、各自の研究を成し遂げることができるようにする。

工学研究科修士課程では、教育課程の編成・実施方針を「在学期間中に所要の授業科目を30単位以上履修するほか、必要な研究指導を受けることにより、各自の専門性を深めることができるようにする。」と定めている。工学研究科医用工学専攻では、その専攻する分野の細目において、教育課程の内容が大きく異なるため、4つの専攻分野、「医用工学分野」「生体環境工学分野」「遺伝子工学分野」「生体機能分子工学分野」のそれぞれにおける教育課程の編成・実施方針を定め、これを履修要項とホームページを通じて公開している。博士後期課程では、教育課程の編成・実施方針を、「単位制の授業は行わないが、指導教授より必要な研究指導を受けることにより、各自の研究を成し遂げることができるようにする。」と定めている。この方針は、工学研究科ホームページを通じて公開されている。

(資料3-5 http://toin.ac.jp/univ/intro/appeal_graeng/)

スポーツ科学研究科 スポーツ科学研究科では、修士(スポーツ科学)の学位を授与する。学位授与の要件については、学位論文の内容のみならず、外部発表の経験についての客観的事実も加味して考えられる。このことは、本研究科の教育目標とよく整合しており、スポーツ科学研究科学生便覧および履修要項に明記されている。

「共通科目」「展開科目」「演習科目」に区分された複数の科目を通じて体系的に履修する。さらに、指導教員のもと、演習や修士論文の作成指導などを有機的に連携させつつ研究をすすめ、修士論文を執筆する。

(資料3-6 http://toin.ac.jp/univ/intro/appeal_graspo2/)

法務研究科 本学大学院法務研究科は、上記ディプロマ・ポリシーに示されたハイブリッド法曹を養成するための教育課程の編成・実施方針として、『基礎から応用、そして展開へ』という履修方針に基づき、理論と実務の架橋を強く意識したカリキュラムが設けられており、3年間の在学期間を通じて、『法律基本科目群』、『実務基礎科目群』、『基礎法学・隣接科目群』および『展開・先端科目群』から、各科目群において定められた単位数を含む93単位以上(かつGPA1.8以上)を修得した者に対して、『法務博士(専門職)]の学位を授与するものとする。」と定め、HP上で公開している。

(資料4-1 <http://toin.ac.jp/lawschool/info-top/info/diploma/>)

③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

各学部・各研究科ともに課程にふさわしい授業科目の開設に努めている。このことにつ

いては学部・研究科ごとに説明することとする。また「体系的な編成」については、2016年にナンバリングの基準を設定し、その基準に基づいて各学部・研究科でナンバリング作業を行い、ホームページ上に公開している。(資料4-2 <http://toin.ac.jp/univ/faculty/numbering/>)

各学部・各研究科の具体的な取り組みは以下の通りである。

法学部 平成29(2017)年度の開講科目は総計430単位で、そのうち人文科学、社会科学、自然科学、外国語など一般教育科目が106科目、憲法、民法、刑法など法律基本科目のほか政治学系統の科目も含めて専門教育科目が92科目であり、法学学士課程として必要な科目が開講されている。

また、同一科目について、公務員・法律専門職コース、警察官・消防官コース、企業ビジネスコースの主要科目及び演習について複数の授業が設置されている。たとえば、憲法、民法、刑法等は、コースごとに設置され、教授内容及び配置年次も各コースの達成目標に即したうえで、各年次の演習を通じた指導と連携してカリキュラムが構成されている。また、「消防学」、「都市と防災」といったコースに応じた特色ある科目も設置している。

授業は Semester 制で実施し、1 Semester 15週を授業日とし、講義科目と演習・実習・実技の二つを組み合わせ、特に演習などの少人数教育に比重を置いている。

(資料4-3 平成29年度法学部学生便覧・履修要項http://toin.ac.jp/univ/wp-content/themes/univ/pdf/faclaw_registration.pdf)

医用工学部

[教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示] 本学部では、生命医工学科および臨床工学科それぞれにおいて、臨床検査技師、臨床工学技士の資格を取得して、医療機関への就職をめざす教育課程コースと、一般企業への就職をめざす教育課程コース、さらにそれぞれのコースから大学院を目指すキャリア・デザインが可能となるような内容を用意し、その充実を図っている。それぞれの学科において初年時からコース分けは行っていない。初年時においては、数理科学の基礎を扱う修学必修科目8単位と人間形成科目および外国語科目と、実習を主とする必修科目(「工学ワークショップ I」、「工学ワークショップ II」)の履修が課される。履修申告を行う上限の単位数は24単位に定められているので、初年時において履修科目を選択できる余地はほとんどない。各学科において2年次以降に設定されているいくつかのチェックポイントを通じて、自己の適性に合わせたコース選択を行うことになる。

生命医工学科では、臨床検査技師資格取得のためには2年次以降に開講されている資格科目(自由科目)を取得することが必要であるが、1年次終了までに36単位以上を修得すること、日常の生活態度、授業態度や出席状況が良好であることを進級条件に掲げている。臨床検査技師資格取得をめざす「臨床コース」と一般企業への就職をめざす「生命医工学コース」の二つのコース選択は、基本的には学生個人の選択に委ねられ、初年時後期に個人面接を行って決定しているが、実質的には2年次への進級時の成績がチェックポイントとなる。現状では、在籍学生のほぼ90パーセントが国家資格取得を志望し、「生命医工学コ

ース」を選択する学生は10パーセント程度である。4年次への進級においては、108単位以上修得することが必要であるが、臨地実習を履修する条件は、3年次までにすべての必修科目を取得していること、「医学概論」、「臨床検査学概論」等、国家試験受験資格の獲得に必要な20科目の専門科目すべてを履修していることが求められる。このように、生命医工学科では、チェックポイントの要件によって、「臨床コース」のコース分けが実質的に行われる制度を実施しているが、「生命医工学コース」を選択する学生の教育が疎かにされることはなく、すべての学生実験で「生命医工学コース」に特化したテーマが実施されている。即ち、カリキュラム時間割で「臨床コース」と同時に「生命医工学コース」の学生を担当する教員が配置され、両コースの教育の充実に十分な配慮がなされている。

さらに、両コース共に研究をさらに進める希望を持った学生には、大学院進学が推奨され、大学院進学によって、さらに自分の関心を持つ研究の充実と学会発表や桐蔭医用工学国際シンポジウムでの英語による研究発表を経験できるように配慮されている。

臨床工学科では、資格取得のためには、毎年「日本生体医工学会」が行う「第二種 ME 技術実力検定試験」を2年次から3年次の間に合格しておくことを要件としている。このための補講対策として、「第二種 ME 技術実力検定試験対策 세미나」を授業以外にも開講している。4年次において、「臨床実習」を実施しており、「臨床実習」の履修要件は、①「医用工学実験」「医用工学専門実験」等の3年次指定科目をすべて取得していること、②日本生体医工学会が主催する「第二種 ME 技術実力検定試験」に合格していること、③日常の授業態度や出席状況、医療従事者として要求される生活マナーが良好であること、と定められている。臨床工学科では、国家試験を受験しない学生の教育が疎かにされることはなく、むしろ大学院進学が推奨され、4年次の卒業研究において充実した研究が行われ、桐蔭医用工学国際シンポジウムでの英語による研究発表が課せられるなど、その教育課程の充実に特段の配慮がなされている。

本学部では、在学期間3年以上4年未満での早期卒業を認めることができる。その場合には卒業に必要な単位を全て修得し、GPA3.5以上でなければならない。但し、例外的措置であるため、担任および卒業研究指導教員による適切な学習指導を受けていること、また教育的見地から見て十分な理由がある場合にのみ、許可される。

[学士課程教育に相応しい教育内容の提供] 本学部ではその教育課程の編成方針に基づき、教育内容を基礎から専門まで体系的に配置している。本学部で扱われる専門分野は、医療を応用目的とする工学の一分野であり、その基礎教育の重点は数理学、物質科学および英語教育にある。従って学部教育の内容は従来の工学部における基礎教育と多くの部分で軌を一にする。

[科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示] 本学部の教育カリキュラムは以下のような科目によって構成される。

一般教育科目は、修学必修科目、人間形成科目、外国語科目の3つに分類される。修学必修科目は、専門科目を履修するにあたり必要となる基礎的な数学・物理学の学力を確保することを目的とした科目である。人間形成科目は、指導的役割を果たす社会人に求められる教養と人間性を涵養するための人文科学系科目である。履修者には特に倫理規範、関係法規等の基礎となる「倫理学」「法学」等の履修が推奨される。外国語科目は国際的な共同研究等で必要となる英語能力の涵養を目的として設定された科目である。1・2年次の「英

語 I」から「英語 IV」、「英語コミュニケーション I」から「英語コミュニケーション IV」では、基礎的な読解力および会話能力が培われる。3年次に配当される「英語 V」以降の科目では、TOEIC®受験、英文マニュアル・医学関連文献の講読のための訓練等に力を置く。

専門科目群は、工学基礎科目、実験系科目、専門科目、資格科目、研究関連科目、発展科目によって構成される。工学基礎科目は、工学と科学を学ぶために必須となる数学・物理学・化学および生物学の基礎科目である。1年次前期に配当される「工学へのステップ」では、これら基礎科目の体系について概説される。1年次の「フレッシュマン 세미나」では、主に専門分野への動機付けを意図した内容が扱われる。その他の科目は医用工学の基礎となる物理学および数理系科目であり、それぞれ関連する専門科目の開講年次を考慮して配当される。実験系科目「工学ワークショップ I」「工学ワークショップ II」は医用工学部共通の1年次必修科目である。物理学・化学・生物学の基礎知識と基本的な実験技術、データの取り扱い等について講義と実験を通じて学ぶ。2・3年次の専門科目において、必修の実験系科目の比重はきわめて大きく、履修者は与えられたすべての課題に対してレポートを提出しなければならない。2・3年次の「プロジェクト研究 I」から「プロジェクト研究 VI」は、学生が自主的に目標を定め、授業時間以外の時間に自主的に研究することを推奨して設けた実験系科目である。専門科目は中核的医用工学諸分野を扱う科目であり、2年次と3年次に配当される。研究関連科目では、各研究室の研究分野について学ぶ。発展科目は特に能力と意欲のある学生に対し設けられた科目である。早くから英文の教科書や学術文献を講読させる。資格科目は「臨床検査技師」国家試験受験資格要件となる科目であり、修得した単位は卒業要件の単位数に含まれないが、国家試験受験をめざす学生に対しては必修科目である。

専門科目のうち、工学と科学を学ぶために必須となる数学・物理学・化学および生物学の基礎を学ぶ工学・科学基礎科目群は生命医工学科と臨床工学科に共通する。また、実験系科目群、研究関連科目群についても、1年次は両学科共通のテーマを「工学ワークショップ I」および「工学ワークショップ II」で取り扱い、2年次以降は、それぞれの学科の教育方針に従って実験テーマを設定される。実験系科目群に含まれる「プロジェクト研究 I」から「プロジェクト研究 VI」は、学生が自主的に目標を定め、授業時間以外の時間に自主的に研究することを推奨して設けた科目である。医用診断技術の中核をなす様々な医用センサの原理と応用を取り扱う生体計測系科目群や、医学系科目群、情報系科目群も、両学科で学ぶ授業科目である。その他「インターンシップ」や「キャリア研究」も両学科に設定されている。

一方、生命医工学科には、学科教育の中核となる生物工学系科目 17 科目が設定されている。また臨床検査技師国家試験の受験資格を得るために必要となる資格科目群は、「臨床検査学実験」「臨地実習」の他 10 科目の講義が設定されている。これらはいわゆる自由科目であり、修得した単位は卒業要件の単位数に含まれない。臨床工学科には医用生体技術系 6 科目と電気・電子・応用物理系 7 科目が存在する。

〔必要な授業科目の開設状況〕 2017(平成 29)年度の本学部の開講科目は、総計 472 単位で、そのうち一般教育科目が 106 単位、専門教育科目が 366 単位である。留学生対象科目をここから引くと 460 単位(一般教育科目 94 単位、専門教育科目 366 単位)となる。原則としてセメスター制を採用しているが、実習科目、卒業研究等については通年で実施してい

る。授業は前期、後期ともに15週とし、補講も組み合わせて15回を基準に実施している。授業形態は、講義科目と実験・演習・実技を組み合わせ、特に実験・演習に比重を置いている。

〔順次性のある授業科目の体系的配置〕 修学必修科目を高等学校の教育との接続として位置づけ、1年次に配置している。科目は共通科目と各系列の科目に体系的に整理されている。また順次性のある科目は「物理学 I」「物理学 II」のような科目名にして配置している。

(資料4-4 平成29年度医用工学部学生便覧・履修要項http://toin.ac.jp/univ/wp-content/themes/univ/pdf/facbme_registration.pdf)

スポーツ健康政策学部

基礎教育科目については、人間形成科目は39科目、外国語科目は32科目が開設されている。学生は人間形成科目の中から16単位以上、外国語科目の中から4単位、計20単位以上取得することになる。人間形成科目の16単位はすべて選択になっており、これは学部共通である。外国語科目の4単位は英語コミュニケーションが学部共通で必修となっている。

専門科目については、学部共通専門科目としては、12の講義科目(24単位)と、6つの実技科目(6単位)、3つの演習科目(6単位)の計36単位が必修として位置づけられている。専門科目の学科共通科目、および学科専門科目については、学科・コースごとに必修・選択の別が異なっている。

単位数等の明示については、大学設置基準の定めにしたがい、大学の学則に示されおり、単位数を計算している。本学部の授業は、授業形態に応じてa.講義・演習・外国語、b.実習、実技に分けることができ、それぞれ単位の認定が異なっている。学生には1単位の時間数とはa.講義・演習・外国語が15時間、b.実習、実技が30時間と示している。そして、各授業科目に与えられる単位数の基本的な算定基準を「スポーツ健康政策学部ハンドブック」に次のように示している。

講義、演習科目は、1週1時限(1コマ)の授業が半年(半期)を通して開設されている講義・演習をもって2単位とする。

〔必要な授業科目の開設状況〕 基礎教育科目としての人間形成科目には、「法学」、「教育学」、「倫理学」、「現代倫理学」、「人権教育」など、倫理性を培う科目、さらには、スポーツや健康政策に関わる基礎的教養を培う観点から、「現代社会とスポーツ」、「身体の仕組みと働き」、「生涯スポーツ論」といったスポーツ関連科目も開設されている。

外国語科目は、英語、ドイツ語、フランス語、中国語、日本語(留学生対応科目)について32科目が開設されているが、本学部においては、先に示したように英語コミュニケーションが学部共通で4単位必修となっている。これは、本学部の外国語科目が、現代の国際社会に通用する人材を育成するための語学の授業として位置づけられていること、そして、そのために実用的な英語能力を身につけさせようとしているためである。この授業は、ネイティブスピーカーによる少人数制(12名程度)で行われている。展開は、1回40分間の授業で1週間に3回を通年で行い、前期・後期それぞれ2単位を認定することになっている。クラス編成は、入学時オリエンテーションで行なわれるプレイスメントテストの結果にし

たがってレベル別の履修クラスが指定されている。なお、スポーツ健康政策学科スポーツ国際交流コースにおいては、「国際コミュニケーション実習」が開講されているというコース特性に鑑み、2年次、3年次も「英語コミュニケーション」がそれぞれ4単位必修となっている。

専門科目の講義科目としては、スポーツや健康を対象とする政策の構造を捉えるための講義、スポーツを用いた教育を行うための講義、現代のスポーツを歴史的に研究するための講義、身体の動きを生体力学的に解明するための講義、スポーツする人間の心理について研究するための講義、スポーツする身体を医学的見地から解明する講義などが開講されている。

学部共通の講義科目として、「スポーツ哲学」、「衛生学・公衆衛生学」、「発育発達老化論」、「スポーツマーケティング論」、「スポーツバイオメカニクス」、「スポーツ政策論」、「スポーツ史」、「スポーツ心理学」、「スポーツ教育学」、「スポーツ医学」、「測定評価学(実習を含む)」、「ヘルスプロモーション論」の12科目が必修科目として開設されている。学部共通の実技科目は、多様なスポーツ種目の経験を通じて指導者としての資質向上を図り、それらのスポーツに関する専門的な知識(ルール、戦術、技術、施設、用具、歴史)が習得できるよう配慮して科目を開講している。具体的には、「器械運動」、「陸上競技」、「体操(体づくり運動、集団行動)」、「水泳」、「バスケットボール」、「バレーボール」の6科目が必修である。

演習科目は、「専門演習Ⅰ」(3年次)、「専門演習Ⅱ」(4年次)、「卒業研究」(4年次)の3科目であり、3年生以上にゼミ形式で展開される少人数制の教育である。この科目のねらいは、学生各人が専門的な課題について調査・実験・考察を深め、その結果を他人に明確に伝える能力を養うとともに、学生と教員、および学生相互の交流を深めることにある。

自由科目について、例えば、スポーツ教育学科においては、卒業要件として教員免許状取得に必要な授業科目が必修として位置づけられているが、スポーツテクノロジー学科、およびスポーツ健康政策学科においては、同じ授業科目が自由科目として位置づけられている。したがって、両学科に所属する学生が、教員免許を取得しようとする場合は、124単位を超えて教員免許状取得に必要な科目を履修する必要がある。

授業科目の順次性について、例えば、実技科目の「水泳」については配当年次を第1学年とし、「水泳指導法」は第3・4学年に配当するなど、実技科目のすべてについて、技能向上を図った後に指導法を学習するといった系統性を考慮して授業科目を開講している。また、教育実習を履修するためには、3年次までに教職に関する科目をすべて履修する必要があるといった規制も設けられている。

本学部の卒業に必要な必修科目は、基礎教育科目としての「外国語コミュニケーション」(4単位)と、先に示した学部共通専門科目としての21科目(36単位)であるが、各学科においてはその特性に応じてそれぞれ必修科目が定められている。

スポーツ教育学科は、「運動処方論」、「教育課程論」、「教育原理」、「教育心理学」、「機能解剖学」、「教師論」、「教育制度論」、「生活指導論」、「教育相談の基礎」、「栄養学」、「コーチング学」、「学校保健」、「学校安全」、「スポーツと政治」、「総合演習」、「自然活動論(実習を含む)」、「体育科教育法」、「保健科教育法」、「健康教育学」の計19科目(36単位)が必修となっている。

なお、スポーツ教育学科は小学校教諭1種免許状の取得が可能であるが、この場合には卒業要件の124単位に加え、スポーツ教育学科の自由科目として開講されている28科目(54単位)の中から25単位を取得することが必要である。

スポーツテクノロジー学科は、「ネットワークの利用」、「データベースの利用」、「コンピュータと計測」の3科目(6単位)が必修、スポーツ健康政策学科は、「空手」、「文化と政策」、「文化プログラムⅠ」、「文化プログラムⅡ」、「身体と文化」の5科目(7単位)が必修となっているが、スポーツ国際交流政策コースにあつては、「英語コミュニケーションⅠ-1」、「英語コミュニケーションⅠ-2」(計4単位)が必修として加えられる。

したがって、卒業要件単位に占める各学科の必修・選択の割合は、スポーツ教育学科が、37パーセント：63パーセント、スポーツテクノロジー学科は、35.5パーセント：64.5パーセント、スポーツ健康政策学科は30.6パーセント：69.4パーセントとなっている。スポーツ教育学科において必修の割合が高くなっているのは、この学科が教員養成に特化した学科であり、教育職員免許法とのかかわりで、必修科目が指定されることによるものである。

カリキュラムにおける必修・選択の配分について、スポーツ教育学科は教員養成を主目的にした学科であることから、教育職員免許法とのかかわりで必修科目が多くなることはやむをえないと考えている。また、スポーツテクノロジー学科、スポーツ健康政策学科における専門教育的授業科目の必修単位が、スポーツテクノロジー学科6単位、スポーツ健康政策学科7単位と、割合としては一見少なく見えるが、学科の専門教育に関する開設科目数が少なく、結果的には開設科目のほとんど必修になっているという現状がある。

(資料4-5 平成29年度スポーツ健康政策学部学生ハンドブックhttp://toin.ac.jp/univ/wp-content/themes/univ/pdf/faccsp_registration.pdf)

法学研究科

本研究科では法律学専攻のみを置いているが、そのなかで、学術コース、比較法コース、専修コースおよびポストキャリアコースの4コースを置いている。コース相互の履修制限はないが、それぞれの目的を明確化し、履修指導の目安としている。また、セメスター制をとり、修士課程2年間4学期のなかで必要とされる単位30単位を修得させることとしている。授業科目に関しては、公法学研究分野、刑事法学研究分野、民事法学研究分野、基礎法・比較法学研究分野の4つの研究分野から幅広い知識を身につけることができるように多様な開講科目を用意している。また、修士課程、博士後期課程の学生を問わず、研究課題をまとめ、論文として学内の学術誌に発表をする場を提供している。

修士課程については、基礎法学分野および実定法学分野に置かれている授業科目の中から研究科担当教員の履修指導を経てそれぞれの専門分野に沿った科目を研究指導と合わせた30単位以上修得し、修士論文の審査に合格することを条件として学位を授与している。また、博士後期課程については、公法学研究分野、刑事法学研究分野、民事法学研究分野、基礎法・比較法学研究分野を担当する教員の研究指導を受けて、博士論文の審査に合格することを条件として学位を授与している。

修士課程1年次と2年次は同時に授業を受けるため、制度としての段階はない。博士後期課程も同様である。修士と博士の間には論文の分量と質において順次性があることは言

うまでもない。これらの方針及び授業の開講状況については、履修要綱に掲載されている。また、シラバスについては学部と同基準での記述を求めている。

(資料4-6 平成29年度大学院法学研究科学生便覧・履修要項http://toin.ac.jp/univ/wp-content/themes/univ/pdf/gralaw_registration.pdf)

工学研究科

専攻する分野によって、社会の要請に答えられる専門性の獲得に必要な教育科目は大きく異なるので、工学研究科では多岐にわたる授業科目を設置している。修得すべき科目は、履修要項によってモデルが提示される他、指導教員による指導を受ける。また、専攻分野に関わらず重要であると考えられる基礎的科目については、医用工学専攻基幹科目として指定し、学則の規定とは別に履修を強く指導している。

(資料4-7 平成29年度大学院工学研究科学生便覧・履修要項 http://toin.ac.jp/univ/wp-content/themes/univ/pdf/graeng_registration.pdf)

スポーツ科学研究科

本研究科の基礎となるスポーツ健康政策学部では、からだの多様な可能性について教育・健康・科学技術・国際交流・福祉等の様々な視点から学び、現代社会が抱える課題に対応できる人材を養成してきたが、本研究科ではスポーツ科学を発展させる上でのさらに高度の問題解決能力を育成することを目指している。

すなわち、本研究科では、多様な問題意識とキャリア形成志向を持つ学生を受け入れ、それぞれの研究課題を一貫して系統的に深化させるよう指導するとともに、スポーツ科学に隣接する他分野に関する知見・理論をも幅広く習得させること目指している。広くスポーツ科学の関連諸領域の問題の所在と基礎知識を修得するために、講義での理論や知識の習得、実験・実習・演習を通じた理論や知識の確証と体得を目指した科目によって編成されている。

(資料4-8 平成29年度大学院スポーツ科学研究科学生便覧・履修要項http://toin.ac.jp/univ/wp-content/themes/univ/pdf/graspo_registration.pdf)

法務研究科

本学大学院法務研究科では、上記の教育課程の編成・実施方針に基づき、法曹養成に特化した法学教育を行うとの法科大学院の理念ないし制度趣旨を実現するために、いわゆる法学既修者であるか未修者であるかを区別しないで一律 3 年の体系的な教育課程を編成している。具体的には、「法科大学院の教育と司法試験との連携等に関する法律」第 2 条および「平成 15 年文部科学省告示第 53 号」第 5 条に則り、本法科大学院学則別表第 1 に記載のように授業科目をその内容に応じて、「法律基本科目群」、「実務基礎科目群」、「基礎法学・隣接科目群」、「展開・先端科目群」の 4 つの科目群に分けたうえ、1 年次から 3 年次まで学年毎に以下に掲げる履修目標を設けている。

(資料 4-9 平成 29 年度法科大学院学生便覧 http://toin.ac.jp/wp-content/themes/lawschool/pdf/hou_gakusei.pdf)

<p>◆1年次においては「基礎を固める」ことを履修目標とする。</p> <p>法律基本科目群から講義科目 11 科目と、実務基礎科目群から 1 科目が 1 年次に配当され、これらの科目の履修により、法律学の基礎を固めて、基礎的な法律知識を確実に理解し定着させることが目標とされている。</p>
<p>◆2年次においては「基礎を固めながら応用する」ことを履修目標とする。</p> <p>1 年次で学修した基礎知識を、演習科目等を通じて応用できるようになることが目標である。法律基本科目群に加えて、実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群を履修することにより、1 年次で修得した科目の確実な応用を可能ならしめる土壌を育むことができる。</p>
<p>◆3年次においては「応用しつつ、展開する」ことを履修目標とする。</p> <p>法律基本科目群から演習科目 3 科目、実務基礎科目群から 2 科目を必修科目として履修する以外は、すべて選択科目ないし選択必修科目である。すなわち、2 年次までに学修した法律の基礎と応用を踏まえて、各自の興味や関心に応じて学修を行い、展開することが目標とされている。</p>

④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

大学開設当初から、本学は様々な学習活性化に取り組んできた。ただそうした取り組みは、各学部、各研究科を中心とし、またその枠内にとどまる傾向の強い取り組みであった。しかし、近年では、2017 年度私立大学等改革総合支援事業タイプ 1 に応募、採択を契機として、大学全体として、様々な支援策に積極的に取り組むようになっていく。

そうした大学全体としての支援策をまず確認し、引き続き、各学部・各研究科の取り組みについて紹介する。

学習の活性化について、大学は、シラバス/調査/制度/組織整備/環境整備という 5 つの点から取り組んでいる。シラバスについてはこれまで冊子→CD ロム→ウェブ掲示(スマートキャンパス)と提示方法を進化させてきている。現在のウェブ掲示は、教員がスマートキャンパスを用いて入力し、それを掲示する仕組みとなっている。またタイプ 1 の指定項目に沿い、15 週記述の徹底、自宅学習時間の明記、フィードバックの様態など、記入項目を増強させ、それにより学生院生の学修活性化に役立ててきた。さらに、そうした項目が適正に入力されているかを点検するシラバスチェックを行い、不十分な場合は追加、修正の依頼を行っている。

次に、調査についてである。2016 年度から学修行動調査が開始された。これは学部学生全員を対象とする記名の調査であり、大学で提供するカリキュラムに対しての学修行動状況を点検すると同時に、日常の幅広い社会的関心、影響を与えている人間関係等々、幅広く学生の学修行動を把握し、日常の学生指導やカリキュラムの構築などに役立てることを狙いとしている。実施当初の 2016 年度は、マークシートを利用して、これを回収、読み取り、分析するという手順で行ったが、翌 2017 年度から、ウェブ上で行うようにした。そしてこの調査に解答しない場合は、次の学期の履修登録ができないこととした。この結果、学修行動調査の回答率は 100%に近いものとなった。またシステム化により、集計作業も、

いわばボタン一つで可能となった。また、この調査と並んで、IR推進室と学務部では、入試区分別の学習状況の調査を行い、各学部へ報告し、学習指導の検討、入試制度の検討に役立ててもらっている。(なお、学部、年度によりばらつきはあるものの、この調査によれば、入試制度とその後学力の伸長との間には有意な関係はなかった。強いて挙げれば、推薦入試での入学者が他の入試区分に較べて成績上位に位置する傾向があった)

次に制度面からの学習活性化策について。まず「サンフレッチェ作戦」と命名し、学部間の連携を強化する施策がとられた。個々の学部では、人的資源などに限界があるため、力を合わせることで、全学的な前進が得られると判断してのことである。この「作戦」では、まず他学部履修をより容易なものとするよう制度改編が行われた。また法学部とスポーツ健康政策学部との間の共通開講科目を増強した。さらに、他学部の授業担当を促す制度的工夫を配慮した。またこの「作戦」の延長上に、「外国語センター」「教職センター」の設立が2018年度から行われた。

引き続き、組織整備に関連して、個別の学習指導については、各学部とも以前より取り組んでいるが、2016年度からは、半期ごとに状況を全学的に報告することになった。具体的な状況については、各学部の部分で検討する。入学前の学習指導は、10年ほど前から、入試広報センターを中心に進められている。(入学前ということで学務部ではなく入試広報センターの担当となった) この入学前学習は、導入当初は、手作りの小論文などの添削指導を軸としていたが、それぞれの学部で必要とする内容が異なり、また体系的な指導が望ましいということで、近年からは外部業者の指導を利用している。

環境整備については、無線LANの整備、図書館の充実等をあげることができる。あるいは医用工学部の実験棟の整備、スポーツ健康政策学部のアスレチック器具の充実、PCを用いた戦術解析の導入なども、環境整備の点で、学修活性化に寄与している。またタイプ1の採択を利用して、2017年度には小教室の再整備を行った。

以下各学部・各研究科の取り組みについて確認する。

法学部 専門科目については、原則として入門レベルに相当する科目を1・2年次に配置し高校教育との接続について配慮している。また、リメディアル教育のための取り組みとして、ピアツアMによる個別学習支援、希望者を対象とした公務員対策講座(学部設置科目外)を実施している。

コース制を採用していることで、それぞれのコースの達成目標に応じた内容の講義・演習が設定され、当該コースに必要な科目を学生が履修しやすいよう授業編成がされている。

いずれのコースも少人数ゼミナールを基軸として、OB講演会、司法機関や行政機関の見学・実習、インターンシップ参加、ボランティア活動参加等によるアクティブ・ラーニングを行うことで、目的意識の形成を図っている。

このほか検定や資格、海外語学研修、学内課外授業、インターンシップ、その他教務委員会が認めたプログラムに対する単位認定を行っている。平成29年度学生便覧(資料4-3 平成29年度法学部学生便覧・履修要項http://toin.ac.jp/univ/wp-content/themes/univ/pdf/faclaw_registration.pdf)

医用工学部 本学部では、これまでの学生の教育経験を通じて、学生に学修内容あるいは研究内容を多数の聴衆の前で発表させるプレゼンテーションの課題が、学生の能力開発の上できわめて有効であることを経験してきた。多くの人々の前である内容を叙述しなければならない課題は、一般に学生に非常に重い課題として受け取られる。そのような課題を前にしてはじめて学生は自己の理解度の程度を意識することになり、課題の理解への強いインセンティブが与えられる。自分の理解に基づいてさらに他者にこれをいかに伝達させるかを意識する段階に達すると、学生は他者の立場にたって理解をシミュレーションしてみるというコミュニケーションの基本的スキルの必要を感じるようになる。入学者の一定の割合において、いわゆる「ひきこもり」あるいは対人関係、社会性の能力の未発達に伴う障がい、基礎学力欠如をはじめとする多くの問題の基礎をなしていることが見られる。このような学生の能力開発において、プレゼンテーションの訓練は大変重くかつ重要な課題となる。

また、大学の建学の精神に示された「国際交流」の課題達成の一環として、英語によるコミュニケーション能力のための教育に注力し、学生の短期留学・ホームステイを行い、英語しか話さない環境の中で生活し、留学期間中に医療関連施設見学を行い、現地で医療技術者の業務内容について学ぶプログラムを実行してきた。さらに2006(平成18)年度より本学主催の桐蔭医用工学国際シンポジウム(資料1-7 <http://toin.ac.jp/isbme/>)を開催し、著名な海外研究者を招致し、英語によるプレゼンテーション、ディスカッションをネイティブスピーカーの前で行い、国際的なコミュニケーション能力育成の場としている。なお、このシンポジウムには本学のみではなく、東京工業大学の大学院生・学部生も多数参加している。実施に際しては、発表者は英語の上位クラスに入れ、英語科担任教員との緊密な連絡において実施し、さらに学生の夏期の米国ホームステイプログラムおよび自立学習支援プログラムともリンクさせている。

[シラバスの作成と内容の充実] シラバスにおいて、「履修条件(学生への要望)」を明確化している。医療技術者養成に必要な科目については、厚生労働省の基準に準じてシラバスを設定しており、講義内容はシラバスに沿って実施している。ただし、教育方法については、担当する教員により毎年見直しが行われ、学科の教育目標に沿って学生の理解度に合わせて教育方法は修正されている。「参考文献」「成績評価の方法と基準(必須項目)」「授業計画」はシラバス中に記載されているので、学生は予習をすることが可能である。

[授業内容・方法とシラバスとの整合性] 授業はシラバスに沿って行われることとなっており、特定の開講日の授業内容について、シラバスで確認できることになっているので、受講生はシラバスを通じて授業の内容を予習することができる。授業の最終回に行われる授業アンケートに「シラバスの記載内容が履行されたかどうか」に関する項目があり、シラバスに沿った授業が行われるべきことについて、教員はアンケート結果によって検証することができる。授業の進行にともなって、当初の授業進行に変更が生じる場合も多いが、補講期間あるいは土曜日などに補講を行うなどにより弾力的な授業を展開している。

[初年次教育・高大連携に配慮した教育内容] 新入生に対しては、入学時に学力試験を実施し、基礎学力についてのクラス分けを行う。修学必修科目と外国語科目については、徹底した能力別指導を行っている。例えば「数学Ⅰ」のAクラスでは、高等学校レベルの内容の修得に注力する。一方、十分な数学の基礎学力があると判断される学生には、微分・

積分を学習するためのクラスが指定される。本学では少人数教育の特徴が生かされており、学科担任は学生の初年時の成績について把握することができ、能力別の指導を行うことができる。

本学部では、設立時(2005/平成 17 年度)より入学者の基礎学力のレベル差の問題に直面してきた。すなわち、一部の学生は数学、化学、物理学等を高等学校で事実上履修していないか、あるいはそれに近い状態であるのに対し、他の学生は高等学校で扱われる内容に一定の達成度を持ち、意欲的に学修を進める能力を持っている。この問題の解決策として実施しているのが、インディ・カフェである。このプログラムでは、まず学生の自律的学習のために、学生の居場所を与える。このスペースでは、学生がコーヒーなどを飲みながらくつろいだ環境で、自習をしたり、参考書やインターネットで調べものをしたりすることができる。上級生のインストラクターと担当教員、専門職員が駐在しているので、学生はわからないことをこれらのスタッフに質問することができる。さらに、学生の必要に応じて基礎科目から上級生の専門科目にいたるまでのコースが設置されており、様々な内容のサポートをマンツーマンまたは少人数グループで実施している。英語、数学、物理学、化学、生物学等の基礎科目については、正規授業と連動した補習授業が実施されていて、学生は授業で理解できなかったことを質問でき、演習問題やレポートで提出すべき考察内容まで、スタッフからヒントを得ることができる。インディ・カフェの利用者は、2016(平成 28)年度では延べ 7,600 人を数えるなど、学生の自律的学習支援プログラムとして大きな役割を果たしている。

[学生の個性を尊重しながら学習を進める為のシステム]

教員のオフィスアワーを公開し、講義時間外に質問やその他指導を受けやすくしている。一方、教員会議では、各担当授業での出欠の状況や、提出物の提出状況などについて情報をシェアして、必要に応じて声掛けを行うと共に、指導に反映させている。さらに、担任による定期的な面談を実施し、生活、学習などについてのきめ細かい相談に応じている。

スポーツ健康政策学部 本学部では、高等学校から大学への接続を有意義に図るため、特に、入学時オリエンテーションを重要視している。そのために、開講から継続して学部独自の「スポーツ健康政策学部学生ハンドブック」を作成し、履修方法、授業・試験・成績評価、免許・資格の取得、有意義な学生生活の過ごし方等について解説を加え、これらについて理解が深められるよう配慮している。本学部が現代の国際化社会に通用する人材を養成するために、英語コミュニケーション能力の向上を重視していることはすでに記したところであるが、この導入をより合理的に展開するため、入学時オリエンテーション 2 日目に英語のプレイスメントテストを実施している。そして、この結果に基づき 8 つのグレードから履修クラスを指定し、習熟度に応じた語学教育が展開できるよう配慮している。また、同日にはパソコンに関する基礎的な学習の機会を設けるとともに、学内のパソコン使用法、図書館の活用法についてのガイダンスを実施している。

なお、本学部では 3 学科とも第 1 学年、第 2 学年を 1 クラス約 20 名で編成し、クラスごとに 2 名(一部は 3 名)の教員を担当として配置している。特に第 1 学年においては、入学直後より毎週所定の時間にクラスミーティングを開催し、個々人が抱える学生生活に関する問題の解決や、学生相互のコミュニケーションを図ることを通して早期に大学生活へ適

応できるよう配慮している。また、ここでは一般教養の向上を図る内容を持って指導に当たっているクラスも見られるが、指導内容は各クラス担任に任せられているため展開法はまちまちである。なお、この活動は単位としてはカウントされないため徐々に欠席者が目立ってくるが、そうした者に対しては適宜クラス担任から連絡し出席を促すようにしている。

本学部の授業形態は、講義、演習、実習、実技に分けられる。もっとも多いのは講義形式である。

講義科目について、学部共通の専門必修科目は原則として学科単位で授業が展開されている。なお、講義で使用されるすべての教室には、多様なメディアを活用した授業が展開できるような設備が整備されている。マルチメディアの授業への導入については、全科目のうち 25 パーセント程度の科目において何らかの形で導入されている。講義科目については、パワーポイントによる説明のほか、映像や図解による理解の促進などが特に大人数の授業において多く取り入れられている。実技科目においても、指導者の養成につなげるといった目的から、学生のフォームをビデオで撮影し、動作分析するなどマルチメディアを部分的に活用している。また、3 年次の専門演習 I については、2 年次からゼミ選択の作業を開始し、選択に当たっての面接などにより各ゼミとも 10 名前後で押さえられるよう努めた。専門演習 I の少人数体制は、1、2 年次のクラス担任制において 2 名の教員が 1 クラス 20 名程度の学生を受け持つという責任体制を引き継ぐもので、教室だけではなく日ごろからの研究室における学びの時間を確保し、充実した指導を実現しようとするものである。

実習科目は、事前学習・実習・事後指導等の組み合わせにより構成され、社会の現場や海外における体験を重視して活動を展開している。実習科目は特に、事前・事後の指導にきめ細やかな対応が必要とされるため、ここでは個人指導の時間も多く取りながら、実習に送り出せるかどうかを判断するという責任体制をとっており、できるだけ学外の実習先や現場に負担を掛けないよう配慮している。また、サービス・ラーニング等の実習については、教員が分担して巡回指導に当たり実習の充実が図られるよう努めている。国際コミュニケーション実習では、現地(現在のところ、韓国、アメリカ、オーストラリア、イギリス)までの引率をワーキンググループの教員が分担して行っている。

なお、小学校教員養成にかかわる実習科目である概論科目の一部および実習を含む講義科目などでは、初期の段階から学生に実物を扱わせながら学ばせるという工夫がされており、「理科概論」や「図画工作概論」においては実習作業を含めた授業が展開されている。

体育の実技科目は、種目によって異なるが、基本的には 1 クラスが 50～60 名を超えないよう編成し、これを超える場合には抽選などにより履修を制限することがある。

学生が、卒業要件である 124 単位の履修、指定科目の履修等を踏まえた計画的な学習ができるよう、各学年で履修登録上の上限を設定している。第 1 学年から第 4 学年まで、前期、後期ともに履修登録できる単位数は 24 単位までとなっている。なお、集中講義科目、実習・実技科目で半期あたりの単位数が 1 単位の科目、演習科目等、登録制限の対象にならない科目もあるが、そのことについては「スポーツ健康政策学部学生ハンドブック」に示されている。

学生の主体的参加を促すための授業方法は各教員に任されている。しかしながら、それ

を促す制度として、本学部では、2年次が修了するまでに修得した卒業要件単位数が50単位未満の場合、3年次に進級できないことになっている。したがって、3年次に配当されている開講科目を履修できなくなる。また、次のセメスターに進む際、修得した卒業要件単位数が一定の基準を満たさない場合は、保証人宛に「警告」または「注意」の文書が送付されることになっている。このことは、学生に配布される「スポーツ健康政策学部学生ハンドブック」に明示されている。

「警告」および「注意」に該当する学生は、当該時期の教授会において報告される。第1学年、第2学年の「警告」や「注意」に該当しそうな学生について、クラス担任はクラスミーティングへの出席状況やその際に他の学生から収集する情報によって事前におよそ知りえており、指導も行っている。

学生が主体的に授業に臨むことができるようにするために、履修指導は、第1学年については、入学時オリエンテーション時と9月に、教務委員会の教員が行なっている。第2学年、第3学年の学生に対しては、各学年とも学部共通(3学科合同)で、前期は4月上旬に、後期は9月上旬に実施している。なお、履修指導の際に履修に関する詳細な指導は、それに合わせたクラスミーティングやゼミを通じて担当教員によって展開される。履修登録はすべてWeb上で行なっており、学生が明らかな履修登録ミスをしたり、積極的にクラス担任や教務委員に相談に来なければ、オリエンテーション時に指導を受けることになる。

本学部においては、第2学年終了時に50単位を修得していない場合留年となる。こうした留年者に対する履修指導については、学部学務委員会の教員が分担して個別に対応している。

法学研究科 入学試験実施の段階から、詳細な研究計画書を提出させ、複数の教員が、問題点を問いただし、研究計画を練っている。また、必修科目として「研究指導」を設定し、指導教員が開講する同科目における指導を通じて、修士論文及び博士論文の作成についてきめ細かな指導を行っている。更に、修士論文については、担当指導教員の承認を経て、9月に論文タイトルを教務課で登録することとし、この段階で内容構想が固まっているよう指導した上、11月に中間報告会を実施して具体的な指導を行っている。

効果的な教育への取り組みについては、研究科専攻長および教務委員による入学当初の履修指導において、修了要件についてのガイダンスを行うほか、各指導教員も、研究目標に従った履修指導を行う。制度的には、指導教員は、担当する個々の学生の成績表を学期ごとに学生に手渡し、担当学生の履修手続きにおいても指導教員が承諾しなければならないように設計しており、指導に万全を期している。多くの授業がマンツーマンに近いため、次回までの課題や中間報告の日程など、常時話し合いながら進めている。

工学研究科 大学の理念に従って、英語によるコミュニケーション能力とコンピューターリテラシーの能力を重視し、修士課程において実習課題を通じた緻密な指導を行っている。国際的に活躍できる医用工学技術者・研究者を育成する観点から、「桐蔭医用工学国際シンポジウム、Toin International Symposium on Biomedical Engineering」を平成18年度より毎年11月に開催し、今年度で12回を数える。このシンポジウムでは公用語を英語とし、医用工学の学際的フロンティアで活躍する研究者を海外より招き、本学工学研究科

の学生のみならず、近隣の大学、企業の若い研究者に最前線の研究情報を提供するとともに、英語によるコミュニケーション能力向上へのインセンティブを与えるイベントとして定着し高い評価を得ている。このシンポジウムで筆頭著者として英語で発表することを、工学研究科では学位取得の重要な条件としている。修士課程では、筆頭著者としてポスター発表を行い、英語による口頭説明を行うことを必須条件としている。また博士課程では本学のこのシンポジウムあるいは、他の国際学会で筆頭著者として口頭発表を行い、かつ学会紀要に英語で執筆することを、学位取得要件のひとつとして定めているので、本学のシンポジウムは円滑な学位取得を促す手段としてよい効果を与えている。さらに、日本学生支援機構が公募する奨学金返還免除者選考のための客観評価において、国際学会における英語による口頭発表の経験に対して高い配点を与えているので、博士課程学生のみならず、修士課程学生で、本学のシンポジウムでの口頭発表を試みる学生が増加し、また近隣の大学院からも参加者を集め、例年発表者数を制限せざるを得ない状況となっている。桐蔭医用工学国際シンポジウムは本研究科の理念に基づく教育において、大学院学生の学修を活性化する方法として大きな効果をもたらしている。

スポーツ科学研究科 基礎学部スポーツ教育学科においては、特に、体育・スポーツ・健康にかかわる専門分野の知識・技能や最新の知見を身に付けた優れた小学校教員、中学・高等学校の保健体育科教員の養成、さらには生涯スポーツ社会における指導者となる人材養成を目指している。基礎学部スポーツテクノロジー学科においては、競技スポーツのトレーナー、生涯スポーツのインストラクター、医療機器及びスポーツ関連機器の操作及び開発など主に自然科学的方面から健康増進にかかわることができる技術・能力を持つ人材養成を目指している。基礎学部スポーツ健康政策学科においては、国際化時代に対応できることはもちろんのこと、地方自治体における文化・スポーツや健康の政策立案ができる、主に人文・社会科学系の専門的知識を身に付けた人材養成を目指している。

本研究科においては、上記のように基礎学部で修得した自然科学領域の専門知識をさらに充実・発展させる「スポーツ健康科学領域」と、同じく基礎学部で習得した人文・社会科学系専門知識をさらに充実・発展させる「スポーツ文化科学領域」を設けている。

スポーツ科学は、その分野から人文・社会・文化系、自然科学系・運動科学系に分類し、研究・教育をすることは可能であるが、スポーツ科学自体、総合的・応用科学的領域であり、総合的な知識と技能の習得が必要である。このために、本研究科では、入学時に所属領域を選択させるが、その領域のみの授業科目を学修するのではなく、両者のどちらかに比重をおいて学修させることとし、それを履修規定で定めている。

法務研究科 体系的に編成された教育課程にふさわしい各授業科目についての学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うために、本学大学院法務研究科では、東京・横浜 2 キャンパス制や昼夜開講のほか、学習支援サービスとして、オフィスアワー、法情報検索システム（資料 4-10 法情報検索システム <http://toin.ac.jp/lawschool/life/support/llitkc/>）（TKC ローライブラリー、LLI 統合型法律情報システム）、アドバイザー制度、自学自習サークル、補講ゼミ、オンライン学習システム（スマートキャンパス）などの様々な措置を講じている。

⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

本学の成績評価は、S、A、B、C、Dによる合格不合格評価(Dが不合格でそれ以外は合格)とGPAによる評価の二つを採用している。担当教員による評価は、100点満点での点数表記が義務づけられており、確な根拠に基づく具体的な評価が行われている。

近年の成績評価厳格化の流れを受け、本学も厳格な成績評価を学務執行委員会で確認している。また私立大学等改革総合支援事業タイプ1に本学は応募し、採択されており、このタイプ1の項目に沿った形で厳格な成績評価制度を設定している。最終的な運用は、それぞれの専門学問固有の様態にも配慮して、各学部の学務委員会の判断の余地を残している。そこで以下に各学部、各研究科の状況について確認する。

法学部

成績評価は、各学期末の定期試験の他に随時試験、平素の成績、レポートなどに基づいている。定期試験の受験資格は「出席が良好な者」であり、教員が学会などで講義を欠く場合は、補講期間に補講を行うことが義務づけられ、単位の実質化を担保している。

また各授業担当者は、シラバスにおいて科目ごとの成績評価の方法や基準を明示しており、従来は事実上個別に行われてきた学生からの成績照会が、平成29(2017)年度から制度として明示され、学生便覧等により周知されている。

加えて、学生はシラバスネットにおいて、授業担当者に対し、24時間質問や照会できる体制がとられているとともに、全教員がオフィスアワー(資料4-11 <http://toin.ac.jp/univ/campuslife/officehour/>)を設定・公表し、学生からの質問や照会に応じている。

医用工学部 [学位授与基準、学位授与手続きの適切性] 学位授与は所定の単位修得と卒業研究の構想発表会、中間発表会、および研究発表会などを通して各自の取組みを発表し、指導教員を含む複数の教員の審査を受けるとともに、一部の学生は外部学会での発表をこなしている。

[厳格な成績評価(評価方法・評価基準の明示)] 成績評価の基準については、科目の性質によって異なっている。最も厳しい評価基準が適用されているのは、実験・実習科目である。実験・実習科目の履修については、各実習項目への出席が基本であり、一回でも欠席のある場合は単位を修得することができない。実験・実習科目では、病気等やむを得ない理由で欠席する学生のために、主に夏期休業期間中に補講のための時間を設け、欠席した実習項目について再実習することができるように配慮している。しかし、原則として複数回欠席した項目について再実習をすることはできない。すなわち、複数の項目を欠席した学生は実験・実習科目を修得することができず、次年度に再履修をする必要が生じる。多くの場合再履修においては、すでに出席した授業についてはレポートを提出し、合格した項目についての実習は免除される。実験・実習科目での成績評価は、予習項目についてのノートの検閲、実習レポートについての評価による。

講義についての成績評価は主に定期試験による。これに出席状況と課題提出についての評価が加味される。

[単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性] 本学部でも検定や資格、海外語学研修、学内課外授業、インターンシップ、その他履修要項に定めたプログラムに対する単位認定を

行っている。授業外学習については、本学部ではプロジェクト研究という名前で単位化されている。プロジェクト研究では、構想発表、中間発表、最終発表およびレポートの提出が一人ひとり求められ、適切に単位認定を行っている。

[既修得単位認定の適切性] 本学部における既修得単位認定については、文部科学省の定める範囲内で、入学前入学後にかかわらず大学等の修得単位 60 単位までを卒業要件単位として認定している。

放送大学の単位や英語・体育実技、医用工学および工学に関する検定・資格なども履修要項の規定に従って単位認定される。他大学からの転入学の場合には授業科目名や単位数、該当大学などの履修要項、学生本人からの情報を元に教務担当教員が単位認定するかどうか個別に判断している。いずれの場合にも、各学科の教務担当者が確認した後、学科会議での承認を経て単位認定を行っている。

スポーツ健康政策学部 成績評価は、前期・後期にそれぞれ一定の期間を定めて行う定期試験、または授業担当教員が必要に応じて授業時間内に行なう臨時試験、およびレポート等によって行われている。実技科目の試験については、前期・後期の最終または最終に近い数時間の授業の中で行なわれている。評価の方法・評価基準は各教員に一任されており、定期試験やレポート、実技試験等を通して教育効果が最終的に成績評価として表される。

各授業の成績評価の方法および基準については、各授業科目のシラバスに明示されており、それに従って成績評価が行なわれている。

個人の成績評価について質問のある場合は、学務部に準備されている成績照会表を提出し、学務部から担当教員にその文書が送られ、問い合わせには教員が文書で応じるという方法を取っている。

法学研究科 修士課程、博士後期課程ともに、授業科目の単位については、試験または、学生の研究報告により評価している。成績評価に対する確認方法についても制度化を行っているほか、担当教員で直接解決しない場合は、専攻長が対応している。

教員は学生に対してマンツーマンに近い授業形態となっているため、出席状況に加え、学習成果も厳密に評価できる。また、他大学の大学院での履修が可能であり、その場合は単位認定される。認定単位の上限は 10 単位としている。具体的には、神奈川県大学院学術交流協定を結び、他大学院での履修が行われている。

修士論文の論文審査は、指導教員を含めた 3 名以上の審査員によって合議によって判定される。博士論文の論文審査は、指導教員である主査の他 3 名の副査が審査し、最終試験として公開の場での口頭論文諮問を実施する。審査員は、学外の研究者を充てることもできる。諮問の結果を踏まえて、研究科委員会において秘密投票により可否を最終判定する。

博士論文は公表しており、審査結果についてはホームページにおいて公表している。

工学研究科 開講科目の成績評価の方法においては、講義・演習への積極的な態度、試験による学修効果の判定、さらには演習の成果をフィードバックして与える課題に対する態度と効果を判定して評価している。これらの成績評価の方法は、開講科目ごとにシラバスを通じて学生に開示されている。また各研究室レベルで行われる外国語の学術論文講読は

演習課題として評価している。修士課程の学位授与については、学則に規定した単位認定と学位論文の審査のほか、権威ある学会で筆頭著者として発表した経験を持つことを必須条件としている。博士課程の学位認定については、学位論文の審査結果に加えて、(1)権威ある学会誌に、審査付きの論文一通以上が掲載または掲載決定していること、(2)国際学会で筆頭著者として研究発表を行い、同時に筆頭著者である英文論文が当該学会のプロシーディング等に掲載されていること、または掲載決定されていること、の二件を必須条件とし、第二項の要件を達成する手段として、本学が開催する医用工学国際シンポジウムへの参加を促している。

スポーツ科学研究科 本研究科における修士の学位は、所定の単位を修得した後に修士論文を提出する。所定の単位を修得したもので修士論文の審査に合格した者は最終試験を受け、合格した者に対し研究科委員会の議を経て学長より修士の学位が授与される。

法務研究科 本学大学院法務研究科における成績評価は、原則として、双方向・多方向の対話型授業を行うことを前提とするため、定期試験の結果のみならず、レポート提出状況、質問や発問に対する応答など、授業に対する取組みの姿勢をも含めた総合的な観点から適切に行われる。各授業科目における具体的な判定要素およびその評価割合は、事前に授業計画によって学生に明示されている。

本学大学院法務研究科における単位認定は、入学前に大学院において履修した単位を入学後の本学大学院法務研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことをいい、つぎのようなルールの下で適切に行われている。まず、大学院法学研究科修士課程修了者は、修士課程で履修し修得した単位、専攻（または研究分野）および修士論文（または特定課題研究の成果）の論題・内容などを勘案して、これらに相当する本学法科大学院において開講する授業科目につき、30単位を超えない範囲で、個別に単位認定を行う。ただし、法律基本科目群のうち演習科目は、単位認定の対象となる科目から除き、実務基礎科目群については、原則として「法情報調査」を単位認定の対象科目とする。他の法科大学院からの転入学者については、他の法科大学院で履修し修得した単位・内容などを勘案して、これらに相当する本学法科大学院において開講する授業科目につき、67単位を超えない範囲で、個別に単位認定を行う。なお、入学前の既修得単位を認定できる単位数は、単位互換による単位数と合わせて30単位を超えることができず、転入学の場合は67単位を超えることができない。

本学大学院法務研究科においては、3年以上（最長在学年限内）在学し、かつ、修了要件を満たした者に対して、「法務博士（専門職）」の学位が授与され、学位記が与えられる。修了要件については、これを取得単位数93以上および累計GPAが1.8以上として、学位授与が適切に実施されるようにしている。

⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

前項目の厳格化は、ペーパーテストの成績評価の厳格化に止まる傾向があり、「知識、技能、態度の修得を様々な観点から把握し評価する方法や指標」という点では、別の工夫

をする必要がある。そうした点から、シラバスでは、成績評価に際して、その配分をパーセントの形で明記するように要請している。たとえば、「レポート30%、プレゼンテーション30%、学期末試験40%」などである。このようにすることで、多面的に学修到達度を評価することができるようになる。今後はシラバスチェックの過程で、科目の特性を考慮しつつ、多面的な成績評価の工夫を要請することを試みたい。

これに加え、全学的には2016年より学修行動調査を開始している。2016年は、書類記入による調査であったが、確実に全員の調査を行うため、2017年度からは、①ウェブ上の調査、となり、かつこの調査に回答しないと次の学期の履修登録ができないという仕組みを構築した。これによりほぼ100%に近い回答率となっている。またこの学修行動調査については、学務部、IR推進室で集計、分析し、その結果を各学部へフィードバックしている。各学部・各研究科の状況は以下の通りである。

法学部 必修演習の担当教員が原則として学生の担任となっており、学務委員会が全学生について、その他の教員は担任する学生について、学内情報システムにより成績状況を常に確認することができる。各コースの達成目標に応じて、担任教員の指導を軸として学生の学習成果を把握し、個別に指導する体制が確立されており、その情報は、教務委員会及び教授会、教員全体会議を通じて共有されている。

医用工学部 学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用]「ライセンスの医用工学部」の標語のもと、「臨床検査技師」および「臨床工学技士」の育成を主眼とした教育方針への転換と、学科改組を機に行われた積極的な広報活動の効果により、学生募集において、応募者は着実に増加しており、本学部が社会的な需要を捉えていることを実感している。資格取得という具体的な目標を持つ目的指向性の高い学生の入学によって、学部の雰囲気は高まっており、学生と教員双方において相乗的な効果を及ぼしている。

本学と同様に「臨床検査技師」および「臨床工学技士」の育成を特徴とするカリキュラムを持つ大学は近隣に複数あり、また、さらに増加する可能性がある。国家試験受験志願者についての国家試験合格率は、好むと好まざるに関わらず、学生の学習成果を測定するための評価指標として冷厳に機能するであろう。本学部が国家試験合格実績において競合する大学の後塵を拝するようでは、本学は存続できない。本学部教員はこの認識を共有している。

国家試験受験に対応したカリキュラム内容の選択と先鋭化を図るとともに、専門学校との差別化を意識して専門科目内容を重厚化、個性化することが医用工学部教育の理想である。しかし、「ゆとり教育」の弊害を被った学生の基礎学力欠如を補うために本学の人的なリソースを全面的に注入しなければならないのが現実である。今後、卒業研究に価値を置く従来の大学教育の価値観を改め、学生の基礎学力向上にあらゆる可能な対策をとる計画である。

本学には、高等学校までの系統的な座学による教育内容に馴染めなかった学生の割合が多いことは否めない事実である。この課題に対応して、本学部では実験・実習を重視した教育カリキュラムを実施しており、その効果は着実に芽生えている。

本学部は、「臨床検査技師」および「臨床工学技士」養成のための全国的な教育評議会を

通じて、国家試験受験資格が得られる大学として認知されており、医療機関から有資格者の公募情報も送付されている。両学科とも、臨床検査技師、臨床工学技士を多数世に送り出し、臨床現場で活躍している。

学生からの卒業後の自己評価については、制度化されたものはない。さまざまな分野で活躍する卒業生のコミュニティが自然に形成され、新たな卒業生のキャリアパス開拓に役立つかが、本学部の評価として問われるであろう。

スポーツ健康政策学部

授業担当教員は、当該授業科目のシラバスに学位授与方針とのかかわりを明記することになっている。また年度の開始前には学務委員会によるシラバスチェックが行われており、学位授与方針の記載について入念に確認している。したがって、授業の実施や学習の評価についてもその観点を特に意識して行っている。学部としても学位授与方針に基づく教育課程とその効果的な展開を重要視しており、FD 研修会や公開授業における研修会でも適切な評価について議論を重ねている。

法学研究科 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性については、提案された案件を専攻会議において検討し、その後、法学研究科委員会において審議し議決する。このようなプロセスによって必要に応じて定期的に検証している。

修士課程における学位授与率は、修了予定者あたりの学位授与者数で過去5年間の数字を元に計算すれば、約75パーセントである。7年前からの5年間で入学した人数あたりで計算すれば、約90パーセントが学位を手に入れている。

工学研究科 学習の成果は定期試験の成績を通じて把握するとともに、学習行動調査により把握・評価している。研究活動の評価については、学位取得要件の達成のみならず、研究室における学術論文講読演習への参加、研究活動への主体的かつチームワークへの協力的態度等を総合的に評価している。

スポーツ科学研究科 修士論文の論文審査は、指導教員を含めた大学院教員3名以上により審査される。判定については、修士論文は専攻会議において合議の判定を行い、研究科委員会において承認される。論文は公開の場で口頭諮問を実施するため、学外などからの意見を求めることも可能である。

法務研究科 法務研究科では、「事前学習」、「授業」、「事後学習」をスパイラル状に組み立てて「考える訓練」、つまり法的思考力を鍛えることを目的とする「リーガル・スパイラル・トレーニング」という教育方法を導入しており、これにより学位授与方針に明示した学生の学習成果の適切な把握及び評価を実現している。具体的には、「授業のテーマの提示及びマテリアルブックの配布」→「マデノアルブックによる事前学習と、それに伴う疑問点の質問」→「その点に関する教員による事前の教示」→「授業における対話形式の基本的理解の確認及び論点整理」→「教員による事後の教示」→「レポート課題の提示」→「課題レポートの提出と、その添削及び返却」という一連の流れによって、学生と教員が交差し

ながら、ともに階梯を上昇するシステムが展開されている。

⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

全学的な点検評価は、新しい点検評価制度に基づき 2017 年度より実施されている。これは各学部の学務委員会でその年度の点検評価をおこなうというものである。

各学部、各研究科の状況は以下の通りである。

法学部 カリキュラム・ポリシーに、「多様な学生の進路に対応した授業カリキュラムを整える。そのために、1 年から 4 年まできわめて少人数のゼミを配置し、学生にとって教員が身近に感じられるようにする」とある。このことについては、各学年に演習科目（ゼミ）を設置し、必修科目かつ少人数授業にすることで、教員と学生間の距離の近い授業を実施でき、対話型授業から一步進んだアクティブ・ラーニング型授業の展開が可能となっている。また、大学卒業後の進路などをテーマとして教員と語り合うことにより、他人事ではない実感を持てる思索と応答を学生が経験できている。

また、「最も多人数の警察官や消防官を目指すコースだけでなく、地方公務員、さらには、法律専門家を目指す学生の指導体制を整える」ということについては、2017 年度からは地方公務員コースを設置し、本格的な指導体制がスタートした。「一般企業に就職する者、自営業を営む者にとって大切な法的リテラシーを身に付けさせる」という点について。法学部の学生の約半数がこのカテゴリーに属している。公務員等を目指す学生と比べてモチベーションの維持が難しいため、1 年次から現代日本社会（キャリア事始）やキャリア教養講座を設置し、あるいは 1・2 年次のゼミで担当教員から情報提供するなどの工夫により、卒業後の進路について常に考えるように指導している。

あるいは、「スポーツに力を注ぐ学生に対しても、教員免許が取れるようにする」という点では、スポーツ法学コースの学生が教員免許を取れるようにするため、教職科目の時間割上の配置を工夫した。教職の授業のために部活を休まざるを得ないという状況が減ってきている。「海外留学の活用、外国語の鍛錬を通じて、グローバル人材を育成する」ことについては、これまでは中国の諸大学との提携及び交換留学生の制度が中心であったが、新たに、米国のドミニカン大学および英国のウースター大学と大学間提携協定を締結し、さらにオーストラリアのボンド大学とも話を詰めている。学生達がこれらの英語圏の大学への短期留学前に、本学の英語村での集中的な英会話クラスで準備することで、留学中の成果をより高いものとする体制が整った。

なお、警察官・消防官コースでは、一昨年までは警察官志望の入学生が大半を占めていたが、徐々に消防官希望者が増え、これに応じるため消防署OBを指導者に招き、また、青葉消防団桐蔭横浜大学班を結成するなどの対応策を実施している。ピアツアMでは、公務員試験対策個別指導セミナーを実施し、参加学生の苦手分野の重点指導を行い、合格に導いている。社会的問題全般を研究・討議する文系サークルとして「青葉塾」を開塾した。

このように、教務過程の内容、方法の点検・評価に特化した制度的な取組は行われていないが、教務委員会が学部全体の状況を把握し、問題があれば随時教授会・教員全体会議

で報告され、審議されるとともに、コースごとの問題も随時検討されている。

教育内容・方法の適切性についての点検・評価が、中長期的なものとの短期的なものとの区分を明瞭できておらず、それを踏まえた具体的な対応も、学部としての方針決定と個別学生への教育効果を踏まえた対応方針の決定という違うレベルの問題が、並列的に検討されている。学生の個別ニーズに即した適切な対応を実行しやすいメリットはあるが、学部全体として機能的な運営が確保されているかを点検・評価するため、一定の評価期間と基準を設けたうえで、教育課程、内容、方法の点検・評価を定期的実施する必要はあろう。

医用工学部 これまで同様1年生を対象に入学時に理数系英語科目の基礎学力確認試験を実施し、その結果を基にして能力別・少人数教育を行い、基礎学力の向上に努め落ちこぼれる学生を少なくすることに成功している。また、自立的学習支援プログラム（インディ・カフェ）などによる丁寧な補習環境の充実は、学生の自己啓発と留年・退学者の防止にも役立っている。実験・実習の充実により、学生の問題発見能力と問題解決能力の開発に成功している。卒業研究を活性化することにより、学会発表が増え、本学の知名度も上がり、病院等への就職も有利に働き、また大学院進学希望者も加速するものとする。

医用工学部では生命医工学科の臨床検査技師と臨床工学科の臨床工学技士の国家試験での100%合格を重点方針として掲げている。平成28年度は臨床検査技師100%、臨床工学技士75%の合格であったが、生命医工学科では100%合格を継続できるように授業と実習の強化を図るため薬剤師資格を有する若手の教員（専任講師）を、また、臨床工学科では100%合格を目指して来年度に臨床工学技士資格を有する新任の教員（専任講師）を採用した。さらに、実習施設の拡充をプロジェクトチームを編成し検討を始めた。

教育課程の編成・実施方針の適切性については、提案された案件を学科会議において検討し、その後、教授会において審議し議決する。このようなプロセスによって必要に応じて検証している。

本学部では、2004(平成16)年度より学部内の教務委員会がFDを実施し、学生全般に関わる教育指導の向上を目標として、「わかりやすい授業」「学修へのモチベーションを与える授業」を心がけ、その方法を工夫し、他の教員の授業を参観する機会を持って授業改善に努め、新しい試みの成果および問題点について情報交換を行ってきた。年度ごとに掲げられたFDのテーマは以下のようなものである。

- ・基礎学力試験の物理結果について
- ・授業アンケートについて
- ・2017年度入学生学力状況

本学部は医療系資格の取得が1つの目標となっており、それに伴う様々な模擬試験や学習を実施しているため、学習のモチベーションは高い。また、少人数教育のメリットを生かし、実験・実習を重視するカリキュラムを構成している。さらに希望する学生にはプロジェクト研究などを通して個別対応を行っており、これらに参加する学生のモチベーションの向上および学力向上に繋がっている。

本学部では、早くから初年時教育を課題として取り組んできた。入学時に学力試験を行い、その結果に基づいて「数学I」「物理学I」等の修学必修科目、および外国語科目のク

ラス分けをし、能力別に徹底した少人数教育を行い、基礎学力を徹底する方法はよく定着している。また、学生に自律的な学習の環境を与え、インストラクターによって支援する「インディ・カフェ」は、年間の利用者が7,600名に達し、その支援内容は高校で扱われる内容の補習、専門科目履修の支援、大学院進学のための発展的内容等多岐にわたり、本学部の教育プログラムを補完するシステムとして定着している。

成績不良の学生に対しては担任教員が頻繁に面談を行い、特に学期当初においては保護者を交えた三者面談を行っている。これにより学生のドロップアウトを未然に防いでいる。

本学部では、早くから初年時学生の基礎学力の充実に注力し、能力別の少人数教育、自律的学習支援プログラム等を通じて、成果をあげてきた。しかし、入学者の基礎学力の欠如は著しく、2年次以降の専門科目を履修するためのミニマム・リクワイアメントを一年間で達成することが困難である学生が急増している。高校の数学、理科、英語の補習を主な内容とする初年時教育の方法に抜本的な見直しを迫られているとともに、基礎学力のある学生を受け入れるための入学者選別が重要な課題となっている。

高等学校までの教育の状況や本学の募集形態の変化により、大学教育を受ける学生の基礎学力および学習能力が不十分なケースも存在する。これら学生に対しても大学として必要な教育を施すために、授業外における指導教員による補習的指導や「インディ・カフェ」での個別対応も含めた少人数教育を実施している。しかし、入学者の基礎学力レベルの低下の問題は著しく、学習に対するモチベーションを持ちながらも、これまでの学習経験の欠落から自学自習を行えない学生が増えている。授業ノートの取り方、自宅学習の仕組みなどにまで踏み込んで個別指導を行っているが、本学部の人的・財政的なリソースからみて、高校教科内容の補修等、基礎学力底上げへの新たな対応は困難となっている。

現在、FDの課題となっているのは以下のような項目である。

- ①学内で教授法に関する研究会を実施し、専任教員がFDの理念と方法について共通認識を持つことを努める。
- ②学生による授業評価についてのアンケートを実施し、授業の目標、内容、方法などについて学生からの評価結果を得て、これを分析する。
- ③従来の無記名による学生アンケートは必ずしも、授業改善のためのフィードバックとして有用でないので、アンケートの手法について改善する。
- ④授業内容を簡略に記載したシラバスについて、その学生への有効な提示の方法、効果について再検討する。
- ⑤学外で開催されるFDに関する研修、フォーラム等へ積極的に参加し、情報収集するとともに、その情報を持ち帰り、学内において情報伝達のための研究会を開催するなどして資質の向上に努める。
- ⑥教員が作成したデジタル教材を学内のネットワークで共有し、それらを共同で改良できるよう、環境を整える。
- ⑦内外で試みられている先進的な教授法、学習法について、ワーキンググループを形成して情報を集め、研究会を実施するとともに、新規教育法の効果を評価する方法を検討する。

今後、国家試験合格率、および卒業生のキャリアパス開拓についての客観的成果によって社会的な評価・検証を受けることになる。学生の可能性を具体化することに学部のリソースを注入することが肝要である。具体的には国家試験対策セミナーや臨床実習の充実が

あげられる。FDの課題に対しては上述のような様々な問題意識を共有している。これらの教習した意識を学部のFD委員会で一つひとつ取り上げて、授業改善の充実を図る。

根拠資料

スポーツ健康政策学部 1. カリキュラム・ポリシーについての点検評価

アドミッション・ポリシーで示した人材の育成に向けて、専門的な知識のみならず幅広い知識や教養を身に付けることができるように教育課程を編成し、実施している。多様な専門科目の他、1・2年生には「スポーツ文化の担い手」として活躍するとともに、専門的な科目の学びにスムーズに入るための基礎力をアップさせる学部基礎セミナーや情報リテラシー、英語コミュニケーションなどの必須科目を配置している。また、3・4年生では自分の問題意識に基づいた課題に取り組み今の時点で答えを求めていく専門演習や卒業研究を必須科目として配置している。本年は3学科共にこれまでのカリキュラムの見直しを行い、平成30年4月から実施する新カリキュラムを作成した。特に、コース・専攻が大きく変わるスポーツテクノロジー学科については大幅な見直しを図り、これまでのトレーナーの育成に加えて、スポーツ情報分析とコーチングの両方が連携して能力の育成が図れるようにした。

2. 今年度の重点方針・事業についての自己点検評価

「スポーツテクノロジー学科の定員の30名増の申請」

入学試験の受験者数も堅調で新しいコース・専攻を打ち出したスポーツテクノロジー学科で30名の定員増を行うことになり、平成29年6月に文部科学省に定員増の申請書類を提出し、その結果、定員増が認められた。平成30年4月から定員増になった学年が入学してくる。実技科目や英語コミュニケーション科目等、定員が増えたことへの対応にも追われたが、授業が開始された後の問題への対応も必要になる。

「新カリキュラムの作成」

3年ほど前からカリキュラムの検討が始まり、ようやく新カリキュラムが作成でき、平成30年4月からスタートすることになった。教職課程認定申請に向けた作業が継続中であるため多少の科目変更はあるものの、大枠は定まった。今後は、実際に新カリキュラムを運用してみて時間割等で問題が起きた際の対応が求められることになる。

「採用人事」

新カリキュラムの開始に合わせて保留していた採用人事と退職教員の補充で、本年に7名の教員の公募を行った。結果的に5名の採用が決まり、2名が先送りになった。医師や健康運動指導者、ダンス、情報分析のスペシャリスト、学校安全の教員を確保することができた。次年度は、先送りとなった2名に退職する2名を加えた4名の採用が予定される。学部の教育・研究の充実のため、余裕を持った丁寧な採用を心がけたい。

「教職課程認定の申請」

平成31年4月以降も教職課程を有するため、平成30年4月に再課程認定の申請を提出する必要がある、授業担当者の業績（担当能力のチェック）、シラバス（評価視点の作成と毎授業における視点の位置付け等）を文部科学省に提出した。

「授業の充実」

学生が成長していくためには教員の授業改善に向けての取り組みは欠かせない。そこで、昨

年より教員の授業力の向上を目指して、各学科で前期・後期の2授業ずつ（学部で6授業）学科教員に向けた公開授業の提供とその反省会を実施している。また、本年より全授業で学生による授業評価も開始した。学生の質の向上に向けて、今後も両者をさらに充実させていきたい。

卒業要件において、修得した卒業要件単位数が満たない学生に対する「注意」、「警告」の発令数については、スポーツテクノロジー学科、スポーツ健康政策学科に多いことが示されている。より綿密に学生の出席状況、学習状況を把握するとともに、クラス担任、ゼミ担当教員が早期に支援できるよう努力すべきであると考えている。

実習科目のうち、サービス・ラーニング実習、インターンシップ実習、国際コミュニケーション実習については、授業と重ならない期間を利用して実習が行なわれているため、授業を欠席することは無いが、介護体験実習については、受け入れ先の都合で授業を欠席せざるを得ない状況も生じている。その扱いについて、現状は、当該授業担当者の適切な配慮にゆだねているが、今後、共通理解が図られるような取り決めも検討する必要があると考えている。

本学部の卒業所要総単位数に占める人間形成科目、外国語科目、専門科目の割合については、これまでの授業展開やその成果を踏まえ適切に点検する必要があると考えている。また、基礎教育科目としての人間形成科目は学部共通科目であり、39科目開講されているものの、学生はこの中から8科目、16単位のみを選択すればよいことになっているため、倫理性を培うための科目の履修がゼロになる状況も想定される。したがって、これまでの学生の履修状況を明らかにするとともに、開講科目のあり方、基礎教育科目としての人間形成科目の中に必修科目を設ける必要性について検討することが重要であるとも考えている。また、選択の自由度が大きいことから、学生のどのような教養がどの程度向上したのかを一律に評価することも容易でない状況にあり、人間形成科目の開設数、履修のあり方については検討すべき課題がある程度明らかになっている。

法学研究科 研究科を担当する常勤教員全員が月に一回集まる大学院法学研究科委員会において、教育課程について周知している。大学院生に対しては、入試の際に十分に話し合うなかで伝達している。研究計画と卒業後の進路について尋ね、在学中に具体的に何を学ぶかを詰めている。入学後は、セメスター開始期に、毎回オリエンテーションを開催している。また、学生に対して、専攻長が随時相談に応じている。

法学研究科の設置当初に比べ、特に法科大学院設置後、実定法科目を研究する者が少ないという状況がある。また、多様な出身国の留学生が増えてくる中で、英語による指導力の向上を図り、また、コース編成を見直し、より充実した科目設置を検討する。実定法科目履修者が減少しているという点について、法科大学院の募集停止を踏まえた今後の対応が必要となる。

加えて、政治学系を学ぶ留学生の増加に対応した基礎法学分野、なかでも政治学に関連した授業科目の見直しを行い、中長期的には科目再編成を行う必要がある。更に、修了することができない学生が若干存在することは問題点として指摘しておかなければならないであろう。

工学研究科 教育課程の内容、方法の適切性については、工学研究科長、医用工学専攻長、大学院専任教員によって構成される工学研究科学務・入試広報委員会で評価・検討し、医用工学専攻会議に諮り、工学研究科 FD を通じて教員に提示している。改善・向上にむけた取り組みは、学務・入試広報委員会で策定し、医用工学専攻会議に諮り、工学研究科委員会の審議を経て、大学運営会議で実施の意思決定を行っている。

教育・研究活動の成果を評価する方法として学術論文の件数、学術学会における発表件数を用いることは、単純な客観評価として受け入れられ、効果をもたらしているが、その弊害もまた意識されている。医用工学分野は学際的でその領域はきわめて多岐にわたるので、学術論文の質を、優劣をつけて客観的に評価することはきわめて困難である。学術論文の引用率等の客観基準の採用も困難な課題である。

学位論文審査基準の明示について

工学研究科では、「修士課程の学位論文審査基準は明示されておらず、博士後期課程についても学位申請の要件が示されているため、学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準を策定するよう改善が望まれる」との指摘を受けた。工学研究科学務入試広報委員会で現行の論文審査基準を再検討し、審査基準の改定案を策定した。

課程博士の取り扱いについて

工学研究科の博士後期課程において、「課程の修了に必要な研究指導などを受けて退学した後、再入学などの手続きを経ず、学位論文を提出して、博士の学位を取得した者について、『課程博士』として扱っている」問題については、基準協会から指摘を受けている。これに対応して工学研究科学務入試広報委員会では、学位論文の提出にあたっては再入学を必用とすることを明記した論文審査基準に関する内規の改定案を策定した。

近年の分子遺伝学と情報工学の急速な進展に即応し、工学研究科医用工学専攻では平成 29 年度に基礎数理学と生物情報学、医用統計学に関連するカリキュラムの変更を行い、実習を重視した科目の充実をはかった。また、ファカルティ・ディベロップメント活動を通じて、アクティブ・ラーニングと多職種連携教育に関する研鑽を行い、その成果を平成 30 年度のカリキュラム改訂に生かしている。

スポーツ科学研究科 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性については、提案された案件を研究科委員会において審議し議決する。このようなプロセスによって必要に応じて定期的に検証している。

国際的に通用する研究者の育成を標榜し、英語教育の充実を図っているが、学生の多くは英語の不得意意識を払拭できず、基礎的な学習にとどまっているのが現状である。

本研究科においては、教育・研究面の充実、入学定員の充足が重点課題である。本研究科の教員組織は、学問体系と人材育成目標に基づくカリキュラム編成に対応した教員体制を構築することとし、研究領域や研究・教育業績を審査し編成している。学部教員が兼担しているため、学部からの継続した教員研究が行われている。しかしながら、基礎学部のスポーツ健康政策学部においては、研究活動が不活発な教員が見受けられる旨、前回の大学認証評価時に指摘された。これを是正するため、教員の質的向上を図るとともに、研究活動を活性化させるため、査読機能を有するスポーツ科学研究科・スポーツ健康政策学部紀要（桐蔭スポーツ科学）を平成 29 年度創刊することとなった。これにより、スポーツ科

学研究科・スポーツ健康政策学部の教員の教育・研究成果の改善が期待される。

本研究が開設されて3年経過したが、未だ入学定員を充足しておらず、入学者定員の充足が課題であった。大学院進学への障害の一つとして、経済的な問題がある。次年度入学者より授業料の見直しを図るとともに、奨学金制度の導入を決定した。これにより、本研究科入学希望者への経済的負担軽減の対策を講じた。

法務研究科 本学大学院法務研究科においては、月例の教授会に加えて、自己点検評価委員会によって、教育課程及びその内容、方法の適切性についての定期的な点検・評価を行うとともに、その結果をもとにして、教務委員会やFD委員会によってその改善・向上に向けた取り組みを行っている。

本学大学院法務研究科の教育課程は、「ハイブリッド法曹の養成」を目標として、主として法学未修者の社会人経験者を対象として編まれたものであるが、前述のように、法学未修者や社会人経験者の法曹志望者数の激減により募集停止に追い込まれたことからすると、現時点においては、そのねらいと現実の間の生じた乖離に対応できなかった問題があったといわざるを得ない。

第5章 学生の受け入れ

① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

大学全体のアドミッション・ポリシー（資料2-8<http://toin.ac.jp/univ/exam/admission/>）は、大学運営会議、教学マネジメント会議、入学試験委員会などで検討確認を経て以下のように定められ、ホームページに公表されている。

「本学は、4つの教育の柱（「個の充実」、「実務家養成」、「開かれた大学」及び「国際交流」）のもと、少人数教育の利点を活かし、大学教育において、学生一人ひとりの専門性を高めることを最大の目標としており、学力の優劣よりも、社会において活躍しようとする明確な目的意識を持ち、入学後に大きく成長する可能性を秘めた入学希望者に、自らを変革させる機会を与えることを目指しています。」

この策定については、まず各学部が現状に即してそれぞれのアドミッション・ポリシーを策定し、その後、これらに共通する部分、あるいは建学の理念から導かれるものを、大学全体としてのポリシーに整理したという経緯がある。理想論からいえば、まず大学全体としてのアドミッション・ポリシーがあり、それを各学部の特色にあわせてパラフレーズしたものが、各学部のアドミッション・ポリシーとなる。従って、今後は、大学全体としてのアドミッション・ポリシーを継続的に再検討、再確認し、そこから各学部、研究科のポリシーも再検討するというプロセスを重視してゆく必要があるだろう。つまり、大学全体のアドミッション・ポリシーと各学部研究科のそれとの有機的相互関係性を追求してゆく必要がある。

ただ、ポリシーの具体的な展開過程では、大学全体の方針に基づき、各学部が実践してゆくという方向がすでに確立している。たとえば、高大の関連については、大学運営会議、教学マネジメント会議、入試広報委員会で方針が確認され、各学部が具体策を検討する形となっている。また国際的規模での社会的要請に配慮した外国人留学生の受け入れについては、本学の場合、開学以来、国際交流センターを中心に力を入れてきているが、2018年度からは同センターの規定を改変し、現状にふさわしいものとしている。この点では、法学部が中国の華僑大学、華東政法大学、南京師範大学、西南政法大学などとの交流協定と結び、積極的な役割を果たしている。

そうした点を念頭に置きつつ、各学部、各研究科の受け入れの考え方を点検してゆく。

法学部 学部学科の目的に即し、社会に貢献する有為な人材の育成を各コースから輩出することを目的として、「現代社会の様々な問題について日頃から強い関心を抱き、その解決の道を探求したい人」、「偏見から自由で柔軟な思考と、物事を筋道立てて考える論理的な思考ができる人、またはできるようになりたいと望む人」、「自分の意見を口頭や文章で説得的に表現することができる人、またはできるようになりたいと望む人」との三つをアドミッション・ポリシーとして明示している。コースに応じた多様な入学者を受け入れる現状とその方針は、学部の理念・目標に合致している。

（資料5-1 法学部アドミッション・ポリシーhttp://toin.ac.jp/faclaw/fl_top/）

医用工学部 生命医工学科は、「生命現象に強い関心を持ち、化学や生物学を用いてその解

明を積極的に遂行しようとする思考を有すると同時に、そこから得られた新たな知見を基に、医療技術の発展に貢献したいと考え、臨床検査技師(国家資格)として医療機関や臨床検査センターで従事することを強く希求する学生」を求める。

臨床工学科は、「医学と工学の両学に興味があり、それらを修学するための自己学習・自己啓発を積極的に行う意思を有し、新たな医療機器の研究開発および医療技術の発展に貢献したいと考え、臨床工学技士(国家資格)として医療機関で従事することを強く希求する学生」を求める。

入学に際して、修得しておくべき知識等の内容・水準の明示はしていないが、理科学目に興味のある生徒に加え、医療従事者として働くことを希望する生徒を対象とする。

スポーツ健康政策学部 本学部の理念・目的、教育目標については、前述したとおりであるが、求める学生像については、年度ごとの『大学案内パンフレット』(資料 1-5 <http://toin.ac.jp/univ/intro/pamphlet/>)にも示されている。例えば、『大学案内パンフレット』には学科ごとのミッション、学びの特色、資格と卒業後の進路、カリキュラム、時間割例、主な授業内容が示されている。特に、面接を実施する試験においては、受験生に当該学科を選択した理由を必ず問い、当該学科のアドミッション・ポリシーを承知しているかどうかを確認することになっている。

法学研究科 本研究科が求める学生像は、世界的視野と世界的規模での情報処理能力を具えた法の担い手を志す者である。法学政治学についての学士レベルの知識が要求されるが、これは本研究科としては自明であろう。留学生については、専門教育が受けられるような日本語能力の水準が必要である。特に専攻分野に必要な知識については、学生に対して面談の際に指導している。

入試日程と募集形態については大学ホームページにおいて、大学院入学試験案内として示している。受け入れ方針については、入学試験要項を作成しており、電話、Eメールのどちらでも請求できるようにしている。電話番号とEメールアドレスは、ホームページの大学院入学試験案内に明記している。

工学研究科 修士課程については、「人間の身体の構造、機能さらには疾患に関する知見を踏まえたうえで工学領域からの最先端医療への貢献に関心ある大学院生を求める」としている。博士課程については、「国際的に評価される高度な研究に自律的に取り組む意欲のある大学院生を求める」としている。これらの学生の受け入れ方針については、工学研究科ホームページを通じて公表している。

スポーツ科学研究科 本研究科は、スポーツ科学分野における高度専門職業人(研究者を含む)の養成を目指している。そのため、スポーツ科学に対する高い専門性と実践力を有し、社会の発展に貢献できる有為な人材となりうるものを受け入れる。このような目的に意欲ある学生の受け入れを入学試験要項に明示している。

法務研究科 本学大学院法務研究科は、「ハイブリッド法曹の養成」を教育目標として掲げ、

入学前に専門的知識や技量を身に付けた者に対して高度の法務専門職養成教育を行うことにより、高度でかつ幅広い豊かな人間性を保持した法曹を社会に送り出すことを最大の理念としている。とりわけ、知的財産関係法務、医療過誤関係法務及び建築関係法務において法的能力を発揮することができる人材の養成を目指していることから、このような業務に携わってきた者や関係する学部卒業者など社会人及び他学部出身者の積極的な受け入れを目指している。そのため、法学部出身者のみに有利になるようなことがないよう社会人及び他学部出身者にも十分配慮した「公平性」、法務専門職を目指そうとする幅広い志願者に対して十分に情報を提供し門戸を開こうとする「開放性」、そして、受験者の多様な経歴などを十分考慮し選考に反映できるような「多様性」を学生受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）として、入学者選抜を実施している。

当該アドミッション・ポリシー（資料 5-2http://toin.ac.jp/lawschool/nyushi/admission_2/）は、本学大学院法務研究科の HP 上でこれを公表したうえで、選抜方法及び選抜手続については、試験実施日の約 6 ヶ月前に HP 上で告知するとともに、入学試験要項及びパンフレットを作成し公表し、さらに定期的に入試説明会を開催してきた（2018(平成 30)年度以降は学生募集停止）。

② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

学生の受け入れは、以下の項目を軸として行われる。その適切性、公正性について、順次検討する。

- 1) 入学試験業務を職掌とする教職員組織
- 2) 入学許可者決定までのプロセス
- 3) 入試区分ごとの定員配置
- 4) 入試科目設定
- 5) 入試問題作成、採点方法など

1)の教職員組織について。本学の入学試験については、学長が主催し、各学部長などを構成員とする、入学試験委員会により、全学的な方針、入試の骨子が決定される。これにもとづき、入試・広報センターがさらに具体的な事項を提案、決定し、学生受け入れが行われている。つまり入学試験に係わる教職員組織の要は、入学試験委員会と入試・広報センターである。

入学試験委員会は、桐蔭横浜大学入学試験委員会規則に基づき設置される。構成は、学長、副学長、各学部長、学務部長、学生部長、入試・広報センター長、事務局長などであり、選抜の基本方針、選抜の実施運営、試験問題の作成など、入学試験選抜全般にわたる基本方針を策定することを任務としている。10月頃から翌1月ころまでに、次年度の基本方針を策定し、5,6月頃に、春の入試の総括を行うことを通例としている。

入試・広報センターは、教員である入試・広報センター長のもと、6人の職員から構成されている。その運営は、先の入学試験委員会の決定を基本方針としつつ、毎月開催される

入試広報委員会での討議、決定事項を執行することが軸となる。この入試広報委員会は、センター長により主催され、各学部の入試広報委員長、及び入試広報担当の課長(職員)を構成員とする。ここで討議決定された事項は、たとえば試験監督者の人選、オープンキャンパスの担当者等は各学部を持ち帰り承認されることになるが、全学的に承認が必要な事柄については、企画検討会に提案し、論議の上で、必要であれば修正を施し決定されている。

2) 入学許可者決定までのプロセス

入学許可者は、学則27条により学長に最終的な決定権限がある。ただし、実際の過程としては、各学部・各研究科で、入学に値するかどうかを判定し、その判定の妥当性を学長が最終的に判断する形態となる。入学に値するかどうかの判定方法は、学部長、学科長、入試広報委員長を中心とした合議によるものとしているが、具体的な形態は各学部・各研究科に委ねられている。いずれの学部、研究科においても、複数の教員の合議で合格者が決定されており、公正さが担保されている。

3) 入試区分ごとの定員配置

A0 入試、推薦入試、一般入試ごとにどのように定員を配分するかは、各学部・各研究科で大学運営会議、入学試験委員会などで、相互に意見交換をしつつ、それを踏まえて各学部・各研究科で最終案を策定し、入学試験委員会で最終的に決定している。

4) 入試科目設定

各学部・各研究科で検討した案を、入学試験委員会で検討して最終的に決定している。

5) 入試問題作成、採点方法など

本学部の試験問題については、学長から任命された非公表の作成委員が作成し、作成委員とは別に指名された校正委員が試験問題の検証を行い、出題ミスの防止に努めている。また外部の業者に委託して、設問の適切性などについてチェックを行っている。試験問題の管理・保管は入試・広報センターが厳重に行っている。

なお、一般入試では、法学部および医用工学部の前期入試では記述式の出題がなされているが、それ以外はマーク式で出題している。短時間に正確な採点を行うためである。ただ、近年は、マーク式では十分な学力判定が出来ない可能性がある」と論じられており、本学でもそうした国内の議論の流れを受け、2019(平成 31)年度入試から、一部(政経、世界史)で記述式の問題に切り替えることが決定されている。

法学部 全学的に行われる一般募集、センター試験募集、A0募集、指定校推薦募集、公募推薦募集、特別選抜募集及び第3年次編入学募集で行われる。学生募集方法、入学者選抜方法の適切性については、大学全体の入試方法と同様である。

本学部の「前期募集試験」の解答方式では、全学統一試験及びセンター試験の「マークシート方式」と異なり、「記述式」を採用しているほか、社会的な問題についての論理的な思考力・判断力・表現力を問う論述式問題「総合問題」を設けている。これにより、受

受験生の多様な適性に応えられるような選択肢を拡げている。

医用工学部 本学部の入学者選抜方法は、全学的に行われる一般募集、センター試験募集、A0 募集、指定校推薦募集および公募推薦募集で行われる。

A0 募集、指定校推薦募集および公募推薦募集では面接試験を課しており、面接官は4名～6名からなり、卒業後は「命」を扱う職業に従事する関係から、「医療従事者」としての適性を多くの面接委員が判断している。

また、本学部の「前期募集試験」の解答方式では、全学統一試験およびセンター試験の「マークシート方式」と異なり、「記述式」を採用している。これにより、受験生の多様な適正に応えられるような選択肢を拡げている。

スポーツ健康政策学部 本学部の理念・目的、教育目標については、前述したとおりであるが、求める学生像については、年度ごとの『大学案内パンフレット』にも示されている。例えば、『大学案内パンフレット』には学科ごとのミッション、学びの特色、資格と卒業後の進路、カリキュラム、時間割例、主な授業内容が示されている。特に、面接を実施する試験においては、受験生に当該学科を選択した理由を必ず問い、当該学科のアドミッション・ポリシーを承知しているかどうかを確認することになっている。

入試判定においては、学部長、学科長、入試広報委員長、入試・広報センター課長(職員)による前判定会議にて多面的に協議を行い、合格基準点とそれに基づいた合格者の案を作成し、全教員が出席する合否判定会議に諮り、決定している。

法学研究科 修士課程は、一般募集とA0 募集、博士後期課程は一般募集のみである。修士課程の一般募集では法学政治学の基礎知識を問う筆記試験が実施される。さらに、詳細な研究計画書を提出させ、面接試験により大学院進学の動機、計画性、手段の妥当性を問う。A0 募集においては、この面接試験をより丁寧に実施している。

博士後期課程は、研究計画書を提出させ、それについての口述試験を行っている。研究計画の妥当性を吟味している。なお、修士課程・博士後期課程とも、留学生については、日本語、英語の能力も判定している。

工学研究科 入学者の選別は医用工学専攻会議を通じて公正に実施している。

スポーツ科学研究科 本研究科における入試については、一般募集によって行っている。募集においては、学部での成績を重視するとともに、語学試験、専門領域試験および面接試験を課している。入試判定においては、スポーツ科学研究科全教員が出席する合否判定会議に諮り決定している。この評価方法は客観的かつ有効なものであり、その透明性も保たれている。

法務研究科 本学大学院法務研究科は、上述のアドミッション・ポリシーに基づいて、学長を委員長とする入試委員会を設け、募集定員を30名とし定員の30%以上を社会人、他学部出身者とすることを目標としている。これは、専門職大学院設置基準第19条及び「平

成 15 年文部科学省告示第 53 号」第 3 条第 1 項で示された 3 割以上とする基準を上回るものである。入学者選抜は、日弁連法務研究財団の実施する法科大学院統一適性試験の成績、小論文試験の成績、その他の選抜要素として職業実績、資格・検定、活動実績等を加えて総合して行っている。具体的には、100 点満点中、適性試験の成績を 30 点、小論文試験の成績を 70 点、その他の選抜要素を適性試験の成績に加味することになっている。

以上のとおり、本学大学院法務研究科は、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施してきた(2018(平成 30)年度以降は学生募集停止)。

③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

(大学基礎データ表2 5-1) (大学基礎データ表3 資料5-1)

本学の入学試験は、A0入試、推薦入試、一般入試などに分かれ、8月から翌年3月まで継続して行われる。一度の試験で入学者を決定する制度ではないので、入学者数の管理については継続的な管理が重要である。

その際、入学の許可は学長が行うが、合否判定は各学部・各研究科に委ねられている。よって、入学者数の管理も最終的には、各学部・研究科の責任で行うことになるが、それを支えるものとして、ほぼ毎月の入試・広報センターによる状況報告がある。これは、企画検討会に提出される入試・広報センターの報告であり、これでは、オープンキャンパスの来場者数、A0入試などの志願者数、合格者数、入学手続き者数などが掲載される。企画検討会は、4月から翌年2月まで、8月を除き毎月月初に開催されている。またその内容は、企画検討会の直後に開催される大学運営会議でも報告され検討される。つまり、入学者数と定員との数字上の関係は、入試・広報センターの職掌のもと、全学的に管理されている。

適切な定員であるかについては、教員数、施設設備の状況との関係でできる。大学開設から30年程度であり、開設当初の教員数を維持しており、これは設置基準より多い教員数である。

なお、スポーツ健康政策学部テクノロジー学科では、これまで入学希望者が継続して多かったこと、カリキュラム改編を通じて多人数の受け入れが可能となったこと等を考慮して、2018年から30名の定員増を実施した。これも適切な定員の設定がなされていることの一つのあらわれと捉えることができる。各学部、研究科について検討してゆく。

法学部 入学者選抜に関する合否の判定については、いずれの試験においても、学部幹部会(学部長、学科長、学科長補佐等で構成)で検討された原案を学部長が示し、それについて議論がなされ合否が決定される。合格者の発表については、募集定員を大幅に上回ることはないよう配慮し、慎重に審議したうえで発表している。

法学部の2017(平成29)年度の入学定員は180名、収容定員は740名(うち編入学20名)である。現在の在籍学生数は797名、収容定員に対する在籍学生数比率は1.07であり、全体的には適正な値である。

医用工学部 本学部の2017(平成29)年度の入学定員は80名、収容定員は320名である。

これに対して在籍学生数は354名であり、収容定員に対する在籍学生数比率は1.11である。臨床工学科、生命医工学科とも適切に推移している。本学部では現在のところ、著しい欠員も定員超過も恒常的には生じていない。

スポーツ健康政策学部 本学部の2017(平成29)年度の入学定員は240名、収容定員は960名である。在籍学生数は1,163名であり、収容定員に対する在籍学生数比率は1.21と全体的には適正な値である。

収容定員の管理については、入学試験ごとに行われる学部幹部会、学部入試判定会議において厳格な見積もりの下で合否判定を行っている。また、3学科各学年の在籍学生数は89名から102名の範囲(収容定員に対する在籍学生数比率は1.11から1.26の範囲)にあり、いずれの学科・学年とも入学定員(各学科80名)の1.3倍未満にとどまっている。

法学研究科 本研究科の在籍学生数と収容定員の割合は修士課程が0.4倍、博士後期課程が0.17倍となっている。かつては定員を大幅に超過していたが、そのような状況は改善し定員を充足する状況がしばらく続いた。しかし、法務研究科が併行して設置されていたことに加え、留学生が減少傾向にあることもあり、この数年は入学者数が各年度の定員を下回っている。特に博士後期課程の在籍者は、近年著しく減少傾向にある。大学院の充実が中長期の目標に掲げられており、2018(平成30)年度からは、内部進学者でGPA2.5以上で卒業した学生については、授業料を5名まで半額免除する奨学生制度を設定し、進学者の増大に努めることになった。

工学研究科 2017(平成29)年度の修士課程入学定員は14名、収容定員は28名である。これに対して在籍学生数は31名であり、収容定員に対する在籍学生数比率は1.29である。博士後期課程入学定員は6名、収容定員は18名である。これに対して在籍者数は9名であり、収容定員に対する在籍学生比率は0.5である。学則に定められた定員に従い、在籍学生数は維持されている。

スポーツ科学研究科 2018(平成29)年度の修士課程入学定員は10名、収容定員は20名である。これに対して在籍学生数は14名であり、収容定員に対する在籍学生比率は0.7である。定員設定の理由として、大学院開設前年の学内の3年生、2年生に対して実施した大学院入学希望アンケート調査の結果から決定した。しかし、ここ数年在籍学生数が収容定員を下回っている。研究科委員会で入学者確保のための方策を検討するとともに、各研究室で大学院への進学を強力に進めている。その一つとして2018(平成30)年度から、授業料を減額すると同時に、奨学生制度を拡充し、志願者の増大を図った。その結果、2018(平成30)年度は、2107(平成29)年度の倍近い進学者を得ることができた。

法務研究科 本学大学院法務研究科は、全国的な法科大学院志願者数の減少(とりわけ、社会人経験者の激減)に応じて、2004(平成16)年度の開設時には70名であった入学定員を2010(平成22)年度に60名、2012(平成24)年度に50名、そして、2014(平成26)年度に30名と臨機に漸減させ、適切な定員の設定につとめるとともに、学生収容定員に対する在

籍学生数を適正に管理してきた。

④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

受け入れの適切性については、年度内に行われる各部署の自己点検評価とそれに基づいた入学試験委員会で行われている。これらに基づきながら、受け入れの適切性について、状況を検討してゆく。

本学の学生の受け入れは、A0 入試、推薦入試、一般入試などによっている。本項目で指示された「受け入れの適切性」とは、以下についての適切性と考えられる。

- 1) 入学試験業務を職掌とする教職員組織の適切性
- 2) 入学許可者決定までのプロセスの適切性
- 3) 入試区分ごとの定員配置の適切性
- 4) 入試科目設定の適切性
- 5) 入試問題作成、採点方法などについての適切性

1) 組織の適切性について

2017(平成 28)年の点検評価制度の制度改革により、入試広報委員会も、年度末までに点検評価を行い、大学自己点検評価委員会に報告書を提出する義務を負うことになった。ただ、この制度改革以前からも、学生受け入れについては、継続的に点検を行い、必要な改革を行ってきたことは疑いを入れない。学生受け入れについて、近年の改善向上では、①入試・広報センターの独立化、②入学試験委員会の役割の明確化、をあげることができる。それぞれについて確認する。

①入試広報は、2012(平成 24)年度まで、学務部に所属するアドミッションオフィスであった。学務部は教務部門と入試部門の二つから成り立っていた。そして、学務部長は、教務部門と入試部門の両方の目配りが必要であった。改革を必要とする側面が大きくはなく、毎年、ほぼ類似した業務が展開されている場合には、それらの業務が滞りなく遂行されているかを監視するのが学務部長の役割であり、そうした監視は一人で十分に果たしうるものであった。しかし、近年は、学務部門でも、入試部門でも継続的な制度改革が求められている。そうした状況では、一人が二つの部門についての確なリーダーシップを発揮することは容易ではない。そこで、2013(平成 25)年度より、アドミッションオフィスは、入試・広報センターとして学務部より独立させることになった。

②入学試験委員会について。学部長などから構成される入学試験委員会は、制度的には以前より存在していた。とはいえ構成員が大学運営委員会とほぼ重なり、学生受け入れに関する事項は大学運営委員会で確認すればよいということから、入学試験委員会の意義は看過される傾向にあった。しかし、大学運営会議は、入学試験について専門的に係わる立場の参加者を欠き、積極的な入試改革をリードすることはできない。そこで 2016 年度より、入学試験委員会を確実に開催し、入学試験に係わる事項の最高の意志決定機関として機能させることになった。その結果、入試科目の選定、出題者の選定など、これまで十分な議論がなく、前年度を踏襲するくらいがあった事柄について、改革的な議論ができるようになった。

2) 入学許可者決定までのプロセスの適切性

私立大学等改革総合支援事業タイプ1では、入試判定において職員がより積極的な役割を果たすことが求められている。すでに法学部では、入試判定会議に、スポーツ健康政策学部では、入試判定会議に原案を提案する前会議において、いずれも入試・広報センターの課長(職員)が出席して、判定に関与している。そのほか、オープンキャンパスなどでも、入試・広報センターの職員が個別に対応した学生の状況や印象を書類に残し、AO入試合格判定の際の一つの資料となっている。ただし、これについては明確な制度化はされておらず、今後、具体的な制度化を検討する必要がある。

3) 入試区分ごとの定員配置の適切性

点検評価に際して資料となるべきものとして、①一般入試結果(全体受験者数、各科目受験者数、平均点、合格点)、②AO入試、推薦入試、センター入試、一般入試の人数。前年度比較、③入試区分別の入学後追跡調査、がある。

一般にAO入試による入学者は、基礎学力が欠けており、入学後の成績も芳しくないという印象があるようだが、本学の場合、③の調査によれば、入試区分と入学後の成績の間には有意な相関性は見られていない。年度、学部によっては、成績上位5名をAO入試、推薦入試の合格者が独占するなども場合もみられた。

4) 入試科目設定の適切性

数年来、入試科目の設定に大きな変更はない。ただし、たとえば世界史、日本史を利用した受験者の数が減少傾向にあるなどの事象がある。場合によっては、こうした科目を廃止し、別の科目を設定するなどの処置も必要となるだろう。こうしたことは入学試験委員会で継続的に議論しているところである。そして、こうした中から、法学部入試では、総合問題という教科を設定することになった。なお、2019年度一般入試から、政治経済、世界史については記述式の出題とすることが入学試験委員会で決定された。

5) 入試問題作成、採点方法などについての適切性

入試問題のミスなどをなくすため、外部に点検を委託するなどの処置をとっている。また入学試験委員会では、各科目の点数、平均点などを検討し、改善点の有無等を議論している。

これらに基づき、各学部、研究科が点検評価を行うことになっており、その詳細は以下の通りである。

法学部 受入れの適切性については学部アドミッション委員会が定期的開催され、オープンキャンパスやAO募集の実施状況をその都度検証している。受入れ方針、募集及び入学者選抜の適切性に関する抜本的な問題は現在のところ生じていないが、多様な学生の受け入れのため、入試方法の改善は継続的に行われており、平成30(2018)年度前期一般募集で導入した総合問題はその取り組みの一環である。入学後の状況から入試制度の点検・評価をすることに特化した制度は設置されていないが、教務委員会が学部全体の状況を把握

し、問題があれば随時教授会・教員全体会議で報告され、随時検討している。

パンフレット、オープンキャンパス、ホームページ上等の募集案内において、アドミッション・ポリシーとコース及びプログラムの目的、カリキュラム内容を十分に広報、説明することにより、多様な入学者を確保している。また、入試の結果についてもホームページ上で公開し、透明性・公正性を担保している。

全国的な傾向であるが、社会人入学者と留学生が減少している。もっとも本学部では、中国の西南政法大学、南京師範大学、華僑大学との連携協定に基づき、中国からの留学生、科目等履修生を毎年8名程度継続的に受け入れている。中国からの留学生のさらなる拡大と、より多くの国と地域からの留学生受け入れを実現するための取組が必要である。

医用工学部 本学部で学生募集業務を受け持つ組織は、医用工学部入試広報委員会である。委員会は定期的に開催され、オープンキャンパスやA0募集の実施状況をその都度検証している。

本学部では、医療従事者育成に特化した学科改組を果たし、これまで以上に目的意識の高い学生が集まり、教育研究の充実および定員の充足の改善がなされている。ただし、社会的有用性の高い臨床工学技士や臨床検査技師の育成プログラムを設けているが、入学志願者数の伸びは顕著とは言えず、社会一般に対する周知が不十分であると考えられる。

こうしたことを勘案して、地域の中高校生・高校生を対象とした理科系大学教育への啓蒙を目的としたイベント、たとえば神奈川県主催の「中高生のためのサイエンスフェア」、予備校主催の「大学進学フェスタ」等を通じて、臨床工学技士・臨床検査技師の仕事を紹介し、本学部の人材育成の目的を周知させるべく努力している。今後はさらに地域の高等学校との連携を強め、高等学校におけるキャリア教育プログラムにおける「出前授業」の実施、医療系学部への進路に特化した予備校が発行するメディア等を通じて、本学部の人材育成の目標、本学部独自のアドミッション・ポリシーについての広報を行う。

スポーツ健康政策学部 本学部の入学者選抜試験は、一般募集、センター試験募集、公募推薦募集、A0募集、及び特別選抜の五つのカテゴリーに分け実施されている。学生募集および入学者選抜試験の適切性については、現在のところ、これら各試験の終了後に、各教員が気づいた点を学部A0委員へ届けるという方法を持って対応している。これら以外にも、高校訪問では訪問後出張報告書の提出が義務付けられているため、出張報告書に改善点の記載があれば次回の訪問までに修正し、常に高等学校が求める情報が提供できるよう努めている。オープンキャンパスへの高校生の参加は、2017(平成29)年度、約1,700名で年々ほぼ安定した状態にあり、より一層効果的な広報のあり方を検討し、本学部の理念・目的に適合した受験生の獲得に努めたいと考えている。

過去に聴覚障がいのある学生を受け入れたことから、本学部構成員は障がいのある学生の受け入れについて理解を示している。

一般募集の入試問題は全学部共通であるため、学部において一般募集の入試問題を検証することはしていない。しかしながら、学部にかかわりのある小論文の試験問題や試験のあり方については、学部入試広報委員会が当該試験の終了後に各教員から学内メールを通じて意見の収集を行っている。

一般募集の入学試験問題のサンプル問題、公募推薦募集やA0募集における小論文の試験過去問題については、オープンキャンパス時に希望に応じて配布しているが、合格最低点・最高点・平均点については公表していない。このことについては今後の検討課題である。

なお、入学者のうち学力試験を受験せずに入学してくる学生が半数以上を占めていることもあって、基礎学力を備えていない学生が多くなっていることが懸念される。大学の授業についてこれない学生も一部で見受けられ、それが退学へと繋がっている状況も推察される。したがって、入学者選抜の方法についても、例えば一般入試選抜学生を多く入学させる等適切なあり方を検討する必要があると考えている。

A0募集については、受験に際しての基準(高等学校における評定平均値)がないことから、希望者が多くなる傾向にある。本学部にとっても、学生を確保する上で欠かすことのできない受験方式ではあるあるが、小論文と面接によって当該受験生が入学後、大学の授業に適應できるかどうかについて判断することには限界がある。したがって、特にA0募集で入学した学生については、入学後の修学状況を適切に把握し、大学での学習環境に適應できるよう支援することが必要であると考えている。

学部運営会議において、受験生の志願状況の分析や次年度以降の入学試験制度について検討を行うとともに、高校訪問、模擬授業、進路相談会、本学部より発信される媒体を通じて、より一層本学部が求める学生像を明示できるよう努めたい。そのためにも、効率的な広報のあり方を検討するとともに必要な広報費を確保する。

入学者選抜方法のあり方については、各教員の有している実感などを通して具体的な課題を集積しつつ、必要に応じて適切に改善するとともに、試験結果について適切な公開方法を検討する。特に、推薦募集、A0募集による合格者について、入学までに適切な課題を義務的に提供するなどして、大学生としての準備教育を充実させる。また、推薦募集、A0募集における受験方法を再検討する。少なくとも、推薦募集、A0募集における面接試験においては、明確な目的意識、学習意欲をより正確に把握できるような試験のあり方を考える。推薦募集、A0募集における面接試験のあり方を再検討するとともに、推薦募集、A0募集等、学科試験を受験していない合格者の入学前教育を充実させる。特に、推薦募集、A0募集による入学者の出席状況、学修状況を全教員が早期に把握できるようなシステムを検討する。

法学研究科 本研究科では、研究科委員会で毎年の募集について決定し、結果についても検証している。受け入れ方針や定員の適切性に関する抜本的な議論は現在のところ生じていないが、出願者を増加させるための方策についての検討は継続的に行われている。

本学法学部からの進学者数が法務研究科の設置後伸び悩んでいる。今後は、専修コースの充実に多面的に取り組むたい。また、諸国からの留学生の受け入れも充実する必要がある。そのためには、現在学んでいる留学生を通じて海外への広報を積極的に行うことに加え、大学間協定を締結している海外の大学に、本学の研究科での教育研究を認識してもらう方策を検討する必要がある。

なお、本研究科と併行して維持されてきた法務研究科が2018年度の新規募集を停止したため、実務家志望の学生に対して、改めて効果的な受け入れ方針の伝達を行うこととしたい。

工学研究科 学生受け入れの適切性については、工学研究科長、医用工学専攻長、大学院専任

教員によって構成される工学研究科学務・入試広報委員会で定期的に検討し、改善・向上に向けた取り組みを策定し、医用工学専攻会議に諮り、工学研究科委員会の議を経て、大学運営会議で決定される。

工学研究科修士課程は、学則に定める定員をほぼ満たしているが、博士後期課程については定員が満たされていない。学生募集は学外に対して広報されているが、現在、修士課程への入学者は本学医用工学部卒業者に限られている。

スポーツ科学研究科 入学者選抜にあたっては、各専攻教員全員が試験の審査に係わり、公正な選抜方法が確保されている。定期的な審査方法の検証は行っていない。入学者は、外部からの進学者が少なく、定員充足も達成していないという点が課題になっている。大学院入学試験要項を積極的に配布することや学内における説明会の開催により、学内および他大学の学部生にアプローチする。

法務研究科 文部科学省による毎年度の「法科大学院入学者選抜等に関する状況調査」や認証評価といった外部調査を契機として、学生の受け入れの適切性についての定期的な点検・評価を行ってきた。そして、その結果をもとに、次年度の学生募集及び入学者選抜の運営の改善・向上への取り組みを検討してきた。

本学大学院法務研究科の学生受け入れについては、アドミッション・ポリシーに基づいて、社会人及び他学部出身者にも十分配慮した「公平性」、法務専門職を目指そうとする幅広い志願者に対して十分に情報を提供し門戸を開こうとする「開放性」、そして、受験者の多様な経歴などを十分考慮し選考に反映できるような「多様性」を目指すべく、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制が形作られているところに、長所・特色がみられる。

全国的な法科大学院志願者数の減少、とりわけ、社会人経験者の激減が社会人及び他学部出身者への配慮を含意するアドミッション・ポリシーを掲げる本学大学院法務研究科には、大きな打撃となり、結局、募集停止に至ったという側面は否定できないであろう。

本学大学院法務研究科は、学生の受け入れ方針を定めて、これを公表するとともに、当該方針に基づいた学生募集及び入学者選抜を適切に実施してきたが、法科大学院志願者数の減少、とりわけ、社会人経験者の激減により、組織自体の存続を維持し難い事態にまで至った。

6章 教員・教員組織

① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

大学開設以来、必要な専任教員については、大学設置基準に準拠するようにしている。求める教員像については、理想をあげれば尽きないが、昇任に係わる規程に一般論として、教育および研究で実績を上げることという形で示されている。ただ小規模な大学であることに鑑み、個々の学生に対しての配慮ができることは様々な機会に言及されることである。

より具体的な理想像は、学部、担当科目により異なり、それは公募の際の要項に示されているが、そのいずれにも共通するのは、「熱意をもって教育、および学生指導を行えるもの」という点である。

このことと関係して、可能であれば、専任教員で授業を行うという一般的方針を確立している。この場合の「可能なら専任教員で」ということは、①同学部内の教員、②他学部の専任教員、ということの意味し、これはサンフレッチェの一貫として行っている。もちろん、全ての専門科目を専任教員で担当することは困難である。とはいえ、一般教育科目など、他学部の専任教員で担当できるものはそれなりの数となっている。こうした措置を行うことの目的は、先にも記したように、個々の学生の把握、それに基づいた個別的指導・配慮の実現に寄与することにある。専任教員であれば、同学部はもちろんのこと、他学部であっても、様々な場面でコミュニケーションの機会がある。こうした機会を利用して、学生の状況の伝達、個々の学生の状況などについて多様な情報交換を行うことができる。

学部については大学設置基準に従い、各学部および各研究科等の教務委員会において適合性を判断している。大学院設置基準に基づき、研究科担当教員を決定している。完成年度以後は各研究科委員会において教育研究業績を勘案して決定している。

授業科目と担当教員の適合性については、各学部および各研究科に委ねており、大学全体としてはその判断に委ねている。よって、その部分について各学部研究科の状況を確認する。

法学部・医用工学部・スポーツ健康政策学部 特に有資格基準を設けてはいないが、個別の教科については、大学設置基準第14条ないし第17条の規程に基づき、相当な資格や経験を有する者をあてることを前提に、各学部研究科人事委員会で協議した上で、教授会の審議と決議を経て、採用推薦がなされている。

法学研究科 本研究科の教員は、法学部の専任教員を母体としているが、研究科の科目編成にあたって、修士課程については、法に通暁した高度専門職業人の養成と、高度に国際化した法の現状に対応しうる能力を養成し、より高度な研究が継続できる能力を身につけさせること、更に、後期博士課程については、法律学に関する専門的な研究職および高度な法律専門職等を志望する者を養成するという観点から担当を依頼している。

研究科の担当教員はそれぞれの専門分野で十分な研究業績をあげた者から選ばれており、修士課程、博士後期課程、それぞれのレベルに合わせた指導を行っている。

スポーツ科学研究科 教員組織は、学問体系と人材育成目標に基づくカリキュラム編成に対応した教員体制を構築することとし、研究領域や研究・教育業績を審査し編成している。その際、スポーツ科学の総合性・学際性を持った研究・教育を組織的に実施するために、スポーツ科学研究科のカリキュラム上の領域や科目などに適合できる教員組織編成としている。専任教員として、いずれも当該分野における博士号またはそれに準じる資格を有し、実践的教育を十分担当できる能力を有する研究・教育業績を持った教員を各領域に配置している。

法務研究科 本学大学院法務研究科は、「桐蔭横浜大学法科大学院教員資格選考規程」（平成16年4月1日制定）によって教員像や教員組織の編制に関する方針を明示し、教員の募集・任免・昇格の基準、手続を定め、本学大学院法務研究科が主体的な選考を行うことができようとしている。

② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

教員の編成は次のような幾つかの側面においてなされる。

- 1) 教授・准教授などの職階(これについて次の③)
- 2) 教員相互の専門領域の関係性
- 3) 定年に至るまで年齢的構成
- 4) その他、国際性、男女比など

1), 2), 3)については、各学部・各研究科でばらつきがある。よって後に検討する。

4) 外国籍の教員は少数にとどまっている。その理由としては、各学部の事情にある。法学部の場合、中心軸は法律専門実定法科目に置かれ、そうした科目では外国籍の教員は、全国的に見ても僅少である。医用工学部では、臨床検査技師などの資格試験の指導に重点が置かれており、そうした指導では外国籍教員は不可欠ではない。またスポーツ健康政策学部では、小学校教員、体育教員の養成が柱の一つであるが、教員養成においても、外国籍教員の必要性は乏しい。もちろん、だからといって、グローバル化が進み、国際化への対応が必要な昨今にあっては、外国籍教員の率を、今よりも高めてゆく必要があることは論をまたない。

男女比については、高い比率とはいえないまでも、一定の比率を保っている。ただ、今後は女性比を高めてゆく配慮が必要であり、また学部長研究科長にこれまで女性が就いたことがないという点も検討の余地がある。これに加え、外国語センター、教職センターを設立し、教員の編成について学部間の連携を強化する試みがなされている。

法学部 本学部専任教員の人数は2017(平成29)年度現在25名、教員1人あたりの在籍学生数は約32人であり、少人数教育の実現を図っている。また、各コースの特性に応じ、実務家出身の教員も配置されている。

専門教育については、法律学の基本科目である「憲法」「民法」「刑法」「商法」「民

事訴訟法」「刑事訴訟法」のほぼすべての授業に専任教員を配置している。必修演習科目の専任教員担当の割合は、専門・一般を問わず100パーセントである。

ただし、30代の教員が2名、20代教員がゼロと、いわゆる若手教員が著しく少ない。これは学部創設、法科大学院設立などの節目の時期の大量教員採用時に、年齢が近接する採用を行い、その後、採用が限定的となったことに起因している。結果として、学部創設時に30代半ばで採用した教員が現在、60歳前後で集中し、法科大学院創設時に30代半ばで採用した教員が現在40代半ばで集中している。今後の採用にあたっては、年齢構成にこれまでよりも大きな関心を向ける必要があるだろう。

医用工学部 本学部では厚生労働省の通達に準拠した有資格者を設置している。個別の教科については、大学設置基準第14条～第17条の規程に基づく相当な資格や経験を有する者をあてている。たとえば、「病理学概論」「臨床病理学」の講義には、病理学および臨床病理学を専門とする医師があたっている。また、「微生物学」の講義には、臨床微生物学分野に詳しい、臨床検査センター勤務の臨床検査技師があたっている。実験・実習指導にも「臨床工学技士」および「臨床検査技師」の有資格者が中核的な役割を果たしている。

本学部には所属する教員は、現在23名おり、在籍学生数は354名であるから、平均すると教員一人あたりの学生数は約10名になる。また卒業研究やゼミ等の配属学生数は、1研究室あたり3名程度である。年齢構成は、60代7名、50代6名、40代7名、30代3名であり、若手・中堅がやや少ない。性別で見ると、男性19名と女性4名である。

キャリアとして、企業・病院出身者が3名おり、また、医療従事者(臨床工学技士2名、臨床検査技師4名)がいる。

一般教育については他学部と共通の授業を開講する場合がある。一方、専門科目の多くは学部教員が担当しているが、一部外部の医師や有資格者に委ね、医療現場の実態を直接学生に伝えている。

スポーツ健康政策学部 専門教育科目を担当する教員として、医師免許を有する教員、理学療法士の資格を有する教員、小学校教諭の経験を有する教員をはじめ、「文化スポーツ」の振興を図るため、文化人類学、国際政治学、社会学を専攻する教員など、本学部の理念・目的、教育目標を実現するために、他の体育・スポーツ系学部には類を見ない専任教員を配置している。

必要専任教員数は、大学設置基準で定められる必要専任教員数を上回っている。

年齢構成は、60代7名、50代13名、40代8名、30代5名である。平均年齢は51.7歳(2017年5月1日現在)となっており、適切に構成されている。

男女構成は、専任教員33名のうち女性教員は6名である。

教員組織における外国人の受け入れ状況は、現在、韓国国籍を有する専任教員が1名在職している。専任教員の受け入れについて国籍の条件はない。

法学研究科 本研究科では特に有資格基準を設けてはいないが、個別の教科については、大学院設置基準第9条の規定に基づいた相当な資格や経験を有する者をあてている。

2017年度については、本研究科の修士課程の専任教員は20名であり、その内訳は学部専

門課程の教員のうち研究科の研究指導教員として認定された者(18名)と法科大学院の教員のうち研究指導教員として認定されたもの(2名)である。

博士後期課程の専任教員は14名であり、その内訳は学部専門課程の教員のうち研究科の研究指導教員として認定された者(12名)と法科大学院の教員のうち研究指導教員として認定されたもの(2名)である。

本研究科全体の教員数は20名、教授15名、准教授5名である。その年齢構成は、60代4名、50代6名、40代9名、30代1名で、そのうち女性は5名である。

スポーツ科学研究科 担当教員については、教育経験や研究業績との科目適合性を踏まえて配置するほか、研究指導に適したものを配するようにしている。

法務研究科 本学大学院法務研究科の教員組織として、まず専任教員数については、学生15人につき専任教員1名という基準で算出を行うと6人以上の専任教員が必要とされ、入学定員30人の本学大学院法務研究科においては12名以上の専任教員が必要とされる所、現在(平成29年度)においては14名の専任教員が在籍しており、法令上の基準が満たされている。なお、法令上必要とされる専任教員の教授の数については、「平成15年文部科学省告示第53号」第1条第3項に従い、専任教員の半数以上を教授としている(平成29年度においては、14名の専任教員中、教授10名、准教授4名である)。

1専攻に限った専任教員としての取り扱いについては、現在(平成29年度)の専任教員14名すべてが本学大学院法務研究科に限った専任教員である。

専任教員の専門分野に関する高度な指導能力の具備については、専門職大学院設置基準5条に基づき、本学大学院法務研究科の専任教員は、いずれも各専門分野につき高度の指導能力を有する者である。本学大学院法務研究科では教員資格選考基準を設け、一般的教員資格基準として、教育上又は研究上の業績を有する者、特に優れた知識及び経験を有する者など、経歴上の要件として実務家専任教員については5年以上の実務経験を有する者、研究者専任教員については2年以上の教員経験を有する者とする規程を設けている。

法令上必要とされる専任教員数における実務家教員の数については、専任教員14名中10名であり、すべての実務家教員が5年以上の法曹経験者である。したがって、実務家教員の割合は3分の2に達し、法令で要求されている基準を大きく上回っている。

以上より、本学大学院法務研究科では、教員組織の編制に関する方針に基づいて、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているといえる。

③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

1) 教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きの明確化

教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きの明確化については、桐蔭横浜大学人事委員会規則(資料6-1)、桐蔭横浜大学の教員の昇任に係る候補者選考に関する規程(資料6-2)、桐蔭横浜大学教員資格選考基準(資料6-3)に基づいて行われている。人事委員会規則によって、採用、昇格などを教授会に提案する組織が整えられている。教員資格選考基準により、教授、准教授、専任講師、助教などの一般的基準が明示され、また昇任に係る候補者選考に関する規定で、昇任に必要な業績などが明記されている。

2) 規程等に従った適切な教員人事

規程等に従った適切な教員人事については、人事委員会において教育実績を十分に評価し、研究業績に偏らないような人事提案を行うものとしている。新規の採用については、原則的に各学部とも公募を行ってするが、募集する科目等の事情によっては、公募をおこなわない場合もある。公募を行うかどうかについては、人事委員会で決定される。

なお、公募では、書類審査に引き続き、模擬授業、面接などが行われるが、この模擬授業には、他学部の代表にも出席してもらう慣行が成立し、公正さを担保している。

④ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

教員の資質向上、組織の改善などについては、1. 授業アンケートとそれに基づくエクセレントティーチャー選定、2. ファカルティディベロップメント（FD）がある。授業アンケートは、2016年まではマークシート方針で行ってきたが、配布、回収、集計に様々な問題が伴うことを考慮して、2017年度より、ウェブを利用した方式を採用した。この方式の採用の結果、総ての授業に対してアンケートをとることが出来るようになり、また瞬時の集計も可能となった。アンケート結果は、総ての結果を、総ての教職員が閲覧できるようになっている。2018年度からは学生も閲覧できる制度を検討中である。

アンケート結果によるエクセレントティーチャーの表彰は、2015年度の授業より行っている。各学部研究科で計4名、授業アンケート結果を資料として選定し、4月の教員会議で表彰を行っている。

FDについては、全学的に行うものと、各学部研究科単位で行うものがある。まず、全学的に行っているFDについて説明し、引き続き、各学部研究科のFDについて確認する。

全学的に行うFDには、①研究活動上の不正防止に関する倫理教育（資料 6-4）、②ハラスメントについてのFDがある。

①研究上の不正防止に関する倫理教育

研究活動上の不正行為を防止するため、不正行為を働く余地のない体制の整備が第一であり、教員間や研究室内でのコミュニケーションが重要である。さらに、不適切な会計処理等、大きな研究不正に繋がる小さな芽を摘み取るための体制整備も併せて整備している。これらのシステムを補完するのは、教職員個々のモラルであるため、本学では、不正防止委員会の策定する計画に基づき、毎年倫理教育を実施している。教員でも学部によって研究分野が大きく異なるため、1) 事務部門、2) 法科大学院、3) 法学部および大学院法学研究科、4) 医用工学部および大学院工学研究科、5) スポーツ健康政策学部およびスポーツ科学研究科に分かれて、事務局長および各学部長・研究科長が倫理教育責任者・コンプライアンス推進責任者として主催している。内容は各部門によって詳細は異なるが、何れも、一堂に会しての講義形式で実施している。研究不正が蔓延する背景、研究費の適切な使用、研究データの保管と管理、臨床研究に係る倫理審査の手引きなどが含まれる。受講後、理解度確認のための簡単な設問と不正を行わない旨の署名を提出させている。所属する部局

の倫理教育に参加できない場合は、代替えとして他の部局の講演に参加するか、学部長またはその指示により研究推進部の委員が個別に講義を行っている。

(資料 6-5 桐蔭横浜大学における研究活動上の不正行為の防止体制について)
http://toin.ac.jp/univ/unauthorized_use/)

②ハラスメント

毎年必ず「ハラスメント対策委員会」が主催するハラスメント防止に関する研修会を実施しハラスメント教育の徹底を図っている。これは全教職員対象、全教員対象、全職員対象と年度により対象者を分け、外部講師を招聘したり委員会の教員が講師となり行う。対象者は原則全員出席することとなっている。

(資料 6-6 ハラスメント相談 <http://toin.ac.jp/univ/campuslife/harassment/>)

法学部 FDについては、各コース及び各教員が提示した課題について、教員全体会において随時実施されている。授業評価アンケート結果を踏まえた問題意識の共有と対応がされている。学生による授業評価は、各教員に個別に通知されるとともに、学部教務委員会において全体的な課題及びコース固有の課題が報告・検討されており、教員全体会議及び各コース担当者の会議にその内容が伝達されることで、学部としての課題の発見と対処が図られている。

医用工学部

医用工学部では、毎年テーマを設定してFDを開催し、2016年は、「授業アンケートについて」というテーマでFDを開催した。また2017年は学科ごとに「2017年度入学生学力状況」(基礎学力試験より)(資料6-7)というテーマでFDを開催した。

スポーツ健康政策学部 授業評価アンケート実施時期は、前・後期の期末であり、対象授業は基本的に全授業である(非常勤講師担当科目も含む)。結果は授業担当教員にフィードバックする。また、学科長にも報告して教育力の向上に活用している。FD委員会では、研究授業を実施している。開催時期は、各学科とも前・後期1回ずつであり、対象授業は各学科で選出する。なお、講義、実技、演習を対象としている。また、授業後に研究会を設け、意見交換を行う。さらに、教員研修会も年に1回実施している。内容は学部教育に関することで、講師は学部教員が務める。

法学研究科 本研究科の課題は法学部の課題と重複することが多いため、基本的には法学部のFDにジョイントして検証しているが、必要に応じて、研究科委員会と併せたFDも実施している。

工学研究科 工学研究科では、工学研究科長、医用工学研究科長、大学院専任教員によって構成される、工学研究科学務・入試広報委員会がFDを企画し、工学研究科においてこれを実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上をはかっている。

(研究倫理・コンプライアンス教育資料 資料6-8)

スポーツ科学研究科 学部のFDは、学部FD委員会規程に則り行われている。本研究科においても教員の資質の維持・向上のために、研究・教育環境の整備と各教員の意識向上を目指す取り組みを行う。このため、本研究科においても学部規定に準じた委員会規程を作成し、研究・教育活動の活性化とその水準の向上に努めることとする。

FD委員会では以下の項目について取り組む。

- (1) FDの理念と方法についての共通認識を持つ。
- (2) 基礎学部教員を含め、学部教育と一体化した大学院教育のあり方について継続的に検討する。
- (3) 学生による授業評価を導入し、評価結果を生かした授業改善に努める。
- (4) 教育機器、学術情報の活用を積極的に行う。

法務研究科 本学大学院法務研究科では、FD委員会を設け、随時、教授会に引き続き開催するなどして、全専任教員に参加の機会が保障されている。その活動内容としては、授業アンケートに基づく報告とディスカッションを実施したり、外部講師を招聘したりするなどして、組織的かつ多面的なFD活動が展開され、その成果を教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげている。

⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教員人事の短期、中長期の計画は、学長室会議の定例のテーマとなっている。そしてそこでの議論に基づき、必要に応じて大学運営会議の議題としている。従って、教員組織の適切性については恒常的に点検、評価を行っているといつてよい。ただし、人事を、短期的に大きく変更することは難しく、着実に少しずつ改善、向上をはかっている。

法学部 組織全体の適切については、学部教授会において審議ないし聴取された問題点や提言を大学運営会議に報告している。現状では支障なく機能しているが、学部教員が大学及び学部の各種委員会委員を兼務している結果、場合によっては一部の教員に過重な業務負担が生じることがある。組織と運営の効率化を図ることで、このような状況を解消する必要がある。小規模学部であるため、既存の制度の中で、教員組織の適切性について、教授会及び教員全体会議で定期的に確認することで対処できると考える。

医用工学部 医療技術者の資格を持つ若手教員を採用し、教員構成の若返りと活性化が進んでいる。また、教員一人あたりの学生数が少なく、きめの細かい教育を実施している。

本学部の教員について、若手、特に女性教員の数が少ない。在籍する女子学生の割合も高くなっており、医療教育カリキュラムの改革に合わせて教員組織の充実を図る必要がある。臨床現場と医療教育の経験を持つ若手教員を適宜採用する予定である。今後、教員の定年退職に伴い、若手教員とりわけ女子教員の採用を進め、本学部の教育目標の達成に必要な教員組織の充実と努めるとともに、企業などから非常勤教員を採用して教員の流動化

と活性化を図る。

スポーツ健康政策学部 教育組織や各種の委員会等については毎月開催される学部運営会議、学部教授会、そして、学部人事委員会等で検討され、その結果に基づいて適切に配置するよう努めている。教育組織については研究業績等を確認して専門を見極めながら採用している。また、委員会等については経験、学科間バランス、負担等を考慮し、将来的な学部運営の円滑化も見据えながら、教員の配置を行っている。

法学研究科 研究科の全教員によって構成される研究科委員会を月一回開催しており、その場で全員で検討している。法務研究科と重複する科目については、新規人事が抑制されざるを得ない事情があったため、年齢構成が高止まりする傾向がある。

工学研究科 教員組織の適切性については、医用工学部長、医用工学部生命医工学科長、医用工学部臨床工学科長、工学研究科長、工学研究科医用工学専攻長によって構成される工学系学部長・学科長会議が実質的に点検・評価を行い、その結果をもとにその向上に向けた改善案を大学運営会議に諮っている。

スポーツ科学研究科 授業科目の改善としては、本大学院は複合領域に特化した高度専門職業人養成を標榜していることから、専任教員で担当できない分野に非常勤講師を充当することにより充実させる。また、若い教員を新たに加えることにより、授業科目、研究課題などで新陳代謝を円滑に進める。

法務研究科 本学大学院法務研究科は、「自己点検・評価」に加えて、「財団法人 大学基準協会」の認証評価を定期的実施するなかで、教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているといえる。

本学大学院法務研究科の教員・教員組織体制については、上述のように小規模組織性に基づく機動性に特色を有するものの、その反面で緊張感がやや薄れ、馴れ合いになる局面がないとはいえない。もっとも、教員相互が励まし合って、問題の克服や教育スキルの向上といった共通の目的に向かう以上は、FDと称して相互批判に終始するような状況に陥ることは厳に慎まなければならぬ。

本学大学院法務研究科の教員・教員組織体制は、その特色である小規模組織性および機動性に基づいて自己規律、自己成長、そして、自浄作用に期待すると同時に、「財団法人 大学基準協会」による外部評価およびその前提となる自己点検・評価を重ね合わせて、重疊的にその適切な体制維持が確保されているものといえる。

第7章 学生支援

① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

学生支援としては、①学習支援、②経済的支援・生活上の支援、③進路・キャリア支援、④学生課外活動支援、⑤健康支援、⑥障がいのある学生への支援、⑦その他、セクハラ、パワハラ、暴力問題等での支援がある。本学は、これらの点について、これまで、大学運営会議などの全学的な会議体を通じて、適宜方針を確認し、適切な実現に努めてきている。

①の修学支援については、学位授与の条件をすべての学生が満たすことができるよう入学から卒業まで個別の対応を行うこととしている。具体的には、学年ごとに修得すべき単位を明示し、オリエンテーションにおいて履修指導を行い、目標単位を履修できない学生については本人および保護者を交えた相談を開くこととしている。そのほか、課外の学習支援として「インディ・カフェ」（工学系学部の学習支援組織の名称）、「学生ラウンジ・学習ラウンジ」「C-PAC」（スポーツ系の学習支援組織の名称）（大学中央棟）、「ピアツァ M」（法学系の学習支援組織の名称）（法学部棟）を置いている。

②の生活支援については、学生が入学から卒業まで有意義で充実した学生生活をおくることのできるような環境を支援している。この中心に奨学金制度がある。本学の奨学金制度は、桐蔭横浜大学特待生奨学生制度、日本学生支援機構奨学金および地方公共団体・民間育英団体奨学金の三つの柱からなっている。他に桐蔭横浜大学スポーツ奨学金制度、桐蔭横浜大学私費外国人留学生授業減免制度がある。

そのほか「健康管理センター」「学生相談室」を設置し、身体面と精神面のケアを図ることとしている。また、学生に対する学内アルバイトの斡旋を行い、学生の経済的な支援を行うこととしている。

③進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施

（資料 7-1 就職・進路サポート <http://toin.ac.jp/ouen/career/career-support/>）

具体的には下記内容で実施している。

1) キャリアガイダンス

各年度の前期および後期の初めに、各学部の学年ごとに実施している。現在の就職環境、就活スケジュール、就職ナビサイト登録方法、キャリア講座、キャリア情報センターの支援体制などの説明、進路アンケートなどを行っている。前期および後期の初めに行うこともあり、多くの学生が参加している。また、必要に応じて適宜、昼休み時間を活用したランチ講座を開講している。

2) 授業科目としてのキャリア講座

学部3年次の学生を対象に、それぞれの将来の進路について、より深く考えさせるとともに、具体的な就職試験対策を行うための講座として、キャリア講座を開講している

法学部では、「キャリア・デザインⅠ」、「キャリア・デザインⅡ」を開講している。医用工学部では、生命医工学科は「キャリア研究」、臨床工学科は「キャリア研究Ⅰ」、

「キャリア研究Ⅱ」を開講している。スポーツ健康政策学部では、「キャリア講座」（課外講座）を開講している。

内容は各学部ともほぼ共通であり、自己分析、企業研究、インターンシップ、就職ナビサイト登録、内定者報告会、卒業生講話、マナー講座、SPI 模擬試験、履歴書・エントリーシートの書き方、グループディスカッション対策、面接対策などである。特に医用工学部では、医療制度の基本と仕組み、弁護士による「医療事故の現状と臨床検査技師、臨床工学技士の法的責任」についての講義、病院説明会、さらに、4年次には昨今のチーム医療の重要性を鑑みて、生命医工学科・臨床工学科合同の多職種連携医療専門職養成基礎演習を実施するなど、医療、生命工学に特化した内容も充実させている。

これらの内容は、各学部就職指導委員会とキャリア情報センターが協力・連携しながら決定している。

3) インターンシップ

学生が将来の進路を考えるうえで、インターンシップは貴重な機会であり、学生のインターンシップへの参加意欲は年々高まってきている。大学経由で応募する横浜商工会議所加盟企業インターンシップや官公庁インターンシップは実習期間が比較的長く、じっくりと就業体験をしたい学生はこれらのインターンシップ参加を希望している。

キャリア情報センターでは、多くの学生がインターンシップに参加できるよう、インターンシップガイダンス、参加企業の選び方、応募書類添削、ビジネスマナー、実習にあたっての注意事項などの支援を行っている。

4) 個別支援

キャリア情報センターでは様々な個別支援を行っている。近年、個別支援の重要性が高まっていることから、学部ごとに有資格のキャリアカウンセラー、専門アドバイザーを配置し、学生個々のニーズに合ったきめ細やかな対応を行っている。

具体的には、就職・進路相談、履歴書・エントリーシート添削、模擬面接、求人情報の提供などである。

④ 課外活動支援

課外活動支援とは、文化系体育系のクラブ、サークルの支援、また学生会、燦爛祭実行委員会への支援などである。これらについては学生部、スポーツ強化推進本部、文化活動推進本部などが組織体となって支援を行っている。

⑤ 心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮

本学での心身の健康保持等のケアに対応する措置としては、学園相談室（資料 7-2 <http://toin.ac.jp/univ/campuslife/counselor/>）と健康管理センター（資料 7-3 <http://toin.ac.jp/students-parents/health-care-center/>）が二本の柱となっている。学園相談室は2017(平成29)年度より、学園バスロータリーに隣接する「桐蔭学園アカデミウム」内に相談室を設置し、学園の児童・生徒・学生が学業や進路、就職、性格上の悩み、対人関係、その他生活全般について気軽に何でも相談できる体制をとっている。相談員は、常勤カウンセラー1名と非常勤のカウンセラー2名、非常勤の精神科医1名があたっており、申込みは大学保健室での申込みやメールで行うシステムを採っている。開室の日数は週あ

たり6日で、昨年の実績では延べ805名が相談に訪れている。なお、教職員も利用できる。

次に、学生および教職員の健康の保持増進に寄与することを目的として健康管理センターを設置している。昨年度までは大学施設外に設置されていたが、今年度から大学中央棟の2階に移設され、より学生達が利用しやすい環境が整備された。なお、この健康管理センターが果たす役割として次の三つが挙げられる。①学校保健法に基づき毎年4月に健康診断を実施している。基本的な実施項目は身長、体重、視力、聴力、血圧内科診療、胸部レントゲンの各項目であり、未受診者に対しては担当教員に呼びかけるなど受診奨励に積極的な対応を行っている。②学内での怪我、急に体調を悪化させた学生には応急の処置を施している。ただし医師が常駐していないため専門的な治療、薬の処方が必要な場合は、学園内の「桐蔭学園診療所」や提携関係にある医療機関を紹介する体制である。なお、緊急時に備え、AED5台、車椅子4台、簡易ベッド2台、担架3台を具備している。さらに健康管理センターを補完するものとして前述の「桐蔭学園診療所」が本部管理棟3階に設けられている。これは医療機関であり、医師による診察、薬の処方が受けられるので、大学保健室の守備範囲を超えたケースにも対応できるような体制となっている。

⑥障がいのある学生への支援

中央棟の完成時、他の建物でもバリアフリー対策を行った。2015年からは法学部で歩行が困難な学生を受け入れている。この経験を通じて、現在の施設は、たとえば大教室の椅子机など、気づきにくいところで障がいのある学生には十分ではないことが判明している。また、トイレについてもまだ限定的な対応となっている。

2013年から、スポーツ健康政策学部、田中准教授が着任し、障害者スポーツに力を入れつつあり、その関係で、2018年からスポーツ健康策学部の2年に障がいのある学生が編入学する。短期で大きな改築などは困難であるが、障がいのある学生の声を聴きつつ、出来るところから少しずつ対応してゆくことを想定している。

⑦ハラスメント防止のための措置

本学ではハラスメント防止についてのガイドラインが2002(平成14)年4月1日に制定され、2005(平成17)年にはハラスメント対策委員会が立ち上げられ、それを機会に規程の整備も行った。日常の防止対策として、毎年4月に全学生に配布される『学生便覧』にハラスメント防止および相談・苦情への対応等について記載し、前・後期のオリエンテーションにおいては担当の教員が全学生に注意を促している。また、各学部、部局にハラスメントの相談員(窓口)を設けており、相談を希望する者は相談員に直接電話やメールで予約を取るシステムとなっている。そして相談員は、話を十分に聞いて状況を把握した上で相談者とともに解決の方法を考える。また、問題が深刻かつ重要な場合は大学のハラスメント対策委員会が問題解決にあたる。なお、ハラスメント対策委員会の活動は規程の改正案の取り纏め、学生に対するハラスメント意識調査の実施、教職員対象のハラスメント研修会の実施など様々な活動を積極的に展開している。

(資料6-5 ハラスメント相談 <http://toin.ac.jp/univ/campuslife/harassment/>)

② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。
また、学生支援は適切に行われているか。

学生支援の軸として、以下を示した。①学習支援、②経済的支援・生活上の支援、③進路・キャリア支援、④学生課外活動支援、⑤健康支援、⑥障がいのある学生への支援、⑦その他、セクハラ、パワハラ、暴力問題。そのそれぞれについて対応する組織がある。

- ①学習支援・・・学務部、各学部学務委員会、その他
- ②経済的支援・生活上の支援・・・学生部、各学部学生委員会
- ③進路・キャリア支援・・・キャリア情報センター、各学部就職指導委員会
- ④課外活動支援・・・スポーツサポートセンター、強化部(後援会)
- ⑤健康支援・・・健康管理センター(大学保健室等)
- ⑥障がいのある学生への支援・・・学生部
- ⑦その他、セクハラ、パワハラ、暴力問題・・・学生部、ハラスメント委員会等

①の適切性について

インディ・カフェ、ピアツツア M、C-pac については、4月と9月の運営会議、大学評議会、各学部教授会で利用状況について活動報告を行っている。利用状況は良好で、成果も上がっている。

②の適切性について・・・奨学金等の経済的支援措置の適切性

(資料 7-4 奨学生制度・奨学金制度 <http://toin.ac.jp/univ/campuslife/scholarship/>)

桐蔭横浜大学特待生奨学生制度は、学部の1年次後期から3年次前期(法学部においては2010(平成22)年度より1年次前期から2年次後期)までの2年間を対象に、成績優秀者を学部学科ごとに選考し、学期ごとに授業料相当額等を奨学金として支給するものである。具体的には、前学期の成績評価(法学部は入学試験の結果)、GPA などにに基づき総合的に選考している。他に桐蔭横浜大学スポーツ奨学金制度、桐蔭横浜大学私費外国人留学生授業減免制度がある。

日本学生支援機構奨学金については、本学では例年4月に説明会を開催し、その後一定期間を設けて希望者に申込資料を提出させ、面接を実施し、学内選考のうえ日本学生支援機構に推薦をしている。近年、高校在学中に手続きを行う奨学金予約採用制度ができたため、奨学金を借りる学生が増加し、2017年11月現在で全学生の約45%が日本学生支援機構の奨学金を借りている状況である。

本学でも他大学同様に地方公共団体(都道府県市区町村)や民間育英団体の奨学金制度を採用しており、昨年度の実績では地方自治体では横浜市、川崎市、大田区、および茨城県のものがあり、団体のものとしては電通育英会、交通遺児育英会などで実績がある。

なお、その他に経済支援制度の一環として日本政策金融公庫の「国の教育ローン」があり、本学でも相談に来た学生にはパンフレットで説明し薦めているが、申し込みは学生が個別で行うため利用実績の数字は把握できていない。

③の適切性について

3 学部とも外部専門業者のキャリアカウンセラーによる日常的な指導と、教員による指

導との連携が円滑に出来ている。就職状況も好ましく、体制は適切とあってよい。

④の適切性について

スポーツ関係のサポート体制は順調であり、適切に行われている。文化活動については、3学部のうち、主たる担い手が法学部のみとなるため、人数的に不足する傾向を免れない。そういった中であっても、大学のサポートもあり、活動するサークルなども少しずつ増加傾向にある。また、平成30年3月に「クラブハウス」が完成し主要な文化系サークルが入居、活動拠点を確保している。

⑤の適切性について

健康管理センター（大学保健室）の場合、利用者が多いことが好ましいとは必ずしもいえない。近年、利用者は一定数であり、学生のニーズにあった運用となっている。また設備などについても問題は生じていない。

⑥の適切性について

本学のような小規模の組織では、対応には限界があるが、出来る範囲内での着実な対応となっている。

⑦の適切性について

大学でのハラスメントは、セクシュアル・ハラスメントから多様化し、様々な相談が寄せられるようになってきている。様々な相談に対応できているという点で、適切な制度運用とあってよい。ただし、ハラスメント委員会の制度が、セクシュアル・ハラスメントを想定して整えられているため、ハラスメントの状況によっては、迅速、有効な対応とは断じられない側面もある。新しい制度的工夫が必要だろう。

（資料 6-5 ハラスメント相談 <http://toin.ac.jp/univ/campuslife/harassment/>）

法学部 全学の方針は、教授会及び教員全体会議により学部の全教員に周知されている。すべての学部学生は、演習担当の専任教員が担任となっており、学習のみならず、学生生活全般に関する相談・指導を行っている。またリメディアル教育、就職関連試験、資格試験準備を目的として、「ピアツアM」（法学部棟）を設置している。

医用工学部 「インディ・カフェ」はパソコンが設置されたレッスン・スペースである。そこには教員、インストラクター、学生スタッフが常駐しており個人指導、グループ指導ともに随時授業外指導を受けられる。パソコンも設置されており、レポート作成や情報の検索等に利用できる。「インディ・カフェ」には以下の2コースがある。

第一は、ベーシックコースと呼ばれており、基礎学力充実のための個人指導やグループ指導を受けられる。ここでは授業の復習、レポートの作成、試験対策も行うことができる。

第二は、アドバンスコースと呼ばれ、本学の大学院、他大学の大学院へ進学したい学生を対象にする。ここでは専門的な知識を生かして専門職に就職したい学生等が対象となり指導を受けられる。

スポーツ健康政策学部 SPI 試験、公務員試験などの基礎学力の向上を目的として、C-pac を設立している。これは外部業者との連携で運営するもので、現在のところ、利用者も多く、好評を得ている。

法学研究科 学部と共通の組織である学生課において、奨学金の受給や生活支援等の相談に乗る環境が整えられている。桐蔭学園診療所も、学部生同様に利用可能であり、健康診断も義務付けられている。

スポーツ科学研究科 本研究科に関する施設・設備は、本学内の現有施設・設備を利活用している。収容定員の 20 名（入学定員 10 名）の院生が日常的に研究等で利用する居室については、大学法科大学院棟 5 階に確保し、机、PC、書棚等を配備している。

法務研究科 学生の学習支援については、本学大学院法務研究科が中心となっており、学生生活の支援については、大学共通の支援体制との連携によって実施するという仕組みの下で、いずれも適切に行われている。

具体的にみると、学習支援については、オフィスアワー、アドバイザー制度、自学自習サークルの奨励・支援など、本学大学院法務研究科オリジナルの諸施策がある。そのほか、大学共通の支援体制として、法情報検索システム（TKCローライブラリー、LLI統合型法律情報システム）およびオンライン学修支援システム（スマートキャンパス）もある。学生生活の支援についてみると、経済的支援については、日本学生支援機構の奨学金制度に加えて、独自に、1.桐蔭横浜大学法科大学院特別奨学金制度、2.桐蔭横浜大学法科大学院奨学金制度及び3.提携教育ローン制度を設けている。

以上より、本学大学院法務研究科における学生支援の体制は、大学としての方針に基づいて整備、具体化されており、各措置はいずれも適切に行われているといえる。

③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

①～⑦と多岐にわたっており、自己点検評価もそれぞれの部署で行っている。ここでは学生部と、キャリア情報センターの 2017 年度の点検評価を確認する。

■ 学生部点検評価

○ 学生部重点方針

1) 学生会役員会・燦爛祭実行委員会・部活動への支援

学生と教職員との橋渡しをする学生会役員会と燦爛祭の企画立案・運営をおこなう、燦爛祭実行委員会の運営支援と体育施設を使用するクラブ団体に対する施設使用に関する調整、指導。

2) 自転車・バイク駐輪指導及び違法駐車への対応

自転車・バイクを利用して登下校する学生の登録および駐輪指導と自動車で登校し、学

内駐車場に違法駐車をした学生への指導等の対応。

3) 奨学金の取扱い

日本学生支援機構奨学金の説明会実施、手続き補助、相談やその他奨学金についての相談、手続きのサポートを行う。

○今年度の状況と課題

1) 学生会役員会は、クラブの設立・廃部管理および予算配分・折衝の他に学生アンケートの実施、学生生活向上のための活動、例えば学生クリーンアップ運動などを計画していたが、クラブの予算配分・折衝に多くの時間を要し、学生アンケートの実施はできたものの、学生生活向上のための活動までは至らなかった。また、燦爛祭実行委員会においては、委員が4名しかおらず、運営するにはぎりぎりの人数ながら、参加団体の協力が当日運営の大きな力となった。学生部としては、準備の初期段階より実行委員にタイムスケジュール作成の指示、開催までの各々の時期における準備内容や実行委員からの相談を受けるために週1回のミーティングを行い、実行委員がスムーズに準備ができるよう支援を行った。

体育施設利用団体との打ち合わせは、毎月1回、利用状況の確認及び注意事項の連絡を行っている。打ち合わせた内容は、スマートキャンパスに掲載し公表している。

今年度は、学生会役員会は8名、燦爛祭実行委員会4名と少なかったため、また多くの委員会を運営している学生が3～4年次であるので、次年度以降の各委員会業務が支障をきたす恐れがある。特に燦爛祭実行委員会は、1名しか残らないため、次年度の委員募集が必須である。集まらない場合については、学生会役員会及び各クラブより1名選出してもらうことも考えている。クラブについては、次年度クラブハウスが完成に伴い、運営を行う学生会役員会と緊密に連携を取って管理・指導を行っていく。

2) 自転車・バイク通学者の登録については、毎年、4月に新入生全員に対して「交通安全講習会」を実施。実施後に登録用紙を配付し、希望者は提出させるようにしている。4月以外にもバス通学者が自転車・バイク通学に変更する場合は、登録するようにオリエンテーション等の機会に連絡している。

自動車の違法駐車については、3年ほど前は多く見かけていたが、この2年で減少し、ほとんど見かけることはなくなった。

3) 近年の奨学金を貸与依頼する学生は、ここ数年、増加傾向にある。本学では、奨学金を貸与されている学生はこれまで他大学と比べ比較的少なかったが、ここへきて、高校在学中に手続きをすることができる予約採用制度と相まって急激に増加し、本学学生のおおよそ2人に1人が日本学生支援機構の奨学金を貸与されている状況となった。また、家計負担者の急病や急死による、奨学金相談が増えてきたこともあり、そうした学生に対応すべく、独自の奨学金制度を作り運用を開始しようと検討している。

■キャリア情報センター点検評価

キャリア情報センターでは、毎年度末に就職委員会において各年度の総括と次年度方針を決定している。今年度の方針として、①就職希望者へのカウンセリング強化、②地元企

業との関係強化、③医用工学部における病院関係への就職に特化した支援などの点について、前年度に引き続き注力していくことが確認されている。

①就職希望者へのカウンセリング強化については、近年、就職活動における学生の二極化が進んでいること、入社後のミスマッチングを防止することなどから、各学生のニーズに応じた個別相談の重要性が年々高まってきている。本学ではそのような状況に対応するため、各学部担当の有資格キャリアカウンセラーを配置し、きめ細やかな支援を行っている。しかし、キャリア情報センターへ来室すること自体に二の足を踏む学生も多々見られるため、まずは学生が来室しやすいような雰囲気づくりや来室のきっかけづくりに努めている。一例として、学部3年生対象に実施しているキャリア講座で履歴書作成方法がテーマの際に、キャリアカウンセラーに履歴書添削指導を受けることを課題とすることで、キャリア情報センターへの来室を促すなどしてキャリア講座からカウンセリングへの誘導を図っている。就職活動開始前に一度来室機会を設けることで、就職活動中に気軽に来室できることにつながっており、平成28年度卒業者の就職率は全学部の平均で96.8%（卒業者のうち就職者の割合は77.8%）と、ほぼ全国平均の水準を達成しており、一定の効果を上げてきていると言える。相談希望者の増加に対応するため、相談受入体制を更に充実させていくことが今後の課題である。

②地元企業との関係強化については、東京・神奈川の優良企業約2,300社への求人依頼、各種団体（神奈川県経営者協会、神奈川県中小企業家同友会、神奈川県情報サービス産業協会など）が主催している名刺交換会・情報交換会での人事採用担当者との交流、業界研究セミナー・企業説明会への人事採用担当者招へい、横浜商工会議所の横浜インターンシップ参加などを通じて関係強化を図っている。

③医用工学部における病院関係への就職に特化した支援については、医用工学部では、国家資格（臨床検査技師、臨床工学技士）を取得し、病院関係に就職することが目的となることから、その内容に特化した支援を行っている。支援内容として、学部担当の有資格キャリアカウンセラーに加えて、病院退職者の専門アドバイザーを配置し、実務的な観点から学生にアドバイスを行っている。キャリア講座では、医療制度の仕組み、病院接遇マナー、弁護士による「医療事故の現状と臨床検査技師・臨床工学技士の法的責任」についての講演、病院説明会などを行っている。また、昨今のチーム医療の重要性を鑑みて、臨床検査技師と臨床工学技士の2職種がお互いに連携して、臨床における重要な課題に対する対策を策定するという作業を通じて、お互いの職種に関する相互理解を深めることを目的とした「多職種連携医療専門職養成基礎講座」を実施している。講座実施により、他職種への理解が進むなど狙い通りの効果が見られた。次年度以降、講座内容を更に充実させるべく検討を進めている。

以下、幾つかの学部、研究科の点検評価を確認する。

法学部 学部として特化したシステムは制度化されていないものの、大学と学部の運営が

密接に関連している結果、実質的に学部の状況は定期的に確認されている。

また、個別の学生支援の適切性については、学部長、学科長、学生委員会委員が情報を共有し、必要に応じて教授会及び教員全体会議での情報共有と審議がなされているほか、担任教員に対する個別の指示ないし助言がなされ、対処の結果が報告されている。

学部の教授会、教員全体会議、各委員会及び大学全体の大学運営会議、全学委員会の構成員をほとんどの教員が兼務しているため、全体的な問題の把握と対処は迅速かつ適切になされている。また学生の個別的な問題についても、担任教員が確実に対処している。法学部棟5階の研究室フロアはなんら制約なく学生が来訪することができ、担任以外の教員による学生対応も多くなされている。オフィスアワー以外の時間帯であってもこうした個別的な学生支援が実施されている。

医用工学部 補習・補充教育に関する支援体制とその実施については、「インディ・カフェ」が効果を上げている。また、勉強以外の進路相談、サークル活動や対人関係の相談も受付けており、学習サポートのみならず学年等を越えた学生同士の交流の場にもなっている。

留年者および休・退学者の状況把握と対処に関しては、次のとおりである。

留年者については、様々な学力レベルの学生が入学しており、学力的に4年間で卒業できない学生がいることも事実であり、こういった学生をサポートするためにも担任制度は有効である。また進級制限を設けることにより学力不足のまま進級することを阻止し、相応の学力を修得させたいうで進級させることにより、学力不足による退学の防止にもなっている。

休学者については、理由は健康上の問題(身体的、精神的)、学校に馴染めない、経済的な問題、学力的な問題等、様々なものがあり復学が容易でないケースも多いが、担任制度により教員が定期的にフォローしており学校との繋がりを保っている。成績不良者に対する三者面談を早期に実施することにより退学の防止を図っており、これを機会に軌道修正する者もいる。また退学時にはクラス担任と必ず面談することとしているため、退学を思い留まる者もいる。

退学に対する対応は、「欠席が多くなる」「成績が低下する」などの兆候が見られた場合に早めに対処することが必要であり、そのために担任教員、父母等、本人による三者面談を行っているが、初期的な段階での学生相談体制を充実することが課題である。また、退学については、本学の特徴である少人数教育を基礎として、学生に対するきめ細かいフォローや相談体制を充実させる。なお、経済状況の悪化による退学に対しては、経済的な支援策を検討する。

スポーツ健康政策学部 学業面の支援についてはオフィスアワーを設けることによって、授業における疑問等に応じる機会があり、学生も積極的に活用している。学生生活の支援については、1・2年生は担任教員が、3・4年生はゼミ担当教員が相談を受ける体制が整っている。就職に関する支援は、CPACが効果的に機能しており、公務員試験を始め、SPI試験や教員採用試験に向けた準備を行っている。また、大学院進学に関しては、大学院専任教員を中心として説明会を行っている。これらの支援の点検を学部教授会、学科会議、学部運営会議等で教員間が情報交換することによって、現状の把握と対策を検討している。

法学研究科 本研究科は小規模な組織であり、また、法学部からの内部進学 of 学生も多いことから、学部生のときと同じ学生生活を行う環境が整えられていることが、学生にとっても便宜である。

留学生については、大学で準備したアパートにおいて生活してもらうこととなり、生活文化の違いなどからトラブルが発生する要因となる場合がある。

学生支援については、基本的には学部生と同様の対応をとっている、ただし、奨学金制度などにつき、学生個別の対応を行っている。

学生委員会において、大学院生に対する学生支援も視野に入れた検討が行われている。また、大学院生向けの奨学金については、より充実したものを制度化することが検討されている。

法務研究科 本学大学院法務研究科の学生支援の適切性については、「財団法人 大学基準協会」による外部評価およびその前提となる自己点検・評価の機会に定期的に点検・評価がなされているといえ、そこで指摘があれば、それに対応して改善・向上に向けた取り組みを行うことは勿論である。

本学大学院法務研究科の在学生の多くが有職社会人であることから、学生支援体制について積極的な意思表示をするものとの見込みのなかで、個別の支援内容について、やや点検・評価、そして、改善の努力を軽んじた面がないとはいえないが、しかし、それは支援体制に問題のないことの証左ともいえることから、結局は、本学大学院法務研究科の側から学生に対してニーズ調査を積極的に行わなかったことに問題があるといえよう。学大学院法務研究科の在学生の多くが有職社会人であるという特色に基づいて、学生の学習支援については、本学大学院法務研究科が中心となって独自の試みを数多く行い、学生生活の支援については、大学共通の支援体制との連携によって実施するという大枠のなかで、個々の支援はいずれも適切に実施されているといえる。

第8章 教育研究等環境

①学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

全学的な方針としては、大学憲章の中に、以下に示すように、環境、条件の整備についての一般的規程が存在する。

研究活動については、「国際水準の研究を推進し成果を出す。産学の連携と地域貢献にも力を注ぐ」と規定し、組織運営については、「良質の教職員スタッフを揃える」「研究設備と教育設備の充実をはかる」としている。こうした一般的方針の具体化については、大学運営会議、教学マネジメント会議などで議論され、中長期方針、短期の方針が個別的に確認されている。

2017年、本学の宮坂特任教授がノーベル化学賞候補と取り沙汰された。宮坂教授の業績は、本学に着任してから、本学でなされた研究である。このことは、本学の研究環境が適切なものであることを何よりも証拠立てている。教員研究費は、法務研究科を除けば一定の水準を保ち続けており、研究室も各教員に配備され、また研究時間を確保するために、授業時間が過多とならないように配慮している。(年間担当コマが16コマを超えた場合、わずかであるが翌年の研究費を増額するという制度を2017年度から実現した。)

なお、2015年には、学生部が中心となって「魅力あるキャンパス計画」が策定され、それに基づいた環境整備が少しずつ行われたが、学生部長の任期交代、クラブハウスの建設などがあり、2017年はじめから、計画実現に向けての動きは中断していた。そこで、2018年からは学長室のもとに委員会を設置し、「第二期魅力あるキャンパス計画」に着手することになった。

なお、短期のものについては、学生の学習にかかわる環境、条件の整備は学務部が、教員の教育研究活動については、研究推進部が主たる推進部局となっている。短期的課題の克服については、学務部、研究推進部のいずれも、毎月の企画検討会に提案、報告を行い、主導的に環境、条件の整備を行っている。

幾つかの学部、研究科の状況を適宜確認する

法学部 学習支援体制については、学生便覧に明記され、大学ホームページ上で公表されている。また教員の境域研究活動にかかわる整備方針は、学部教授会及び教員全体会議で周知されている。

医用工学部 教育研究等環境の整備については、学生の学習スペースの確保と、学内 LAN 等の情報環境の整備および講義室等での情報機器使用に伴う整備を進めることが重要と考えている。

具体的には、学生の学習環境整備として、大学中央棟の完成以降、各学部が主に使用する建物ごとに、即ち、法学部棟、技術開発センターおよび大学中央棟に学生の自習スペースを確保することが出来るようになった。学生自習室はスペースに限りがあるので、その他の学習スペースとしては、図書館をはじめ、教室やゼミ室など、使用していない部屋は

積極的に学生に開放するなどして場所の確保に努めている。情報環境の整備については、情報処理演習室およびマルチメディア教室など、情報演習等の授業で使用している部屋の授業以外の開放に加え、法情報検索室など、パソコンが常設されている部屋の常時開放なども行われている。さらに、学生自習室などでは、情報コンセントや無線 LAN の設置により、ノートパソコンなどを持参した場合でも、気軽にインターネットへ接続ができるよう学内 LAN の整備を進めている。

教員の教育研究環境の整備については、こちらも大学中央棟の完成により各教員の研究室の個室化が進み、ほとんどの教員に個室研究室の整備が進んだ。十分な広さを確保しており、個室同様に使用している状況である。学内 LAN 等の情報環境についても、各研究室および実験室等には、情報コンセントが設置されており環境が整っている。各教室についても大学中央棟については、ほとんどの講義室に情報コンセントが整備されている。授業で使用する部屋ではゼミ室の一部で情報コンセントの設置等、整備がされていない部屋が残されているものの、授業でインターネット等を利用するという場合でも十分に対応可能となっているとともに、情報機器使用に伴うプロジェクター、スクリーンなどの整備も教員の要望に対応できるよう整備されている。

スポーツ健康政策学部 授業用の講義室は中央棟の3・4階を中心に十分確保されている。また、演習室や実験室も授業に必要な数は整っている。実技科目で使用する教場については、以前は十分とは言えない状況であったが、2年前に大学体育館が新築され整備は進んでいる。教員研究室も演習が行える程度の空間が確保され、研究活動にも支障はない。教育研究活動に関わる環境や条件等について学部教授会、学科会議、学部運営会議等で教員間が情報交換することによって、現状の把握と対策を検討している。

法学研究科 院生に対しては、履修要綱と合冊された学生便覧を配布し、大学院生学習室や図書館の利用などについてのガイダンスを掲載している。また、各年次の最初に実施されるオリエンテーションにおいて、研究科長及び専攻長から、大学院における学習についての諸注意を周知している。

スポーツ科学研究科 大学院生が研究に使用するスポーツ研究施設は、現在建設の進んでいる新大学体育館を始め、トレーニングルーム、大学共同研究施設、T棟各種測定実験室（人工気候室、低酸素室、汎用実験室）、大学中央棟4階大学院専用演習・実験室、学部と共用となる1階・4階の各種実習室等現有の施設を利活用することで十分な研究環境に対応している。

法務研究科 本学大学院法務研究科としては、学生の学習や教員による教育研究活動に関する環境や条件を整備するための方針を明示することはせず、以下にみるような、各種の施策を実施している。

②教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

「医用工学部実習棟」 5つの実験室を備える3階建てとして2014年に竣工した医用工学部実習棟は、基礎理工学分野の実験から医療系実習に至るまでの医用工学部における実験実習科目のほぼ全てを実施している。医療系技術者・研究者として将来企業・研究機関や医療機関で活躍していくためには、実験科目で学ぶ経験が不可欠であり、最先端の設備を備えた実習棟が活用できることは、医用工学部の教育・研究にも重要である。

M101 実習室：生命医工学科の生理学実習や臨床工学科の基礎医学系実習で使用する。中央をパネルで分離することができ、実習用ベッド、医療系ガス配管、人工呼吸器や蘇生訓練用シミュレーターを備えている。

M201 実習室：主に物理学や電気・電子工学、機械技術など医療技術を支える工学基礎分野の実習科目で使用する。自然科学を前提とした物理実験装置や計測装置、また医療系の他学ではまねのできない加工機械など、特長的な設備を備えている。

M202 実習室：臨床工学技士が扱う人工心肺装置や血液浄化装置などの生命維持管理装置の操作保守に関する実習に使用する。人工心肺シミュレーターや血液透析用配管設備を備えている。

M301 実習室：病理学、血液学、免疫学、一般検査学等の実習および基礎化学・生物系の実習に使用する。有機溶媒使用を前提にドラフトチェンバーと可動式局所排気装置を、また、独立した検鏡室を備えている。

M302 実習室：微生物学、臨床化学等の実習および基礎化学・生物系の実習に使用する。感染性試料を取り扱うための安全キャビネットやオートクレーブを備える他、紫外線照射装置を備えた前室がある。

各室の用途に合わせて整備した上記設備の他、ICT設備としてプロジェクター、スクリーン、ホワイトボード、無線LAN環境などを各室に設置している。終了する時間の調整が難しい実験科目は午後3、4限に設定されることが多く、実験科目を限られた実験室で有効に実施するために、授業時間割の調整だけでは遣り繰りが付かず実験室を日割りで共有する等の工夫を行っている。

スポーツ施設 スポーツ関連施設として、2016年2月に竣工した大学新体育館（1Fメインアリーナ2F柔道場255畳：建築面積2,567㎡、延べ床面積3,637㎡）を有している。この新体育館内1Fにはメインアリーナ以外に、男女各40名が同時に更衣可能なロッカールーム及びシャワールーム、その他にトレーナーを目指す学生がスポーツ強化クラブ選手のコンディショニングサポートを行うための医療系実習室を兼ねたコンディショニングルーム407㎡も設備されている。各施設には情報関連の機器（動作・戦略分析可能なカメラおよびメディア機器）を含め教育を効果的に行う設備を整えている。

また、同一法人の桐蔭学園高等学校と野球場、サッカーグラウンド（人工芝）ラグビー場（人工芝）、剣道場、プール（25×8コース）及び高校体育館を共有しているが、それらに加え、2017年8月に竣工した桐蔭学園新サッカーグラウンド（人工芝）および、新野球場（軟式サイズ）が加わり本学の授業及びクラブ活動は、これらの施設すべてを円滑に活用

することにより問題なく展開することができている。

法学部 法学部固有の設備としては、法学部棟内4階に模擬法廷を設置している。また、法人付置施設であるが、桐蔭学園アカデミウムの陪審法廷やサヴィニー文庫など貴重な施設も授業その他で利用されている。

法学研究科 法学部棟3階に大学院生専用の学習室を設け、個人の机及びロッカーを割り当てている。

スポーツ科学研究科 校地・校舎の面積は、大学設置基準を大きく上回っており、現状でも十分な広さを確保しているといえる。大学中央棟には、教室や実習関係の部屋が整備されている。

法務研究科 本学大学院法務研究科では、教育研究等環境に関する方針に基づいて、横浜キャンパス内に専用の法科大学院棟を設けるとともに、東京キャンパス（神谷町駅付近の虎ノ門マリビル内）を設置している。

③図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

図書館 大学情報センター(大学図書館)は、平日及び土曜について9時から21時まで、日曜及び祝日について9時から17時まで(大学の授業日にあたる場合は21時まで)、年中無休で開館している。閲覧席は413席を備え、そのうち86席は学習に集中できる個人席である。蔵書は各学部専門書を中心に約19万冊を所蔵しているが、中学・高校図書室と活発な相互貸借を行うことで学園全体で40万冊に及ぶ資料の有効活用が行われている。

学術情報サービスの提供体制としては、図書館業務システムにおいて国立情報学研究所のNACSIS-CAT/ILLシステムに接続し、全国の大学図書館を結んだ総合目録データベースを活用した文献複写・資料貸借サービスを提供するほか、国立国会図書館デジタル化資料提供サービスを29年度に導入している。また、データベースの充実にも注力し、学術文献データベース①CiNii(国立情報学研究所)、②J-DreamⅢ(ジーサーチ)、新聞記事データベース③聞蔵Ⅱビジュアル(朝日新聞社)、④ヨミダス文書館(読売新聞社)、⑤日経ValueSearch(日経メディアマーケティング)、総合百科事典データベース⑥ジャパンナレッジ(ネットアドバンス)、法令判例データベース⑦D1-Law.com(第一法規)、⑧LEX/DBインターネット(TKC)など、図書館のみならず、学内ネットワークに接続する端末からも利用できるよう整備している。また、情報発信機能としては、平成27年4月より「桐蔭横浜大学学術情報リポジトリ」の運用を開始し、本学紀要「桐蔭論叢」と「桐蔭法学」(遡及入力中)の電子化公開を行っている。

(資料8-1 大学図書館 <http://ufinity.toin.ac.jp/>)

法学部 図書館において、学生が D1-Law. com(判例体系・現行法規・法律判例文献情報)ほかの法律系データベースを無料で利用できるようになっている。また法学部棟内の無線 LAN 環境を継続的に整備しており、現状では一部の教室を除き、無線 LAN の利用が可能となっている。

法学研究科 図書館の利用に際しては、その学習の専門性に鑑み、学部生(貸出冊数 5 冊、貸出期間 2 週間、貸出延長期間 2 週間)よりも優遇した環境を整えている(貸出冊数 20 冊、貸出期間 4 週間、貸出延長期間 4 週間)。また、閲覧席についても、大学院生を優遇する措置がとられている。

スポーツ健康政策学部・スポーツ科学研究科 大学院生の研究・教育に利用される本学の図書館はスポーツ科学分野と学問領域が密接に関連する領域である医用工学部のあることから、大学院生にとって十分な研究条件を備えている。現在、スポーツ科学・体育関係の和書は約 5,400 冊、洋書は約 300 冊(合計 5,700 冊)を所蔵している。その他、各研究分野の学会誌をはじめ、各種スポーツ種目類の専門雑誌も広く網羅している。洋雑誌についても、各研究分野とスポーツ種目分野に関する多彩で多くのものを揃えている。また、図書の充実を図るため、基礎学部開設以来、毎年、1,500,000 円の図書費用を予算化し、随時、スポーツ・体育関連の図書・雑誌・CD・ビデオの購入を進めている。現在、オンラインサービスの設備も充実しており、国内外の文献検索や収集に幅広い機能も果たしている。

図書館での利用に関しては、専門図書、推薦図書や研究書を系統的に配置し、大学院生と学部学生が共用する。

法務研究科 大学情報センター(図書館)に加えて、本学大学院法務研究科では、東京・横浜の両キャンパスに独自の図書室(自習室)を設けるとともに(横浜キャンパスの図書室は 2016 年度より他の研究科の院生にも開放している)、「TKC ローライブラリー」および「LLI 統合型法律情報システム」による学術情報サービスを提供しており、いずれも適切に機能している。

④教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

中長期的な環境整備は、大学運営会議で論議して方向性を決め、短期的な環境整備などについては、研究推進部が中心となって遂行されている。また個別の案件については、個々の学部、研究科の職掌となっている。

教員の行う研究活動を支援するため、実験系教授に年間650千円、非実験系教授に550千円等の教員研究費を配分するほか、学部毎に事業計画を作成し大型の教育・研究設備の整備も進めている。更に、助成金・共同研究・受託研究など外部資金の導入支援と管理は、研究推進部が担っており、特に科学研究費補助金については学内広報および講習会を開催して、申請のサポートを行っている。助成金などに伴う間接経費を活用して、教室のAV機器設置や大型プリンター等の教育・研究設備の整備を進めている。研究成果の一つである特

許については、発明者の届出に基づいた発明評価委員会の審議を経て、学長が出願する規程を定めている。(桐蔭横浜大学発明評価委員会規則 資料8-2)

法学部 学部予算を付したうえで桐蔭法学研究会が組織され、定期的に研究会が実施されている。その成果は『桐蔭法学』(年2回発行)により、学内外に公表されている。

医用工学部 医用工学部では、研究用薬品管理システムを平成30年度に導入するよう準備を進めている。

法学研究科 指導教員がきめ細かく学生の要望を収集し、問題点については研究科委員会において検討する等の対応を行っている。

工学研究科 工学研究科の専任教員の研究費・研究室は確保されている。教育・研究支援体制の整備については、講義、実験、実習、演習、試験監督などの教育活動に対し、大学院生のティーチング・アシスタント・エキストラ(TAE)を採用している。リサーチ・アシスタント(RA)の制度はないが、研究室ごとに各教員が独自に外部資金を利用して技術スタッフを採用している。

スポーツ健康政策学部・スポーツ科学研究科 大学中央棟には、ラウンジ、ピアノレッスン室など、コミュニケーションを楽しみながら情報・音楽・語学を学べるスペースや実習室、講義室、研究室など教育研究のためのスペース、他にもクリエイティブスタジオという多目的に使えるスペースを備えている。

講義、実験、実習、演習、試験監督その他の教育活動に関する補助業務を行う者として、ティーチング・アシスタント(T.A)に大学院生を採用し、これとは別にティーチング・アシスタント・エキストラ(T.A.E)として学部生等を採用している。各担当者は、次年度の授業計画に基づき、T.AおよびT.A.Eを申請することになるが、学生への教育指導に関して必要な人数を申請することになる。

法務研究科 本学大学院法務研究科では、専任教員の授業担当時間が教育準備及び研究に配慮した適正な範囲となるよう、最大で年間18単位(大学院法学研究科修士課程の「特講」計4単位を含む)、最小で年間4単位としており、これに教授会、各種委員会活動、授業運営に関する合議等の時間を加えても、教育準備及び研究の時間は十分に確保されているといえる。さらに、研究活動に必要な機会を保障すべく、専任教員について毎週授業のない曜日を設けているほか、研究のための学会活動や研究会活動への参加が授業と重なる場合に補講を条件にこれを許可することにして研究活動への参加の機会を保障している。

以上より、本学大学院法務研究科においては、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているといえる。

⑤研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

桐蔭横浜大学における研究活動上の不正行為を防止し、データの捏造・改竄・盗用と研究データの不適切な破棄、及び、研究費の不適切な使用などの不正行為が生じた場合に厳正かつ適切に対応するために、平成19年度に規程を制定し、同26年度に大幅な改訂を行っている。学長を最高管理責任者に定め、統括管理責任者の下、各部局にコンプライアンス推進責任者と倫理教育責任者を置き、全学的な不正防止計画の企画立案などを担う不正防止委員会、業務と会計について内部監査を行う監査委員会、不正行為の通報を受ける公益通報処理総括者、事案毎に調査を行い統括管理責任者に報告する調査委員会などを定めている。

(資料6-4 桐蔭横浜大学における研究活動上の不正行為の防止体制について) http://t.oin.ac.jp/univ/unauthorized_use/

物品購入などの経費支出に伴う手続きを定めた詳細なマニュアルを学内情報ホームページに掲出するほか、大きな改訂の度に教授会などで教員に周知している。ヒトを対象とする臨床研究やヒト遺伝子の解析に関わる研究については、研究着手前に倫理審査を受ける体制を整備している。また、教職員、研究者および学生の意識向上のため、倫理教育は部局毎に企画し毎年実施している。

法学部 全学方針に従い、全教員を対象とした研究推進部のFDが実施されている(平成29年度実績)。また、平成28(2016)年度から、各年度に、全学部生を対象として、必修演習において研究倫理教育を最低限1回実施している。

医用工学部 現在、研究倫理に関する学内規程は、「桐蔭横浜大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理規則」(資料8-3)および「桐蔭横浜大学臨床研究倫理規則」(資料8-4)が整備されており、それぞれの倫理審査委員会設置のため、「桐蔭横浜大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理審査委員会規則」(資料8-5)および「桐蔭横浜大学臨床研究倫理審査委員会規則」(資料8-6)が整備されている。そして、その根本的な考え方として、「桐蔭横浜大学教職員倫理規程」(資料8-7)を定め、本学の教職員として、教育研究に携わる職務と責任を自覚し、業務の定常な執行に務めるよう定めている。また、研究を行ううえで、外部資金の調達も重要なことになるが、このような外部資金の適正な執行などを含めて、「桐蔭横浜大学における研究活動上の不正行為の防止に関する規程」を定め、研究遂行上、不正がないよう定めを設けている。

スポーツ健康政策学部 スポーツ健康政策学部 研究推進部による研究倫理教育を学部生と教員に対して行っている。学部生に対しては、個人情報取り扱い等が中心となるが、教員に対しては研究活動上の不正行為(データの捏造や研究費の不正使用等)を防止するため内容が中心となる。適切な研究遂行に向けた取り組みを行っている。

法学研究科 毎年1回、研究倫理教育についての注意事項を配布の上、適切な研究活動を行う上での注意点を伝達している他、「研究指導」における論文作成指導において、文献

引用・参照についてのルールについての教育を行っている。

工学研究科 臨床研究倫理審査に関する研究倫理に関しては、学内内規に従った審査委員会が設けられ、法学部教員、学外者を含む審査委員によって、研究計画の審査が行われている。研究倫理一般については、大学全体の組織である研究推進部が定期的な教育、啓蒙活動を企画し、実施している。

スポーツ科学研究科 不正行為に関する通報窓口、研究費に関する相談窓口を設け、学長を最高責任者とし、統括管理責任者として研究推進部長および事務局長をあてる責任体系を定めている。この他、倫理委員会等を設置して、倫理コードに関する国の方針について情報を提供している。

法務研究科 本学大学院法務研究科の専任教員から 1 名を研究推進本部の構成員に選び、研究倫理の遵守に必要な措置のうち、本学大学院法務研究科において適切なものを教授会の折に実施するなどして、適切に対応しているものといえる。

⑥教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

研究推進部、図書館の点検評価書を確認しよう。

■研究推進部

1. 外部資金の獲得について

平成 29 年度科学研究費補助金の採択内定者が発表され、昨年より 3 件多い 8 件が新規に採択された（応募者 21 名、採択率 38.1%）。この他、前年度からの継続（移籍 2 件含む）が 18 件あり、合計 26 件となった。

採択数はここ数年大きな変化がない。今後、採択件数を増やすには、申請件数を増やす必要もあり、PR と説明会の開催を続けていく。また、科学研究費補助金などの競争的資金の間接経費の一部を教員個人研究費に還元していることも外部資金獲得への動機の一つとして機能している。

一方で科学研究費補助金の獲得や受託研究、共同研究などが特定の教員や一部の客員研究員に偏っており、通常業務の多い常勤の教員が研究にもエフォートを割くことができるような環境を整えていく必要を痛感する。

2. 産学交流について

かつては神奈川県下最大級の工業技術見本市「テクニカルショウヨコハマ」に PR ブースを設けて、産学間の交流のみならず、行政や他の研究機関の研究支援のあり方について情報収集を行うなどの活動の場としてきたが、予算の関係や開催時期、教職員が多忙であることもあって、ここ数年、学外活動は見送っている。

3. 知財管理について

平成 28 年度は 4 件の特許申請を行い、また、13 件の特許を維持している。これら特許には経費がかかるが、新規申請数によっては、予算額を上回る年度もあることから、費用確保の方策が必要になりつつある。

一方、一部の研究室の持つ技術が国際的に評価されるようになりつつあり、知財管理においても今後の学内の研究活動が益々活性化する方向で実施する必要があると考える。

4. 研究不正の防止に関する体制整備について

平成 29 年度に改正した 2 点、研究データの保存および利益相反マネジメントの体制に関して周知を図り、各学部で実施した研究倫理教育でも重点的に説明を行っている。安全保障貿易管理・営業秘密管理などについても本学の実情に適したガイドライン・規程の制定に向けて、検討を進めていきたい。一方、学外に不正通報窓口を設置する件については、今後の検討事項とする。

5. その他研究環境について

研究倫理審査委員会など研究推進部の所管するいくつかの委員会の事務については、教員のボランティアに依存している現状がある。研究推進部に人的余裕は無い点が課題である。

図書館の点検評価は以下の通りである。

(資料 8-1 大学図書館 <http://ufinity.toin.ac.jp/>)

大学図書館は学園の中央図書館として高校生にも利用を認めており、年間利用数約 65,000 名のうち、大学生が 33%、高校生が 62%、教職員ほか 5%を占めている。長期にわたり利用数の漸減傾向が続いてきたが、24 年度の施設改修を機に大学生の利用が伸びている。パソコンコーナー利用者、医用工学部の国家試験学習者を中心に伸びが顕著で、特に会話可能な参考閲覧室とグループ閲覧室が活用されている。H29 年度(上半期)の一日平均利用数は 181.5 名、うち大学生は 67.7 名、授業日に限れば 99.2 名に達している。

また、大学図書館の所蔵数は各学部の専門書を中心に約 19 万冊であるが、中学・高校図書室と活発な相互貸借を行うことで学園全体で 40 万冊に及ぶ資料の有効活用が行われている。さらに、大学図書館を窓口とした県内公共図書館からの資料取寄せサービスにより、全学園の幅広い資料要求に応えている。

本学園の H29 年度事業計画には、「学習、教育・研究に資する図書の充実はもとより、図書館が中心となり、地域住民と学生と共に様々な文化活動を展開し、地域との連携を深める。また、アクティブ・ラーニングを支える図書館を目指し、情報センターとしての機能を更に充実させていく(学園事業計画：第 2-8)」ことが大学図書館の重点方針として掲げられている。

今年度の取り組みとしては、既に導入済みのデータベース聞蔵Ⅱビジュアル(朝日新聞)、ヨミダス文書館(読売新聞)に加え、29 年 4 月より新たに日経 ValueSearch データベースを導入し、就職活動に必須の日本経済新聞記事や企業情報の検索ができるようになった。また、図書館 2 階エントランスにタッチ式 40 型デジタルサイネージ「図書館情報パネル」を整備し、分野別の資料配架マップや各種サービス案内を学生自身の必要に応じて表示できるようにし、利用インフォメーション機能の強化をはかった。

地域貢献については、「桐蔭学園図書館パートナー」が昨年 7 月に発足したが、この活動は地域ボランティアが、学生・図書館と協働して読書や文化をテーマにしたイベントを

企画、実施するものであり、大学はその活動の場（自己実現の場）を提供するという全く新しい形での地域貢献を目指している。今年度は、メンバーの企画により、選書ツアー&POP作り講座（H29.7.15／於、紀伊國屋書店新宿本店）、一瞬作家体験イベント（H29.10.23）、丸山ゴンザレス氏講演会（H29.11.20）を開催した。

今後の重点施策としては、第一に授業支援の強化が挙げられる。過去 10 年間、図書館では約 2 千冊のシラバス掲載図書を整備し、シラバスに掲載されている文献はほぼ網羅されるに至っているが、教員アンケート等により授業課題文献のさらなる充実をはかり、また、初年次の科目を中心に授業別の参考文献リスト（パスファインダー）などを作成していきたい。第二には電子書籍の導入である。学術雑誌については理工学分野を中心に電子ジャーナルの導入が進んでいるが、書籍についても中学・高校図書室と共同して電子書籍の導入をはかりたい（年間 350 冊程度）。これにより、文芸書、就職関係書、英語読本など従来手薄であった一般書の充実が可能となる。大学・高校といった利用者の所属を意識することなく自宅からでも利用できることが電子書籍導入のメリットであり、全学園の利用者が等しくサービスを楽しむことができるよう、情報センターとしての機能をさらに充実させていきたい。

桐蔭学園アカデミウムの設置されている陪審法廷やサヴィニー文庫などの活用も今後の大きな課題である。特に、陪審法廷は法学教育への活用のみならず、歴史的遺産として教員、学生の教育研究に資することが求められている。サヴィニー文庫についても、希少価値の高い書籍でもあり、保存状態を守りながら、教育研究に資するような活用が望まれる。

幾つかの学部、研究科の点検評価も適宜以下に確認する。

法学部 研究室は、専任教員はもちろんのこと、特任教授も含む全員が個室の研究室を与えられている。また、週 10 コマ以上の担当がないよう授業負担が設定されており、他大学への非常勤講師としての出講を原則週 1 日までとし、教員の研究時間の確保に努めている。

予算的な制約から、大規模な設備や多額の経費を要するプロジェクトを学部として実施することは難しい状況にある。ただし、各教員は科研費の獲得に務めている。

現在の環境は、学部の目標と大学としての教育研究活動を担保しうる水準にあると考えるが、外部資金の獲得等によってさらなる拡充を図るため、学部内の諸業務の合理化と効率化を推進する必要がある。

スポーツ健康政策学部 各教員の授業持ちコマ数を把握し、授業や委員会等の負担に偏りが生じないようにしている。また、学部と大学院との連携の観点から学部学生の大学院進学意識を高めることが求められるが、教員自身の研究力の向上が課題である。科研費の獲得に向けた取り組みを積極的に行うことが課題である。

法学研究科 研究科委員会において教育研究等の環境についての検討を行っているほか、大学図書委員会においても大学院生への配慮を行うよう提言を行っている。

大学院生学習室の管理及び運営は学生自身に任せており、学生の自治意識を高めることで、研究の進捗状況の確認や研究方法についての情報交換を行う素地が培われている。

予算規模の観点から、大学図書館から提供されるオンラインサービスにおいて制限があり、不便な点がある。学生に対しては、可能な限り円滑に研究を進めることを可能にするよう配慮している。指導教員による補助も有益に働いている。

工学研究科 医用工学部長、医用工学部生命医工学科長、医用工学部臨床工学科長、工学研究科長、工学研究科医用工学専攻長によって構成される工学系学部長・学科長会議が実質的に点検・評価を行い、その結果をもとにその向上に向けた改善案を大学運営会議に諮っている。

スポーツ科学研究科 FDに関する研修等へ積極的に参加し資質の向上に努めている。

学生の自習スペースが確保されているため、学生が自由に学習出来るようになっている。この自習スペースは、無線 LAN の設備も整備されているため、インターネット接続することも可能である。

施設面としては環境が整備されつつあるが、研究科の実験室等の整備が必要である。学生の教育研究に不利益にならないよう、十分配慮しながら計画を進めていく必要がある。また学内 LAN 等の情報設備が整っていないため、今後の整備が望まれる。

実験実習室を整備し、将来構想を踏まえた施設の有効活用について検討する。情報設備に関して、今後の機種変更、選定などを含めて検討を進める。この委員会では、設備面だけでなく、大学としての情報教育のあり方や必要な設備について、検討を行う。なお、情報設備の経費算出については、法人財務と連携して進めていく。

法務研究科 本学大学院法務研究科の教育研究等環境の適切性については、「財団法人 大学基準協会」による外部評価およびその前提となる自己点検・評価の機会に定期的に点検・評価がなされているといえ、そこで指摘があれば、それに対応して改善・向上に向けた取り組みを行うことは勿論である。また、各教員の教育研究等環境については、大学全体として、教員ごとに教育、研究及び地域社会貢献活動のとりまとめた「学術交流レポート」（資料 2-4 http://toin.ac.jp/univ/wp-content/themes/univ/pdf/gakujutsu_report2016.pdf）を毎年作成し、冊子として公刊すると同時に HP 上で公開している。

本学大学院法務研究科における教員による教育研究活動に関する環境や条件の整備に関しては、法科大学院の特徴を反映するものとして、長所・特色があるといえる。

本学大学院法務研究科における教員による教育研究活動に関する環境や条件の整備に関しては、法科大学院としては一般的なものであり、ややオリジナリティに乏しい面は否めない。

本学大学院法務研究科は、教育研究等環境に関する方針に基づいて、必要な校舎設備、図書館、図書室（自習室）を設け、法科大学院生に適合的な学術情報サービスを提供している。

第9章 社会連携・社会貢献

① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

方針としては、学則第一条に示されている社会の進展と福祉への貢献、社会的使命の達成という方針をあげることができる。本学では開設当初から社会人講座、おもしろ理科教室など地域連携につとめてきたが、近年は私立大学等改革総合支援事業タイプ2への応募が、基本的な方針のかわりとなっている。そして、同事業では、3年連続してタイプ2で採択されている。また大学の地域貢献度に関する全国調査（日経グローバル誌）では、96位にランキングされている。（前回2015年調査では293位）

スポーツ健康策学部・スポーツ科学研究科については、神奈川県、横浜市、横浜市青葉区と、健康づくり連携事業を展開している。これは、現在主流となっている官と大学との連携事業を実施するに際し、協定を締結するなど、実行委員会や運営委員会の構成メンバーの一員となり、行政とともに様々な企画を立てて、協働で実施している。

また、本学大学院法務研究科は、「ハイブリッド法曹の養成」を教育目標として、法学未修者や社会人経験者を数多く受け入れることで、多様なバックグラウンドの人材を法曹界へ送り込むことを方針として掲げている。こうした方針は、司法制度改革審議会意見書のいう「法科大学院における入学者選抜の公平性、開放性、多様性」を具現化したものであることはもちろんであるが、より広くは、社会の高度化・情報化・多様化に伴い、紛争処理や問題解決に法的知識だけでなく、その他の専門的知見をも必要とされる局面が増大するといった現代的課題に答えようとするものである。すなわち、本学大学院法務研究科における最も中心的な教育研究成果であるところの「ハイブリッド法曹の養成」は、そのまま社会貢献につながるということができる。

② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

本学の社会連携地域貢献の要として桐蔭横浜大学地域連携・生涯学習センター（資料9-1 http://toin.ac.jp/sgc/kouza_top/）がある。同センターは2000（平成12）年に地域の住民との交流、地域への知的貢献を目指し、学園の社会貢献の一部門、大学の持つ高度かつ豊富な知識や情報を広く社会に提供し、地域の学術および文化振興に寄与することを目的として設立された。

当初は安定した受講生の確保が難しく、開講できない講座も増えた。その後、全国大学公開講座研究会にも加盟し、受講者の希望を取りそれを参考に講座開講の企画をするという開講方式に改め、受講生の少ない講座の内容の見直しや、趣味芸術講座の新設を行ったところ、開講率も上昇し順調に受講者も増加している。

1. 学生が主体的に地域と係わる正課の授業

2008年（平成20年）に開設されたスポーツ健康政策学部では、正課の授業として、講義科目の「社会貢献論」ならびに実習科目の「サービス・ラーニング実習」が設置されている。「サービス・ラーニング実習」は、地域において様々な社会貢献活動に取り組む各種機関・団体（NPO法人、公益財団法人、社会福祉法人、独立行政法人）の理解と協力を得て運営を行っている。

2017年度は、学生の実習受け入れ先は38あり、前期・後期の授業期間を通して、約200名の学生が、大学のある神奈川県横浜市ほか、東京都、静岡県、山梨県、福島県、群馬県、新潟県、長野県など各地で行われた多様な実習プログラムに参加した。実習の活動内容は、幼児や学童へのスポーツ指導や夏季・冬季の野外活動支援、障害者スポーツ大会運営、地域子育て支援、高齢者の健康づくり、環境保全活動など多岐に渡り、関わる対象も様々で、学生は自らの興味・関心に基づき、実習先を選択し、30時間以上の社会貢献活動を体験する。さらに、実習前後には、事前学習と事後学習（レポート作成と実習報告会）があり、実習レポートには、実習での学びや気づきを2,000字以上にまとめる。実習報告会では、同じ時期に実習を体験した学生達が集い、グループディスカッションと発表会を行う。このように、事前学習からの実習体験、事後学習まで約1年間の教育プログラムとして展開している。

これまでに10年間の実績があるサービス・ラーニング実習は、授業後に、学生が主体的に地域に関わり続けていたり、卒業して社会人になってもなお社会貢献活動を継続する事例が見受けられる。よって、本事業は社会貢献に寄与しているといえる。

2. 自治体産業界からの意見聴取

毎年、自治体、産業界からの意見聴取として、大学、各学部研究科の三つのポリシーを外部の人たちに点検してもらい、意見を聞く機会を設けている。カリキュラム作成にあってもその意見を反映させるよう努めている。

3. 地域課題の解決を目的とした研究

法学部の警察消防コースでは、地域防災を学ぶ目的で、都市と防災、消防学が開講されている。コース履修者を中心に、消防団が、横浜市消防局青葉消防署のもとに結成されている。

4. 公開講座・・・おもしろ理科教室(資料9-2 <http://toin.ac.jp/sgc/omoshiro/history/>)

本事業は、日頃の大学で行われている研究等を小中学生等に直接実験等に参加してもらいながら学んでもらうことを目的として実施されている。この事業は1999(平成11)年から実施されており、近隣地区の小中学生および父母を対象に夏休みの1日に開催されている。主な内容は、医用工学部、工学系大学院を中心とした教員有志、学生・研究生が自主的に企画し、理科系科目のおもしろさ、不思議さを参加者と一緒になって学び、興味を持ってもらうことを主眼に行われている。

本事業に対して、大学は、広報、受付、救護、会場設営・撤収等の後方支援に職員が全面協力をを行い、大学全体で本事業を支えている。

5. 高齢者の学び直し

高齢者の学び直しの機会として、桐蔭生涯学習講座を設けている。ここでは、2017年度は年間 64 講座を実施し、受講生延べ 808 名となっている。また社会人学生入試、長期履修制度、科目等履修生の制度もあり、希望に応じて大学正課の授業を履修することもできる。

これらに加え、学部・学科の取り組みについて幾つか補足する。

法学部 各コースの取組と連携して、学生の地域貢献活動（消防団分団の結成、神奈川県警ボランティア組織への参加等）をおこなっている。施策実行の機動性と個々の学生に対する教育効果という点では、大規模学部にはない強みがあるといえる。

また桐蔭法学研究会が、平成28（2016）年以降、武蔵野・横浜の自由民権運動について調査研究し、その成果を発表している。

教員の個別の取組として、東京都及び神奈川県等の地域を中心に、行政機関の第三者委員会の委員や、講演・セミナーの講師を担当するなどの活動をおこなっている。

スポーツ科学研究科 学外組織との連携協力による教育研究の推進に取り組んでいる。また、研究成果を学会等の研究集会にて発表している。このような機会を通じ、大学院とはどのような存在かについて周知し、大学院やスポーツ科学が身近な存在であるということを知ってもらう効果は大きいと理解する。

法務研究科 本学大学院法務研究科における「ハイブリッド法曹の養成」という日々の教育活動自体が社会貢献であることはすでに述べたが、それ以外にも特筆すべき社会貢献としては、文部科学省の「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」として平成 28 年度および平成 29 年度にわたって「優れた取組」に採択された「職域拡大に向けた“コンプライアンスのパイオニア養成”プログラム」がある。

これは、従前より充実したコンプライアンス関連科目を提供してきた本学大学院法務研究科の特色を活かし、“コンプライアンスのパイオニア養成”という観点からカリキュラムをリデザインし、関連科目群のパッケージングや法律基本科目群とのコネクティングを明示的に学生に提示するとともに、「桐蔭コンプライアンス・リサーチ教育センター（TOIN Compliance Research Education Center [以下、桐蔭 CREC という]）」を立ち上げ、学生とともにコンプライアンス研究と情報発信を行い、さらに、その成果をコンプライアンス教育課程にフィードバックすることで、研究と教育の上昇スパイラルを築こうとする取組みである。これまで、コンプライアンス研究と情報発信を目的とした桐蔭 CREC 主催の公開シンポジウムが 3 回（創立記念シンポジウムを含む）にわたって開催されている。

このように、本学大学院法務研究科においては、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施し、その教育研究成果を適切に社会に還元する仕組みが整い、実際に還元してきたといえる。

③ 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

神奈川県、横浜市、横浜市青葉区等との幅広い連携については、本学の教育研究を広く社会に周知させる有効手段の一つと言える。大学のプレゼンス、存在感が増してきており、教育研究の成果の還元については順調に推移し、効果が上がっていると考えられる。この点においては効果が確実に上がってきている。各行政機関とは、今後もより有効な方法を構築させて推進していきたい。また、学生のボランティア活動は、近隣地域に「桐蔭横浜大学」の存在感を高めるのに十分な効果がある。地域と大学とは密接な関係を維持する必要があるため、学生主体の行動は十分に効果がある。

社会に対する公表手段の一つとして、本学のホームページにも報告事項を掲載し、広く多くの方々に本学の取り組みを周知している。

なお、桐蔭横浜大学地域連携・生涯学習センターは、2017年度の事業について以下のよう

- 桐蔭生涯学習講座において年間64講座を実施した。
- 神奈川県との連携事業として以下に参加した。
 - 「大学で学ぼう～生涯学習フェア」第1弾県立図書館、第2弾相模原市民センター
(第1弾 1日目 資料提供 参加者71名)
(第1弾 2日目 資料提供 参加者76名)
(第2弾 特別講演・ミニ講座・各大学ブース設定参加者220名)
 - 「中高生のためのサイエンスフェア」そごう横浜店9階新都市ホール
(来場者約2,363名) 実験・体験コーナーでは
「からだを測る、からだを治す」(石河睦生専任講師) 約250名が参加。
 - 「中高生サイエンスキャリアプログラム」桐蔭横浜大学(参加者15名)
(「医療系技術者について」の講演 米坂知昭教授)
(超音波診断装置、医療機器の操作体験 濤川唯助教、山内忍専任講師)
 - 「子ども科学探検隊」(小学生12名)などを実施。
(アカデミウム見学→英語村見学→おもしろ理科教室参加)
- 横浜市との連携事業として
 - 「ヨコハマ大学まつり」横浜クィーンズスクエア(2日間 約16,000名)
2日目、音楽部やダンスサークルの学生によるステージパフォーマンスを展開。
- 青葉区との連携事業として、地域課題解決型貢献活動として
(青葉区役所との基本協定及び覚書に基づき)
 - 子育て支援活動「子どもの国 ベビーカーマップ完成お披露目」
 - 「第2回花と緑で健康づくり講演会」たまプラーザテラス プラザホール
(参加者約82名)
 - 「青葉バラウオーク」(参加者約47名)
(学生がコース設定 たまプラ～荏子田太陽公園 約6キロ)
 - 「大学生と巡る秋のもみじウオーク」(雨天の為中止)

(学生がコース設定 大学～嶮山～早野～学園 約5～6キロ)

- 高齢者支援活動「子どもの国 シニアマップ作り」(制作中)
- 青葉区内6大学による「連携講座」青葉区役所(参加者約40名)
「カラダの不調を解消する運動は？」櫻井教授の講演

●その他

- 夏の大学恒例イベント「第19回おもしろ理科教室」を桐蔭横浜大学で実施。
(来場者約1,400名)
- 「マルシェぶらり～青葉台2017」青葉台駅周辺
ボランティアArch「盲導犬育成グッズ販売等」
チアリーリング「ステージでの演技発表」

以下、いくつかの学部研究科について補足する。

法学部 学部として特化したシステムは制度化されていないものの、教授会及び教員全体会議において、施策の検討・報告と評価が随時行われており、実質的に学部の状況が定期的に確認されている。社会連携・社会貢献に関する取組の実績について、これに特化した形で公表していくことを検討すべきであろう。

医用工学部 最近の社会情勢の変化により、大学に求められる事柄も以前と比べて様変わりしている。開かれた大学という考えをより明確にし、それを明示して、社会との連携・協力に関する内容を公表することを検討したい。

「おもしろ理科教室」については、内容について大学内部においてより深く検討する機会を持つことが重要であると考え。企業との共同研究や企業等からの受託研究は、最近の経済情勢の影響で少なくなってきたが、社会発展のためにも本学の有する知識の有効活用をしてもらうために、PRの強化策を考える必要が大切と考える。社会貢献委員会の組織機能充実策については、現在学内組織として設置してある社会貢献委員会機能を充実させる必要がある。

スポーツ健康政策学部 横浜市青葉区のスポーツを通じた街づくりに貢献できる可能性は大きいと思われる。学部が有する実践の知や研究の知が、地域のスポーツの普及発展にどのような形で貢献できるかを検討していくことが課題である。

法務研究科 「職域拡大に向けた“コンプライアンスのパイオニア養成”プログラム」については、文部科学省の「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」として応募して、2年度にわたり採択されたことから明らかであり、その適切性については定期的な点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを実施してきた。

「職域拡大に向けた“コンプライアンスのパイオニア養成”プログラム」の長所・特色としては、まず、こうした取り組みを可能とする基盤として、本法科大学院においては設立以来一貫して「ハイブリッド法曹の養成」を目標に掲げて、法学未修者や有職社会人を受け入れて、法曹有資格者の活動領域の拡大を見据えた教育を日々実践してきたことが指摘さ

れる。つぎに、企業などの修了生の受け入れ先に「ハイブリッド法曹」および「ハイブリッド法務博士」の即戦力をアピールし、法曹有資格者及び法科大学院修了者に対する就職支援体制の構築に貢献することも見込まれる点もメリットである。さらに、桐蔭 CREC が広く社会に向けた情報発信を継続することによって、企業等の組織のなかで問題意識と志を抱く有為の人材が集う拠点となり、そこで同志や教員とともに語らい、学び合いながら“コンプライアンスのパイオニア”として成長し、組織に戻ってコンプライアンスの確立に寄与するというプロセスが繰り返され、ひいては、組織の内側から広く社会全体に向けて「法の支配」の理念の浸透を担う人材を持続的に輩出することを期待し得る点も社会的に重要なメリットであるといえる。

本学大学院法務研究科における「ハイブリッド法曹の養成」および「職域拡大に向けた“コンプライアンスのパイオニア養成”プログラム」の双方による社会連携・社会貢献は、平成 30 年度以降の学生募集停止により、遺憾ながら、継続することが不可能となってしまった（後者は、文部科学省「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」の一環としての取り組みであることから、募集停止後は応募が認められない）。なお、「ハイブリッド法曹の養成」については、少なくとも学生が在学する限り、変わらず実践していくことはいままでもない。

第10章

第1節 大学運営・財務

① 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

大学運営についての方針は、一般的な形としては、本学の大学憲章（資料 1-2 <http://toin.ac.jp/univ/overview/charter/>）に明記されている。これについては幾度か既に言及している。ここでは、組織上の方針にかかわることについて触れておく。

中長期の計画を策定し最終的に決定するのは、学長及び大学運営会議である（それは大学評価議会、各学部教授会、各研究科委員会を通じて総ての教員に周知される）。その計画を実行してゆくのは、個々の委員会組織、事務組織であり、個々の教員、職員である。中長期の計画は、一般的な形で示されるのが通例であり、具体的な実現過程の割り振り等まではなかなか明示されない。割り振りというのは、この部分はこの委員会で、こちらはこの部などでをさす。そしてその割り振り、コントロールがしっかりと出来ていないと、計画は絵に描いた餅となりかねない。

このコントロール部分について、本学は、学長室→事務局→学長室という形で組織変更を重ねてきた。組織変更が続いたということは、必ずしも期待した成果が得られていないという自覚に基づいている。2016年から新学長が就任したが、新学長は、このことの一つの原因を、学長室が事務処理組織に傾きすぎ、企画立案、管理コントロール機能を十分に果たしていないことに見いだした。そこで、その対策として、2017年度から、学長室の体制を見直し、学長室統括という役割を新たに設定し、教員を学長室に配置することとした。また学長、副学長、学長室統括、事務局長からなる学長室会議が2017年4月より毎月開催されるようになった。これにより学長室は、大学運営会議、大学評議会というトップ会議と実行部隊である各部署とを結ぶ働きをより強く期待され、また果たすことができるようになってきている。

② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

規程には、学長、副学長、学部長、研究科長、学科長、専攻長の役職、職掌などが規定されている。また、会議体としては、大学運営会議、大学評議会、教授会、研究科委員会が規定されている。

職員組織の分掌については、事務分掌規程により定められている。実際の業務は、職員と教員が協働して行わねばならない。この職員と教員の協働については、事務分掌規程の範囲外にあるため、個々別々に規定を設け、その果たすべき役割、権限などについて定めている。学務執行委員会、学生委員会、入試広報センター委員会、就職委員会などである。またこれらの委員会の相互調整をはたし、諸企画を討議、決定する場として企画検討会が毎月開催されている。

③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

1. 予算編成について

2015年度より、予算編成が組織的に行われるようになった。まず9月から10月にかけて、学園から大学予算の全体枠の概略が指示され、それをシーリングとして、10月頃から各部署単位に予算作成作業が行われる。これを11月～12月にかけて学長室に提出し、学長室で取りまとめ作業を行う。この作業の過程では、個々の案件について、問題があると考えられる場合は、各部署の担当者との折衝が行われている。そして取りまとめた予算案を学園に提出し、学園と協議の場を設け、決定している。決定された予算が通知されるのは、例年5月頃となっている。

2. 予算執行について

予算案を提出した際の文書に基づいて予算を執行しているが、10万円を超える予算執行については、再度、チェックを入れている。具体的には、10万円を超える予算については、見積書等の必要書類を付けて、理事長原議の形で書類を提出し、関係部局長、事務局長、学長の確認を経た後、理事長から決済を受ける形となっている。

④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

事務組織については、桐蔭横浜大学事務組織及び事務分掌規程（資料 10-1）により定められている。

変化する外部環境に対応するために、事務組織も適宜、改編してゆかねばならない。そうした必要が生じた場合は、この事務分掌規程を改定して、新たな組織体制としている。規定の改定については、大学運営会議、大学評議会でも原案を決定し、各学部教授会に周知した上で、理事会に提案して決定している。

こうした適宜の改編を継続的に行っていることもあり、事務組織は適切に機能している。ただ、強いてあげれば、①本学が比較的小規模な大学であること、②高校から発展して大学が設立されていること、もあり、大規模な大学に較べると、職員組織の人員が相対的に過小である印象を免れない。大規模大学では職員が行う職務は、部分的に、本学の場合、教員が行っている。（その分、専任教員の数が、学生比では大規模大学に較べて多くなり、より親身溢れる学生指導ができるという利点はある）教員と職員の業務境界については、厳密な線引きを行うことは出来ないが、本学の将来的な発展のためには、職員組織のより一層の充実が必要だろう。

⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

[1] SD 実施の方針

大学は研究と教育のための組織であるが、機能的に組織を構成し、円滑に組織を運営する知見や能力は、個別の専門的な研究、教育とは直接の関連性はなく、それ独自の専門性、技術性等を必要とする。この独自の大学組織運営については、事務職員は、「教職協働」という理念に基づき、教員と等しい立場から大学組織運営に参画することが求められている。以上を基本方針として、以下の実現を図る。

- ① FD が義務化されている教員を含め、全ての大学構成員を対象とし、高度な専門性を有する人材を教員、職員の区別なく育成する。
- ② 全学的な方針の企画立案、実施できる教員、職員を育成する。
- ③ 管理運営、教学支援、学生支援等の各部署における専門的な知見を有する職員が各部署に適切に配置されるよう計画する。

【2】 計画

1. 学内研修

- ①全学的な領域に関するもの
- ②全般的な業務改善・効率に関するもの
- ③個別、専門的な領域に関するもの

2. 学外研修

学外研修は、教職員の専門的知見の向上だけでなく、他大学の経験を参考とするための重要な機会である。また学外者との意見交換を通じて大学の社会的使命を再認識することも可能になる。これらは本学の運営の一層の改善、充実に寄与している。

- ① 日本能率協会主催の大学職員向けの SD 研修会に原則、全職員が参加し、報告書を提出する。(SD 研修参加状況 資料 10-10)
- ② 各部署においては、日本私立大学連盟等が主催する職員の研修会に出席する。

【3】 職員に対する業務評価

職員は例年、1年の業務を総括した自己申告書を上長に提出する。上長はこの自己申告書を基に面接を実施して評価点、改善点等を指摘すると共に人事考課を行う。一般職は管理職、管理職は事務局長が面接、人事考課を行い、学長、人事労務部長を経由して理事長に報告する。昇給、昇格は、この人事考課も参考に行われる。

- ⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

本学の PDCA サイクルは、大学運営会議、大学自己点検評価委員会、学長室会議等を軸に展開しているが、大学運営の適切さについてもその対象となる。改善、向上にむけた取り組みの典型として、2017年度からの学長室の改編をあげることができる。

第2節 財務

① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

本大学を設置する学校法人桐蔭学園は、高校以下の学校を設置して教育を行うことが、その事業の大きな部分を占めており、財政的にみても3分の2以上が高校以下の事業に充てられるものとなっている。

したがって、財政計画も新学部を設置などの大学における大きな改編などの構想がない現時点においては、高校以下の教育活動に視点を置いて考えている。

そして、高校以下の学校においては、平成30年度よりスタートした大改革が進行しているところである。

具体的には、高等学校について、従来の男子部、女子部の別学を学年進行により廃止し、男女共学の高等学校とするとともに、理数科、普通科で構成されていた学科構成を普通科のみとして、プログレス、アドバンス、スタンダードの3コースに再編する。また、6年一貫教育についても、中学校は廃止し、中等教育学校を共学化した上で一本化することとしている。

以上のような、法人設置学校の大改革を検討するに当たっては、改革が完成する7年後及び経過期間についての財政上のシュミュレーションを行った上で改革に着手しており、中長期的に安定した法人運営が行えるようにしている。

② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

大学の事業収支は、平成28年度では、事業収入は32億9千5百万円、事業支出は、32億9千万円となっており、大学での教育研究を適切に実施するのに必要な財政的な対応がなされており、このような収支の傾向は、近年変わっていない。これに加えて、大きな支出超過の生じていた、法科大学院について平成30年度より募集停止を行なったことから、将来的には収支状況は、より安定したものとなると考えている。

また、これを支える法人全体の収支状況においても、平成28年度決算では、収支のほとんどを占める事業活動収入は、101億2千万円、事業支出は、111億2千万円と支出が収入を上回っているが、減価償却の約11億円を除くと、ほぼ収支が均衡した状況となっており、このトレンドがここ数年続いている。近い将来大きな施設設備への投資も予定されていないことから、安定的な教育研究活動を行うことのできる財政状況が整っている。

「終章」

桐蔭横浜大学は、2011(平成23)年度に財団法人大学基準協会にて大学評価の審査を受け、同協会の設定する大学基準に適合する旨の評価を得た。総合的には適合評価を得たが、評価基準項目の中には「助言」を付された事項もあり、評価後はこの指摘事項を改善すべく、大学全体において取り組んでいる。また本文中にも言及したが、2016年新学長就任に際して、私立大学等改革総合支援事業に積極的に取り組むべき指示が出されたことは本学の大学改革に大きな道筋をつけた。この結果、学務上の組織、規程等の整備が進み、2016年度の申請でタイプ1に採択され、引き続き2017年度申請でも採択された。タイプ2についてはすでに以前から採択されており、現在は、タイプ4獲得に向けて、様々な準備作業を進行させている。

今般、第三回目の認証評価を前回と同様に財団法人大学基準協会にて審査を受けるに際し、同協会の定めた評価項目に従いそれぞれの教育研究組織等において評価を行い、最終的に大学全体としてのとりまとめを経て、記載方法に従い「点検・評価報告書」を作成した。

各評価項目については、効果が上がっている事項とともに改善すべき事項を確認し、そして将来の発展方策を提示することができた。今回の「点検・評価報告書」の作成を振り返り以下に要点的に述べる。

「1 理念・目的」は、論じるまでもないが、それぞれの大学の価値選択の根幹であり、全ての組織、制度、日常の活動の判断根拠が、これに基づいている。ただし、今回の認証評価報告書を作成する過程で気づかされたのは、理念、目的は金科玉条の如く不易のものではないということである。理念・目的は一般的、抽象的な表現を用いざるをえず、そこに解釈の余地が生じる。そしてその解釈は具体的な組織、制度、日常の活動の中で行われる。つまり学内の組織化、制度化、活動は、理念目的を解釈する作業でもある。さらに、その解釈の過程で、理念・目的に積然としない部分が見いだされれば、理念・目的の変更も俎上に上ることになる。このように理念目的と、学内組織、制度、活動は、相互に作用を及ぼすべき存在である。今後も、そうした相互作用をプラスのスパイラルとして実践してゆくよう銘記しなければならない。

「2 内部質保証」は、特にその位置づけが前回の報告から大きく変化した部分であり、また本学としても、今回の報告を準備する過程で力をいれた部分である。これまで本学は、ややもすると、PDはしっかりと出来ているが、C(A)の部分が十分でないところがあるとされてきた。2017年度から改変された学長室がCの部分について積極的な役割を果たすことよって、より効果的にPDCAを回転させる仕組みが整った。今後、毎年繰り返される点検評価作業を積み重ねる過程で、本学固有の状況に適合するPDCA制度を彫琢してゆきたい。

「3 教育研究組織」については、社会環境の変化に対応し、スポーツ健康政策学部テクノロジー学科の増員、法科大学院の募集停止を行ったこと、外国語センター、教職センターなどを2018年度から設置すること等、教育研究組織の再編を図ったことが評価に値する。将来の発展方策として、現在実行中の「サンフレッチェ作戦」にあるように、法学部、医用工学部、スポーツ健康政策学部を教育研究組織の三つの柱とする大学としての厚みのある実質をもち、共通の基調が根底に流れるシステムを発展させていくことを確認した。

「4 教育課程・学習成果」については、内部質保証について制度ではなく、その具体的な実質を吟味する部分であり、各学部、各研究科とも力点をおいているため、分量が最も多くなった。ただこの部分については、2016年度、2017年度と連続して、私立大学等改革総合支援事業タイプ1に選定されていることで、端的に状況と成果を評価することができよう。

「4 教員および教員組織」については、教員個々の教育力・研究力の充実が大学の力の基礎であることをあらためて確認することができた。比較的規模の小さな大学の強みを発揮するため、person to personの温かみのある指導の徹底によって学生の気持ちを把握し、その成長を後押ししていきたいという従来の姿勢に変わりはない。

「5 学生の受入れ」については、アドミッション・ポリシーすなわち求める学生像について学部ごとに明示し、Web上に周知することによって適切な選抜が実施されており、また、多様な選抜方法を設けることによって大学全体としては収容定員を満たしている点が評価できる。ただ、今後は、しっかりとした教育を行い、その成果によって社会的な評価を高め、その高まりが学生受け入れのあり方に反映し、理念、目的により適合的な学生を受け入れるようになるという好循環を生み出す必要がある。そうした循環が生まれれば、目的理念についても国内外の状況の変化に対応すべく、適宜、有効に再検討を行うことができるようになるだろう。

「6 学生支援」については、person to personの温かみのある指導をうたう本学が丁寧に取り組んでいる部分でもある。報告では、①学習支援、②経済的支援・生活上の支援、③進路・キャリア支援、④学生課外活動支援、⑤健康支援、⑥障がいのある学生への支援、⑦その他、セクハラ、パワハラ、暴力問題等での支援、の7の項目を柱として検討した。このうち④以外は、前回の点検評価報告書でも言及した部分であるが、この7年間で、その殆どの部分について前進が顕著であり、停滞している部分はないことを評価したい。たとえば、①学習支援については、前回報告書では、医用工学部のインディ・カフェのみであったが、7年間で、法学部ピアツツァM、スポーツ健康政策学部C-pacといずれの学部でも学習支援の仕組みが確立した。またキャリア支援では、教職員と外部業者による連携で、よりきめ細かな支援がなされるようになってきている。

④について、前回は存在しなかった。この7年間でスポーツ教育振興本部、文化教育推進本部が設立され、運動部、文化部のいずれにも、大学が積極的に関与することで、その活動の可能性を引きだそうとしている。

「7 教育研究等環境」については、大学中央棟に引き続き、医用工学部実習棟、そして大学体育館が完成し、著しく進展した。また第2野球場、サッカー場が、学園50周年を機に新たに増設された。2018年には大学30周年を迎え、これを機に更に環境整備に力をいれる予定である。

「8. 社会連携・社会貢献」については、私立大学等改革総合支援事業タイプ2の3年連続での採択が、本学のこの分野での力のいれ様を示している。本学は神奈川県、横浜市、横浜市青葉区等との幅広い連携および社会貢献を行っており、地域社会にも十分認知されるようになった。大学の人的・物的資源を広く社会に提供することは、大学にとっても社会との繋がりの中で教育研究を見つめ直す機会を持つのであり、さらに積極的な展開を図

りたい。

「9 管理運営・財務」については、まず、大学運営の意思決定がボトムアップを基調としつつ、強制的確なリーダーシップのもとに行われている点が評価に値する。運営体制や中・長期の将来構想については教授会、研究科委員会、学科会議、各種の大学運営に関わる委員会および大学事務連絡会等において周知され確認されている。次に、財務については、大学の予算体制を整える作業を通して教職員間にコスト意識が生まれきた点が評価に値する。予算体制の整備は事業計画にも大きく関連しているので、学校法人とも密な連絡を行っていききたい。もっとも大学単体の財政状況は極めて厳しいものがあり、財務的な自立のためには新しい発想が求められていることが強く認識された。

これらの確認を経て、次のように報告書のまとめとする。

いまでは伝説的となった経営学者、朝香鐵一が常に強調していたのは、組織上の問題の全ては現場で生じる、ということであった。このことは教育という世界、大学という組織においても成り立つ。たとえば「内部質保証」という一般的な言葉を、トップダウンで指示しても、おそらく課題は十分に達成されず、報告書は言葉が踊るだけで、実質の伴わないものとなりがちである。「内部質保証」は、学生一人一人、そしてそれを指導する教員、サポートする職員からなる個々の現場の状況を理解し、解釈し、方向性を考えることではじめて着手したといえる。もちろん、「内部質保証」という課題の達成には、大学の理念目的との関係性などを考慮し、問題解決の方向性を、組織指導部が的確に示さなければならぬ。しかし、その指し示しの作業は、現場の状況を理解して初めてできる作業なのである。

そうした観点から考えると、この7年間で本学の改革は大きく前進していると評価できよう。大学運営会議、学長室などの大学を指導する組織体と、現場のコミュニケーションは、この7年間で大きく改善していると評価できるからである。

大学運営は、全教職員に大学組織の進むべき方向や実施すべき事項が周知され、全教職員がそれらを十分に理解し、一丸となって目的達成のために邁進することなくしては成り立たない。今回の「点検・評価報告書」を作成する過程において、このような大学の目標の達成、問題点の把握、評価すべき事項のさらなる発展策について全学に議論の機会を提供し得たことを記し、今回の「点検・評価報告書」の結びとする。